

平成29年 6 月 5 日（月曜日）

○出席議員（14名）

1 番	尾 田 良 一	議員	8 番	諏 訪 良 一	議員
2 番	土 本 稔	議員	9 番	宮 下 為 幸	議員
3 番	林 真 弥	議員	10番	甲 部 昭 夫	議員
4 番	中 川 秀 平	議員	11番	古 玉 栄 治	議員
5 番	山 本 孝 司	議員	12番	若 狭 明 彦	議員
6 番	笹 川 広 美	議員	13番	坂 井 幸 雄	議員
7 番	南 昭 榮	議員	14番	作 間 七 郎	議員

○説明のため出席した者

町 長 杉 本 栄 蔵	土木建設課長 北 野 均
副 町 長 廣 瀬 康 雄	上下水道課長 田 中 智
教 育 長 袋 井 貞 司	会 計 課 長 百 海 和 夫
参事兼総務課長 植 田 一 成	長寿介護課長 道 善 まり子
参事兼農林課長 田 中 栄 一	保健環境課長 平 岡 重 信
参事兼住民福祉課長 加 賀 忠 夫	教育文化課長 上 坂 恵 一
企 画 課 長 高 名 雅 弘	生涯学習課長 正 谷 智
情報推進課長 町 田 穂 高	生涯学習課担当課長 甘 田 悟 司
税 務 課 長 古 川 利 宣	

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 土 屋 哲 雄 書 記 水 田 祥 代
議会事務局長補佐 山 本 博 司

○議事日程（第 1 号）

平成29年 6 月 5 日 午前10時00分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 議員派遣の件

日程第 3 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
(中能登町税条例の一部を改正する条例について)

承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて
(中能登町原子力発電施設等立地地域の指定による町税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について)

承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて
(中能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)

承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて
(中能登町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について)

承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成28年度中能登町一般会計補正予算)

承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成28年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算)

承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成28年度中能登町介護保険特別会計補正予算)

承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成28年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算)

承認第 9 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成28年度中能登町下水道事業特別会計補正予算)

承認第10号 専決処分の承認を求めることについて
(平成28年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計補正予算)

- 承認第11号 専決処分の承認を求めることについて
(平成28年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算)
- 報告第1号 平成28年度中能登町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 報告第2号 平成28年度中能登町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 議案第1号 中能登町農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について
- 議案第2号 中能登町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第3号 中能登町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第4号 中能登町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第5号 中能登町表彰条例の一部を改正する条例について
- 議案第6号 平成29年度中能登町一般会計補正予算
- 議案第7号 平成29年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 議案第8号 平成29年度中能登町下水道事業特別会計補正予算
- 議案第9号 平成29年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計補正予算
- 議案第10号 石川縣市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 議案第11号 石川縣市町村消防賞じゅつ金組合規約の変更について

日程第4 常任委員会付託

日程第5 休会決定の件

午前10時00分 開議

◎開 議

○議長（古玉栄治議員） おはようございます。

ただいまの出席議員数は14名です。定足数に達しております。

ただいまから平成29年度中能登町議会 6 月定例会議を再開します。

なお、本定例会議の会議期間は、会議日程のとおり本日から 6 月15日までとします。

また、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告をします。

初めに、さきの定例会議において可決されました北朝鮮による核・ミサイル問題及び日本人拉致問題の早期解決を求める意見書、精神障害者に対する公共交通機関の運賃割引の適用を求める意見書、地域の実情に応じて運用できる「民泊」の法制化を求める意見書の3件は、内閣総理大臣初め関係方面に提出いたしましたので報告します。

次に、地方自治法第121条の規定による本会議に出席する者を別紙のとおり説明員職氏名一覧表としてお手元に配付しましたので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

これより本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（古玉栄治議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会議の会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により、8番 諏訪良一議員、9番 宮下為幸議員を指名します。

◎決議第1号

○議長（古玉栄治議員） 日程第2 決議第1号 議員派遣の件を議題といたします。
議案書は、その1、1ページとなります。

お諮りいたします。

議員派遣の件については、お手元に配付のとおり、地方自治法第100条第13項及び会議規則第123条の規定により派遣することにしたと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古玉栄治議員） 異議なしと認めます。

よって、決議第1号 議員派遣の件は、派遣することに決定しました。

◎議案の一括上程

○議長（古玉栄治議員） 日程第3

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（中能登町税条例の一部を改正する条例について）

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（中能登町原子力発電施設等立地地域の指定による町税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について）

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（中能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（中能登町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について）

承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度中能登町一般会計補正予算）

承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算）

承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度中能登町介護保険特別会計補正予算）

承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算）

承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度中能登町下水道事業特別会計補正予算）

承認第10号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計補正予算）

承認第11号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算）

報告第1号 平成28年度中能登町一般会計繰越明許費繰越計算書について

報告第2号 平成28年度中能登町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

議案第1号 中能登町農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例について

議案第2号 中能登町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第3号 中能登町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第4号 中能登町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について

議案第5号 中能登町表彰条例の一部を改正する条例について

議案第6号 平成29年度中能登町一般会計補正予算

議案第7号 平成29年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算

議案第8号 平成29年度中能登町下水道事業特別会計補正予算

議案第9号 平成29年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計補正予算

議案第10号 石川縣市町村職員退職手当組合規約の変更について

議案第11号 石川縣市町村消防賞じゅつ金組合規約の変更について

以上の承認11件、報告2件、議案11件を一括して議題とします。

◎提案理由説明

○議長（古玉栄治議員） 町長から提案理由の説明を求めます。

杉本町長

〔杉本栄蔵町長登壇〕

○杉本栄蔵町長 おはようございます。

提案理由の説明を行います。

本日ここに、平成29年度中能登町議会6月定例会議の開会に当たり、町の近況について申し述べるとともに、提案をいたしました各議案についてご説明をいたします。

まず初めに、さきの町長選挙におきましては、中能登町併後、初めての選挙となりましたが、議員の皆様を初めとしまして多くの町民の皆様方からのご支持とご支援により、4期目の当選を果たすことができました。

これからの4年間、引き続き町政を担当する責任の重さをしっかりと受けとめ、中能登町のため、また、ご支援をいただいた多くの皆様のご期待に応えるためにも、私の基本理念の一つである「人間性豊かな活力あるまちづくりを目指す」という考えのもと、さらなる安全、安心な住みやすいまちづくりを町民の皆様と一緒に実現できるよう全身全霊をかけて取り組んでまいります。

このことから、4期目に当たり、私の公約となる町の暮らしを支えるための「まち・ひと・しごと・まなび・くらし・ささえ」の6つの施策を申し上げます。

まず1つ目は「まち」づくりとしまして、行政の効率化を図り役場庁舎の統合を進めてまいります。2つ目は「ひと」づくりとしまして、人を呼び込み活躍できるまちをつくります。3つ目は「しごと」づくりとしまして、地域の雇用と産業を守り創業を支援します。4つ目は「まなび」としまして、地域の力を生かした教育の充実を図ります。5つ目は「くらし」としまして、快適な住環境と結婚・出産・子育てを支援します。6つ目は

「ささえ」としまして、安心な暮らしを守り生活の安定を確保します。

以上6つの施策を述べましたが、これまでの3期12年間で取り組んでまいりました子育てしやすいまちづくりや安全安心なまちづくりをさらに進めていくことが大切であると同時に、今後は、笑顔と挨拶が広がり将来に向けて躍進する施策を進めながら、融和と一体感をより前進させ、この町に住み続けたいと言われるまちづくりを目指す決意であります。

次に、有事における中能登町の対応について申し上げます。

ことしに入り、世界各地でのテロ報道や北朝鮮の核実験並びに弾道ミサイルの発射報道が連日のように取り上げられ、不安な世界情勢が続いております。

このような状況下で、中能登町としましては、有事の際に国が全国瞬時警報システム、通称J-ALERTを使用した緊急情報を発信することを受け、地域住民に対する速やかな避難行動の呼びかけ、また、正確かつ迅速な情報収集に努める体制づくりを引き続き強化してまいりたいと考えております。

それでは、本定例会議に提案をいたしました議案の主な内容について順次説明をいたします。

最初に、承認第1号、中能登町税条例の一部を改正する条例について専決処分の承認を求めるものであります。

この条例は、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、上場株式等の配当所得等に係る個人住民税の課税方式の選択に係る所要の措置や災害に関する税制上の措置などについて、所要の改正を行ったものであります。

次に、承認第2号、中能登町原子力発電施設等立地地域の指定による町税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について専決処分の承認を求めるものであります。

この条例は、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第10条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の施行に伴い、固定資産税の不均一課税の適用期間の延長を行うものであります。

次に、承認第3号、中能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について専決処分の承認を求めるものであります。

この条例は、地方税法施行令の一部を改正する政令に伴い、低所得者に係る軽減措置の対象範囲を拡大するため、軽減判定基準の改正を行うものであります。

次に、承認第4号、中能登町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について専決処分の承認を求めるものであります。

この条例は、半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の施行に伴い、固定資産税の不均一課税の適用期間の延長を行うものであります。

また、承認第5号から承認第11号までは、平成28年度補正予算で、いずれも事業費の確定に伴い、3月31日付をもって専決処分を行ったものであります。

まず、承認第5号 平成28年度中能登町一般会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億1,410万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ109億6,849万1,000円としたものであります。

また、第2表の繰越明許費につきましては、農業振興費の産地パワーアップ事業及び鳥屋小学校、鹿西小学校の大規模改修事業などについて、年度内の事業完了が見込めないため翌年度へ繰り越したものであります。

次に、第3表の地方債補正につきましては、事業費の確定により、一般町道整備事業業債のほか4事業につきまして、それぞれ必

要額を計上したものであります。

次に、補正予算の主なものは、歳入では、町税及び地方交付税などを増額し、交付金及び繰入金などを減額したものであります。

歳出では、事業費の確定により財政調整基金の積み立てを行ったものであります。

次に、承認第6号 平成28年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ358万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,006万4,000円としたもので、実績に基づき後期高齢者医療広域連合納付金の減額などの精算措置を行ったものであります。

次に、承認第7号 平成28年度中能登町介護保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ906万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億5,935万6,000円としたもので、事業費の確定に伴う保険給付費などの精算措置を行ったものであります。

次に、承認第8号 平成28年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,710万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億3,052万7,000円としたもので、保険給付費等の実績に基づき精算措置を行ったものであります。

次に、承認第9号 平成28年度中能登町下水道事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ755万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億4,343万6,000円としたもので、公共下水道施設、農業集落排水施設の管理費及び事業費の精算措置を行ったものであります。

また、第2表の繰越明許費につきましては、社会資本整備総合交付金事業鹿島中部クリーンセンター水処理設備改築更新事業及びバイオマスメタン発酵施設場内整備工事等に

ついて、年度内の事業完了が見込めないため翌年度へ繰り越したものであります。

次に、第3表の地方債補正につきましては、事業費の確定により特定環境保全公共下水道事業債の必要額を計上したものであります。

次に、承認第10号 平成28年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ541万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,150万3,000円としたもので、財産売却収入に伴う精算による増額を行ったものであります。

次に、承認第11号 平成28年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,193万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,180万円としたもので、管理費及び施設整備事業費の精算措置を行ったものであります。

以上、承認第1号から承認第4号の条例改正及び承認第5号から承認第11号までの平成28年度各会計補正予算に係る案件につきましては、地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告し、専決処分の承認を求めるものであります。

次に、報告第1号 平成28年度中能登町一般会計繰越明許費繰越計算書及び報告第2号

平成28年度中能登町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書につきましては、平成28年度から平成29年度に予算を繰り越すため、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告するものであります。

次に、議案第1号 中能登町農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定につきましては、平成28年4月1日に施行された農業委員会等に関する法律の改正法に伴い、農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例を新たに制定し、平成29年12月1日から施行するものであ

ります。

農業委員の定数を14人とするもので、公選制から任命制に変わり、推薦、公募を行い、任命に当たって議会の同意を求めることになります。また、農地利用最適化推進委員の定数も14人とし、推薦、公募を行い、農業委員会が委嘱することになるものです。

次に、議案第2号 中能登町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、人事院において人事院規則の一部を改正する人事院規則が平成29年4月1日付で施行されたことに伴い改正をするものであります。

次に、議案第3号 中能登町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、中能登町農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定に伴い、農業委員及び農地利用最適化推進委員の報酬の額を定めるものであります。

次に、議案第4号 中能登町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例につきましては、中能登町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行に合わせ、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第5号 中能登町表彰条例の一部を改正する条例につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、教育長の任期が1期3年に変更となったことから、教育長における表彰基準年数の見直しを行うものであります。

次に、議案第6号 平成29年度中能登町一般会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億5,235万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ99億1,857万1,000円とするものであります。

補正予算の主なものとして、歳入では、財政調整基金繰入金として3億2,697万7,000円

を増額するものであります。

歳出で主なものは、生涯学習センター「ラピア鹿島」アイリスホールの大規模改修を行うものであり、舞台照明設備等の改修工事費として1億1,727万6,000円を増額計上するものであります。

次に、議案第7号 平成29年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、還付加算金を補正するもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,871万2,000円とするものであります。

次に、議案第8号 平成29年度中能登町下水道事業特別会計補正予算につきましては、鹿島中部クリーンセンター耐震・改築更新工事及び処理場監視システム設置工事費を補正するもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億267万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億4,291万1,000円とするものであります。

また、第2表の地方債補正につきましては、特定環境保全公共下水道事業債の必要額を計上するものであります。

次に、議案第9号 平成29年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に変更はなく、分譲宅地造成費委託料に必要な1,900万円の組み替えを行うものであります。

次に、議案第10号 石川縣市町村職員退職手当組合規約の変更につきましては、組合員である能美郡広域事務組合が平成29年3月31日付で解散したことにより、組合規約を変更することについて議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第11号 石川縣市町村消防賞じゅつ金組合規約の変更につきましては、先ほど述べました能美郡広域事務組合が解散したことにより、組合規約を変更することについて議会の議決を求めるものであります。

以上、本日提出いたしました議案各件につ

き、その大要をご説明申し上げましたが、議員各位におかれましては、慎重なご審議をいただき適切な議決を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

ありがとうございました。

○議長（古玉栄治議員） 町長の提案理由の説明が終わりました。

◎議案説明及び質疑

○議長（古玉栄治議員） これより上程議案の説明及び質疑を行います。執行部におかれましては、説明は簡潔、明瞭で、答弁は的確なものとするよう求めておきます。

なお、質疑については、同一の質疑は3回までとなっておりますので、議員各位にはよろしくお願いいたします。

最初に、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（中能登町税条例の一部を改正する条例について）説明を求めます。

議案書は、その2、1ページから10ページとなります。

古川税務課長

〔古川利宣税務課長登壇〕

○古川利宣税務課長 それでは、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてをご説明いたします。

中能登町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付で専決処分をいたしましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

3ページをお願いいたします。

中能登町税条例の一部を改正する条例です。

資料1ページをお願いいたします。新旧対照表は3ページから21ページとなります。

まず改正理由ですが、これは地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部改正及び地方税法施行令の一部改正等の施行に伴う条例改正で

す。

2ページをお願いいたします。

主な改正概要ですが、上場株式等の配当所得等に係る個人住民税の課税方式の選択に係る所要の措置を行うもので、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得について、提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、町長が課税方式を決定できることを明確化したものです。

次に、災害に関する税制上の措置です。震災等により滅失等した償却資産にかわる償却資産について、固定資産税の課税標準を最初の4年間はその価格の2分の1とするものです。

次に、わがまち特例の割合を定める規定です。家庭的保育事業の用に供する家屋及び償却資産、居宅訪問型保育事業の用に供する家屋及び償却資産、事業所内保育事業の用に供する家屋及び償却資産、企業主導型保育事業に係る固定資産についての課税標準の特例措置については、課税標準の価格に2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下の範囲内において町の条例で定める割合を乗じて得た額とすることから、中能登町税条例では2分の1とするものです。また、緑地保全・緑化推進法人が使用管理する一定の市民緑地につきましては、3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲内において町の条例で定める割合を乗じて得た額とすることから、中能登町税条例では3分の2とするものです。

次に、軽自動車税のグリーン化特例の見直しです。軽自動車税のグリーン化特例について、重点化を行った上で、適用期限を2年間延長するものです。重点化ですが、50%軽減対象車は、2020年度基準より30%燃費性能のよいものに、25%軽減対象車は、2020年度基準より10%燃費性能のよいものに基準の見直しを行った上で、2年間延長するものです。

次に、税負担軽減措置の適用期限を3年間

延長するものです。肉用牛の売却による事業所得に係る市町村民税の課税の特例、優良宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例につきまして、それぞれ3年間延長するものです。

なお、施行期日は平成29年4月1日でございます。

説明は以上です。

○議長（古玉栄治議員） 説明が終わりました。承認第1号について質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古玉栄治議員） ないようであります。

次に、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（中能登町原子力発電施設等立地地域の指定による町税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について）説明を求めます。

議案書は、11ページから13ページとなります。

古川税務課長

○古川利宣税務課長 それでは、承認第2号 専決処分の承認を求めることについてをご説明いたします。

中能登町原子力発電施設等立地地域の指定による町税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により3月31日付で専決処分をいたしましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

資料23ページをお願いします。新旧対照表は24ページとなります。

改正理由ですが、これは原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第10条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の施行に伴う条例改正です。

改正概要ですが、固定資産税の不均一課税の適用期間を平成29年3月31日から平成31年

3月31日まで2年間延長するものです。

施行期日は平成29年4月1日でございます。

説明は以上です。

○議長（古玉栄治議員） 説明が終わりました。ただいま説明を受けたことについて質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古玉栄治議員） ないようであります。

次に、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（中能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）説明を求めます。

議案書は、15ページから17ページとなります。

平岡保健環境課長

〔平岡重信保健環境課長登壇〕

○平岡重信保健環境課長 それでは、議案書15ページをお願いします。

承認第3号 専決処分の承認を求めることについてです。

中能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により3月31日付で専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

議案書では17ページ、資料では25ページをお願いいたします。説明は資料25ページでさせていただきます。

改正理由といたしましては、3月31日公布、4月1日施行の地方税法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正の概要といたしましては、低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため軽減判定所得の基準を引き上げるものでございます。

改正概要としましては、5割軽減としましては、世帯の軽減判定所得の算定において、

基礎控除額33万円に加え、被保険者に乗ずる金額を27万円に、2割軽減の場合は、基礎控除額33万円に加え、被保険者に乗ずる金額を49万円にそれぞれ引き上げるものでございます。

この条例の施行期日は、平成29年4月1日でございます。

新旧対照表については次の26ページに記載してあります。

説明は以上です。

○議長（古玉栄治議員） 説明が終わりました。承認第3号について質疑の方はございませんか。

9番 宮下為幸議員

〔9番（宮下為幸議員）登壇〕

○9番（宮下為幸議員） 資料25ページで、詳細な説明をしてほしいんですが、低所得者にかかわる軽減措置ということで話されたが、町長の表明でもそういうことを、軽減措置ということを言われましたので、5割軽減、2割軽減、基礎控除。例を挙げて、例えば2人で所得が300万円の人はこれだけになって、控除されて被保険者に2人おれば掛けて、多分、国民健康保険税が決まると思うので、それを例を挙げて言ってもらえんかね。

それと、軽減される低所得者が何人ぐらいおいでなのか。中能登町には。

そして、5割軽減と2割軽減の詳細な説明をしてください。

○議長（古玉栄治議員） 平岡保健環境課長

○平岡重信保健環境課長 ただいまの宮下議員の質疑にお答えします。

1点目ですけれども、具体例を挙げてということでございますので、まず5割軽減の場合ですけれども、33万円にプラス27万円をプラスするということで、1人の方ですと33万円プラス27万円で60万円、2人の場合ですと27万円掛ける2プラス33万円ということで83万円ということで、被保険者数に27万円を掛けたものに順番に加算していくわけでござい

ます。

2割軽減の場合ですけれども、1人の場合ですと33万円に49万円をプラスするということで合計が82万円ということになりますし、2人の場合ですと49万円掛ける被保険者数が2人ということで合計が131万円。

これら以下の方について軽減措置の対象となるものでございます。

それから、2点目の低所得者の具体的などくらいおいでるかという質問でございますけれども、2月現在の資料で報告させていただきますけれども、7割、5割、2割、それぞれ合計しまして1,611世帯が軽減の対象となっていたところでございます。

以上でございます。

○議長（古玉栄治議員） 宮下議員

○9番（宮下為幸議員） 低所得者の金額、2割軽減はわかったけれども、例えば200万円しか所得ない。200万円しか所得なくて、基準控除して被保険者を掛けておるわけやけれども、今言われた説明がはっきりわからんもので、例えば低所得者というのは幾らの人が低所得者といいますか。それを例えばもし2人おって掛けて控除されると言われたけれども、その辺の基準の額はどれだけなんですか。

○議長（古玉栄治議員） 平岡保健環境課長

○平岡重信保健環境課長 再質疑にお答えします。

基準は一律でないので、加入被保険者の数によって基準になる金額が変わってきます。

2人であつたり3人であつたり4人であつたり、それぞれここに出ております27万円なり29万円を掛けたものが基準となりますので、100万円だとか200万円だとか、そういう基準ではないわけでございます。

以上です。

○議長（古玉栄治議員） 宮下議員

○9番（宮下為幸議員） ちょっと意味がわかりませんので、また改めて聞きます。

ただ普通、国民健康保険税がかなり高いもので、どのような試算でやられているのかということを聞いたかったもので、これは低所得者向けの2割軽減、5割軽減となっているもので、その辺また後から詳しく教えてください。

終わります。

○議長（古玉栄治議員） ほかに質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古玉栄治議員） ないようであります。

次に、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（中能登町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について）説明を求めます。

議案書は、19ページから21ページとなります。

古川税務課長

○古川利宣税務課長 それでは、承認第4号 専決処分の承認を求めることについてをご説明いたします。

中能登町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により3月31日付で専決処分をいたしましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

資料27ページをお願いいたします。新旧対照表は28ページになります。

改正理由ですが、これは半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の施行に伴う条例改正です。

改正概要ですが、固定資産税の不均一課税の適用期間を平成29年3月31日から平成31年3月31日まで2年間延長するものです。

施行期日は、平成29年4月1日でございます。

説明は以上です。

○議長（古玉栄治議員） 説明が終わりました。承認第4号について質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古玉栄治議員） ないようであります。

次に、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度中能登町一般会計補正予算について）説明を求めます。

まずは歳入全般について説明を求めるとします。

議案書は、23ページから48ページとなります。

植田参事兼総務課長

〔植田一成参事兼総務課長登壇〕

○植田一成参事兼総務課長 23ページをお願いいたします。

承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度中能登町一般会計補正予算）を地方自治法第179条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

25ページをお願いいたします。

平成28年度中能登町一般会計補正予算。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億1,410万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ109億6,849万1,000円とするものでございます。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費によります。

第3条、地方債の変更は、第3表地方債補正によります。

32ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費。第2款総務費の第3項戸籍住民基本台帳費から第10款教育費第5項保健体育費まで10件の事業費11億5,883万3,000円について、平成28年度中には事業を完了できないため、平成29年度に繰り越したものでございます。後ほど、提出議案その3の報告第1号の平成28年度中能登町一般会計繰越明許費繰越計算書のところで説明をさせていただきます。

33ページをお願いいたします。

第3表地方債補正。それぞれ事業費の確定に伴い起債額が決定したため、それぞれの起債事業の限度額を減額し、総額の限度額を9億6,671万7,000円の限度額から9億4,386万7,000円の限度額とするものです。

36ページをお願いいたします。

まず歳入でございます。

町税では、第1項の町民税、1目の個人町民税で3,271万円、2目の法人町民税で1,149万1,000円の増額補正、第2項の固定資産税では3,144万1,000円の増額補正、第3項の軽自動車税では125万4,000円の増額補正で、いずれも年度末の歳入の精算見込みによるものでございます。ただし、第4項の町たばこ税につきましては、喫煙者の減少傾向、たばこの消費減少により249万2,000円の減額補正となったものでございます。

37ページをお願いいたします。

地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税については、国、県からの最終割当額が決定し、それぞれ増額となったものでございます。

利子割交付金、配当割交付金、株式譲渡所得割交付金については、それぞれ減額となりました。

地方消費税交付金については、一般財源で699万1,000円の増額補正、社会保障財源で797万7,000円の減額補正となり、トータルで98万6,000円の減額補正となりました。

38ページをお願いいたします。

自動車取得税交付金については、1,007万3,000円の増額補正となりました。

地方交付税につきましては、特別交付税が3月末に確定して8,625万1,000円の増額補正となり、普通交付税と合わせた最終額は48億9,088万1,000円となりました。内訳は、普通交付税が43億6,463万円、特別交付税が5億2,625万1,000円です。普通交付税は前年度より3億1,740万円の減額です。特別交付税では5,377万7,000円の減額です。普通交付税の減額の主な理由は、平成27年に実施されました国勢調査で人口が5年前から953人減少したことにより、基準財政需要額が下がったことと、合併算定替特例措置による交付額の段階的な縮減によるものでございます。

交通安全対策特別交付金については、交通安全反則金を原資として交付されるものでございますが、当初見込みより33万8,000円の減となりました。

次に、中段の第11款分担金及び負担金ですが、各種分担金、負担金については、それぞれの事業の最終精算による増額ないし減額となったものでございます。

次に、39ページ。

第12款使用料及び手数料ですが、それぞれの事業の最終精算により増額ないし減額となったものでございます。

続いて、40ページ、第13款国庫支出金から43ページ、第14款県支出金につきましては、それぞれの事業費が確定いたしましたので、その精算措置として増額ないし減額を行うものでございます。

このうち大きなものといましては、40ページ、臨時福祉給付金給付事業費補助金について、事業の精算により1,533万円を減額するものでございます。また、41ページ、農業基盤整備促進事業費補助金3,025万円の増額については、43ページの団体営土地改良事業費と歳入の振りかえをしております。

次に、43ページ下段の第15款財産収入につ

いては、それぞれ貸付収入、利子及び配当金の精算により補正をしております。大きいものは、44ページ、有価証券売却収入348万円で、有価証券の売り払いによる譲渡益です。

次に、44ページ。

第16款寄附金のふるさと応援寄附金につきましては、総額で536万4,600円、45件の寄附をいただき、今回179万8,000円を増額補正するものでございます。

次に、第17款繰入金の基金繰入金のうち財政調整基金繰入金については、事業費の減額及び他の財源の増額により2億7,165万8,000円を減額するものです。これにより、平成28年度は財政調整基金取り崩しはゼロとなりました。

次に、45ページの第19款諸収入につきましては、雑入において、それぞれの所管課での雑入を計上しております。

48ページの第20款町債につきましては、さきに地方債補正のところで説明したとおりでございます。

歳入の説明は以上となります。

○議長（古玉栄治議員） 説明が終わりました。ただいま説明を受けたことについて質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古玉栄治議員） ないようであります。

続いて、同じく、承認第5号 平成28年度中能登町一般会計補正予算の歳出について説明を求めます。

まず、第1款議会費及び第2款総務費について説明を求めます。

ここで11時10分まで休憩とします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（古玉栄治議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案書、49ページから66ページとなりま

す。

植田参事兼総務課長

○植田一成参事兼総務課長 49ページをお願いいたします。

歳出でございます。

第1款議会費の1細目議員報酬では157万3,000円の減額です。故亀野議員の死去に伴う報酬等の減額でございます。3細目議会運営費では35万6,000円の減額。4細目議会調査活動費では126万円の減額。50ページ、5細目事務局運営費では93万9,000円の減額を行ったものでございます。いずれも事業完了に伴う精算による減額措置でございます。

51ページをお願いいたします。

第2款総務費の1細目では、給与費1,210万2,000円の減額となっております。平成28年度末の精算によるものです。

この後、各款にわたって人件費の精算措置として減額を行っておりますが、個々の説明については省略をさせていただきますが、その中でも大きな減額は、保育園運営費で306万2,000円の減額措置となっております。

次に、2細目の一般管理事業では1億9,630万6,000円の増額の補正を行ったものでございます。増額の大きな要因は、基金積立金の増によるもので、53ページ、25節の財政調整基金積立金2億2,739万3,000円の増額補正でございます。また、このほかに52ページ、13節の委託料の統合庁舎改築工事基本設計業務で1,453万円を減額するものでございます。

53ページをお願いいたします。

3細目職員福利厚生事業では36万円の減額となり、減額の大きなものは委託料の職員健康診断費28万9,000円の減となっております。これは、基本健診はほぼ全員が受診をしていましたが、胃がん健診や大腸がん検診などの年齢による選択検診を受けなかったことによるものでございます。

4細目自治振興事業では9万2,000円の減

額となりました。

54ページをお願いいたします。

5 細目情報管理事業では821万3,000円の減額となったものです。このうち減額の大きなものは、委託料のシステム開発で602万6,000円の減となっております。入札等による差金の方でございます。

6 細目車両管理事業では135万9,000円の減額となったものです。減額の大きなものは、車検等の手数料の81万2,000円の減でございます。

○議長（古玉栄治議員） 町田情報推進課長
〔町田穂高情報推進課長登壇〕

○町田穂高情報推進課長 それでは、55ページをお願いいたします。

1 細目の広報広聴事業でございます。総額で1,186万5,000円を減額するものでございます。全て事業の完了に伴う精算措置によるものです。

主なものにつきましては、まず11節の印刷製本費で、広報なかのとの入札等に伴う不用額126万7,000円を減額するものでございます。続いて13節の委託料では、ネットワーク機器など保守経費等について、それぞれの実績に伴い不用額を減額するものでございます。また、28節の繰出金につきましては、ケーブルテレビ事業特別会計の事業費確定に伴い819万3,000円を減額するものです。

以上でございます。

○議長（古玉栄治議員） 植田参事兼総務課長

○植田一成参事兼総務課長 56ページをお願いいたします。

1 細目鳥屋庁舎管理事業でございます。124万5,000円の減額補正でございます。大きいものは、光熱水費で92万8,000円の減額でございます。

○議長（古玉栄治議員） 北野土木建設課長
〔北野 均土木建設課長登壇〕

○北野 均土木建設課長 それでは、57ペー

ジ。

2 款 1 項 4 目 2 細目の鹿島庁舎管理事業でございますが176万2,000円の減額です。それぞれ事業完了によるものでありますが、主なものといたしまして、光熱水費で84万1,000円の減額であります。これは、冬期間におきまして鹿島庁舎のボイラーの使用を極力控え、ストーブ対応としたものであります。

以上です。

○議長（古玉栄治議員） 加賀参事兼住民福祉課長

〔加賀忠夫参事兼住民福祉課長登壇〕

○加賀忠夫参事兼住民福祉課長 それでは、同じく57ページをお願いします。

中段の3 細目鹿西庁舎管理事業で228万1,000円の減額をお願いするものであります。

主な内訳としましては、11節の燃料費ですが、夏場や冬場におけます冷暖房に扇風機や石油ストーブでの節約対応を心がけ、冷暖房設備の使用節約を努力しましたことで50万円の減額となりました。また、15節の工事請負費では、施設の工事が生じなかったことから当初予算50万円全額が減額としたものであります。なお、12節の通信運搬費では、鹿西庁舎全般に係る郵券代が不足しましたことから11万4,000円の増額補正を今回お願いするもので、そのほかは精算による減額であります。

説明は以上であります。

○議長（古玉栄治議員） 植田参事兼総務課長

○植田一成参事兼総務課長 58ページをお願いいたします。

4 細目財産管理事業です。62万5,000円の減額でございます。

交通防犯対策費の1 細目交通防犯対策費では245万5,000円の減額でございます。大きなものは、11節の光熱水費で71万9,000円の減額を行っております。

○議長（古玉栄治議員） 高名企画課長

〔高名雅弘企画課長登壇〕

○高名雅弘企画課長 それでは、企画費について説明をいたします。

まず最初に59ページの企画総務費で421万1,000円の減額となります。

最初に59ページのほうで1－3ですが、非常勤職員報酬につきましては、それぞれ事業精算による減額を行い、11－4の印刷製本費では、第2期中能登町総合計画の印刷製本を行いましたので、その精算により19万9,000円を減額したものです。

次に、60ページのほうの委託料で、空き家等対策実態調査につきましては223万6,000円を減額したものです。これは町内の空き家調査を実施したもので、指名競争入札により事業費を確定し実施したもので、事業の精算によるものです。

次に、補助金で、空き家解体支援で50万円の減額です。28年度の申請はございませんでした。また、その下の空き家改修支援で50万円の減額で、当初2件の申請を見込んでおりましたが1件にとどまったものです。

次に、19－3交付金で、能登里山空港利用助成金83万2,000円の減額ですが、28年度の能登空港利用助成金の申請のあった利用席数はおよそ900席でした。これは27年度に比べほぼ横ばいでしたが、26年度に比べましておよそ370席の利用が減ったもので、北陸新幹線の金沢開業に大きな影響を受けたものと考えております。

次に、中段の3細目でコミュニティ施設費となります。補助金の地域情報掲示板設置事業として10万円の減額で、地区からの掲示板設置の要望がございましたので減額をいたします。

次に、4細目の駅管理委託費は、財源補正を行っております。

また、6細目の結婚推進事業で12万円の減額。

7細目の消費者行政推進事業は財源補正となっております。

次に、下段の7目地域づくり推進費でございますが、1細目の町祭費では98万9,000円の減額ですが、昨年の7月30日に開催した町祭「織姫夏ものがたり」の精算により減額をしたものです。

次に、61ページの2細目男女共同参画推進事業37万7,000円の減額。4細目の地域おこし協力隊事業の125万8,000円の減額につきましても、それぞれ事業完了により精算を行ったものです。

以上です。

○議長（古玉栄治議員） 古川税務課長

○古川利宣税務課長 62ページの下段になります。

2細目税務諸事業で7万4,000円を減額したものです。

63ページをお願いいたします。

1細目課税徴収事務事業で457万6,000円を減額したものです。大きなものといましては、23節の還付金及び還付加算金278万6,000円の減額で、いずれも年度末の精算措置であります。

以上です。

○議長（古玉栄治議員） 加賀参事兼住民福祉課長

○加賀忠夫参事兼住民福祉課長 それでは、64ページの中ほどをお願いいたします。

3項1目2細目の戸籍住民基本台帳費は27万8,000円の減額となります。

内訳ですが、13節委託料で、当初、個人番号カード関連事業といたしまして173万3,000円を計上しておりましたが、国の指導で交付金での対応ということに変更となりましたので予算を組み替えしまして、必要となります交付金額145万5,000円を計上し、その差額を減額するものであります。

続きまして、3細目人権擁護活動推進事業は8万円の減額で、事業確定によります精算

措置であります。

よろしくお願いいたします。

○議長（古玉栄治議員） 植田参事兼総務課長

○植田一成参事兼総務課長 65ページをお願いいたします。

第4項の選挙費で、1細目選挙管理委員会運営費で3,000円の減額でございます。

その下の1細目町長選挙及び町議会議員補欠選挙費で187万9,000円の減額でございます。大きなものは、3－7の時間外勤務手当で72万3,000円、11－4で印刷製本費で40万5,000円がございます。

○議長（古玉栄治議員） 高名企画課長

○高名雅弘企画課長 それでは、66ページの統計調査費ですが、1細目の統計総務費で財源補正を行ったものです。

以上です。

○議長（古玉栄治議員） 植田参事兼総務課長

○植田一成参事兼総務課長 同じく66ページの監査委員費の1細目監査事務運営費で10万6,000円の減額でございます。各節、事業完了による減額措置でございます。

○議長（古玉栄治議員） 説明が終わりました。ただいま説明を受けたことについて質疑の方はございませんか。

3番 林 真弥議員

〔3番（林 真弥議員）登壇〕

○3番（林 真弥議員） 59ページをお願いします。

企画総務費で、地域公共交通会議費4万2,000円の減になっておりますけれども、原因は何でしょうか。

○議長（古玉栄治議員） 高名企画課長

○高名雅弘企画課長 林議員の質問にお答えいたします。

地域公共交通会議4万2,000円の減額でございますが、これは例年、地域公共交通会議を予算上では2回見ておりますが、今回、1

回を開催したのみですので。路線の変更とかそういったものがあれば開催をするんですけども、今回につきましてはそれ以降の開催する必要がなかったということで、1回開催ということで4万2,000円の減額をさせていただきました。

ということで、2回開催の予定のものを1回開催で十分当初の目的が達成できた。そういった内容となります。

以上です。

○議長（古玉栄治議員） ほかに質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古玉栄治議員） ないようであります。

続いて、第3款民生費及び第4款衛生費について説明を求めます。

議案書は、67ページから85ページとなります。

加賀参事兼住民福祉課長

○加賀忠夫参事兼住民福祉課長 それでは、67ページをお願いいたします。

3款1項1目2細目の社会福祉事業は153万9,000円の減額となります。主に19節の補助金で中能登町社会福祉協議会の事業費確定に伴います補助金が150万円の減額となりました。

続きまして、3細目の臨時福祉給付金給付事業では1,613万8,000円の減額となり、昨年5月からことし3月末にかけまして4種類の給付金を交付しました実績により減額措置を講じたものであります。主なものですが、19節交付金で、年金生活者等支援臨時福祉給付金を交付実績に応じて1,533万円が減額となり、そのほかは実績による精算措置であります。また、平成27年度での同事業の事務費補助金の確定によりまして、23節での国への返還金46万4,000円が確定しましたことで、その返還金を増額補正としてお願いをするものであります。

次に、68ページをお願いします。

中ほどの2目1細目の障害者福祉事務事業で104万2,000円の減額となります。主なものといたしましては、13節委託料で、第3次障がい者基本計画策定に係る業務費の確定によりまして入札差額金の91万8,000円の減額措置となっております。

続きまして、下段の2細目在宅福祉事業では57万円の減額で、主なものとしては、13節委託料で福祉タクシー事業の実績に伴いまして21万9,000円の減額となりました。

次に、69ページをお願いします。

上段の3細目自立支援事業は1,050万1,000円の減額となります。主なものとしまして、20節扶助費、2番目の訓練等給付費がグループホームでの訓練や就労継続支援事業等で720万8,000円の減額となりました。そのほかは事業の完了に伴う精算措置であります。8節報償金で意思疎通支援者設置に4,000円、19節負担金で地域生活支援事業に5,000円、20節扶助費で介護給付費に15万4,000円と自立支援医療費として育成医療に8万円及び療養介護医療に21万4,000円をそれぞれ精算措置として増額補正をお願いするものであります。また、23節の国県等返還金では、平成27年度障害者医療費国庫負担金の交付額確定に伴う返還金といたしまして71万5,000円の増額補正をお願いするものです。

続きまして、4細目の認定審査会費は14万8,000円の減額で、70ページ上段にあります5細目認定調査等費6万4,000円の減額は、ともに事業確定による精算措置であります。

説明は以上であります。

○議長（古玉栄治議員） 道善長寿介護課長〔道善まり子長寿介護課長登壇〕

○道善まり子長寿介護課長 それでは、70ページをお願いいたします。下段のほうになります。

3款1項3目2細目老人福祉事務事業で943万5,000円を減額したものです。主なもの

としまして、介護保険特別会計の事業費の精算により繰出金924万8,000円を減額したものであります。

続いて、3細目在宅福祉対策事業590万円の減額は、在宅高齢者等福祉サービス事業の事業完了に伴い、それぞれ精算措置を行ったものであります。主なものといたしまして、71ページになります。20節扶助費の介護慰労金支給事業316万円の減額ですが、当初480カ月の見込みでございましたけれども実績は242カ月で、238カ月分の差額476万円を今回と3月補正で減額補正を行っております。

続いて、4細目老人ホーム入所措置事業156万2,000円の減額でございますが、主なものといたしまして、入所者1名の退所がありましたので、20節扶助費、老人保護措置費139万9,000円を減額したものであります。

続いて、5細目敬老慰問事業236万円の減額でございますが、主なものといたしまして、8節報償金の敬老祝金等で139万5,000円の減額の内訳でございますが、80歳以上の方への敬老祝金では2,101人の対象者で、積算より179人の減で89万5,000円の減額。もう一つ、100歳祝金で、4人の対象者でありましたが積算より5人の減で50万円を減額したものであります。

続いて、6細目老人福祉施設費209万1,000円の減額でございますが、事業完了に伴い、それぞれ精算措置を行ったものでございます。主なものといたしまして、72ページになります。13節委託料、指定管理、老人福祉センターゆうゆう130万円の減額は、突発的な修繕がなかったことと経費の節減を行ったものでございます。

続いて、7細目地域包括支援センター事業費187万5,000円の減額でございますが、事業完了に伴い精算措置を行ったものでございます。主なものとしまして、7節臨時雇賃金149万円の減額は、予防給付ケアプランを作成するケアマネージャーを2人分見ていまし

たが、1人しかいなかったため減額をしたものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（古玉栄治議員） 平岡保健環境課長

○平岡重信保健環境課長 73ページをお願いします。中段になります。

4目1細目福祉医療費支給事業で882万5,000円を減額するものでございます。大きなものとしたしましては、20節扶助費、心身障害者医療費で781万1,000円、一番下段になります乳幼児・児童及び生徒療育医療費で98万5,000円をそれぞれ実績見込みにより減額するものでございます。

以上です。

○議長（古玉栄治議員） 加賀参事兼住民福祉課長

○加賀忠夫参事兼住民福祉課長 続きまして、74ページをお願いします。

6目1細目の健康ハウス憩運営事業ですが67万9,000円の減額となります。

主な内容ですが、11節光熱水費で、プロパンガスの価格低迷と嘱託職員の方々のご努力によりまして電気料金、上下水道料金、プロパンガス料金の節約によりまして69万3,000円の減額となったものであります。なお、以前まで6人体制での運営でしたが、現在は5人体制での営業を賄っていることもございまして、不足します3節の時間外勤務手当3,000円と、憩のお風呂等に必要となります物品等の購入といたしまして消耗品費17万9,000円の増額補正をお願いするものであります。

続きまして、下段の1目2細目児童福祉事務事業は315万円の減額で、3細目児童手当等支給事業は65万6,000円の減額となっております。いずれも事業完了に伴う精算措置であります。

次に、76ページをお願いします。

上段の2目2細目保育園運営費は720万4,000円の減額となりました。

主な減額内容でございますが、7節の臨時雇賃金では当初予定しておりました臨時職員の時間数等が少なくなったことから177万1,000円の減額と、11節施設修繕料で163万4,000円の減額となっております。そのほかは事業完了に伴う減額の措置であります。11節需用費で、11-2燃料費2万5,000円、それから窓つきの封筒の発注で11-4印刷製本費4万2,000円、それから11-8で野菜類の高騰によります対応としまして賄材料費104万8,000円は、節間の中で調整いたしまして不足します費用の増額補正をお願いするものであります。また、12節の手数料で、保育士や給食職員の検便検査が7万3,000円、19節負担金の管外委託児童の費用に40万円、それぞれ不足する額を増額補正にてお願いするものであります。

続いて、下段の3目1細目児童館運営費は121万1,000円の減額補正となりました。

主な内容ですが、7節の臨時雇賃金では、当初予定よりも臨時職員の勤務時間が減少し82万4,000円の減額で、そのほかは事業完了に伴う精算措置での減額ですが、78ページのほうで11節需用費では、子供たちをなごませる簡単なあめ類等の購入で食糧費に2,000円、それから光熱水費で石油ストーブ等の灯油代等に6万6,000円を節間の中で調整し、不足します費用の増額補正を今回お願いするものであります。

次に、下段になります4目1細目学童保育事業は69万7,000円の減額となり、主に事業の完了に伴う精算措置であります。

なお、11節の食糧費では学童の増加に伴い不足します1万8,000円、大体1人当たり一月に500円かかりますが、1万8,000円の増額補正を今回お願いするものであります。

説明は以上であります。

○議長（古玉栄治議員） 平岡保健環境課長

○平岡重信保健環境課長 続きまして、80ページをお願いします。

4款衛生費、1項保健衛生費、上段のほうになります2細目保健衛生事業でございます。294万6,000円の減額でございます。

主なものとしたしましては、28節繰出金で国民健康保険特別会計へ繰り出す金額として292万4,000円を減額するものでございます。

続きまして、2目予防費、1細目感染症予防事業でございます。284万9,000円の減額でございます。

主なものとしたしましては、13節委託料、定期予防接種で240万6,000円を減額するものです。これは各種の定期予防接種事業の実績により減額するものでございます。

それから、20節扶助費の中では、予防接種事故給付費40万4,000円を減額するもので、これにつきましては給付対象者が医療機関への受診がなかったことにより減額するものでございます。それから、行政措置予防接種助成21万7,000円を増額するものでございます。これにつきましては、高校3年生以下のインフルエンザ予防接種の接種人数が当初見込みより多くなったことにより増額をお願いするものでございます。

その下、3目1細目環境衛生事業でございます。356万円の減額でございます。

大きなものとしたしましては、81ページになります。19節補助金、住宅用太陽光発電システム導入で341万3,000円の減額でございます。当初予算では38件の申請を見込んでいたわけなんですけれども、11件と申請の減により減額するものでございます。それから、一番下になりますスズメバチの巣の駆除につきまして2万4,000円を増額をお願いするもので、当初10件の見込みでしたが13件の申請があったことにより増額をお願いするものでございます。

それから、同じく81ページになります。2細目墓地管理事業で5万9,000円の減額でございます。これは墓地公苑管理に伴う経費で、事業完了に伴い減額するものでござい

す。

その下、4目1細目母子保健事業でございます。878万4,000円の減額でございます。

主なものとしたしましては、13節委託料で医療機関委託個別健診で454万円の減額でございます。これは妊婦健診費用として当初予算では140人ほどを見込んでいたわけなんです、実績ではそれぞれの受診時において100人前後となったことにより減額するものでございます。

それから、20節扶助費では不妊治療費助成で174万6,000円を減額するものでございます。実績見込みにより減額となります。それから下から2番目になりますけれども未熟児養育医療費101万2,000円の減額は、当初5件見込んでいましたけれども2件により、実績により減額をするものでございます。

次に、82ページをお願いします。

5目1細目後期高齢者医療事業でございます。510万4,000円の減額でございます。

大きなものとしたしましては、28節繰出金で後期高齢者医療特別会計へ繰り出すものとして286万9,000円を減額するものでございます。

その下になります。6目1細目保健事業で534万円の減額でございます。

大きなものとしたしましては、このページの一番下段になりますががん検診で487万1,000円を減額するものでございます。これは、各種がん検診の実績により減額をするものでございます。

続きまして、83ページをお願いします。

7目1細目健康づくり推進事業でございます。12万5,000円の減額でございます。事業実施見込みにより、それぞれの節を減額するものでございます。

続きまして、84ページのほうをお願いします。

2細目保健センター費で28万9,000円を減額するものでございます。これは、保健セン

ターに係る経費の事業費の確定によりそれぞれの節を減額するものでございます。

それから、このページの一番下段になります2項1目1細目清掃事業費でございます。265万円の減額でございます。

大きなものといましては、12-3資源ごみ処理41万9,000円でございます。これにつきましては、瓶の処理業者が事業停止したことにより1月から3月分が処理できなかったことにより減額するものでございます。

それから、13節委託料、し尿等処分手数料徴収事務ということで、7月から発生しております手数料の徴収事務の実績により減額するものでございます。その下、動物保護ということで13万5,000円の増額をお願いするものです。これにつきましては、165体の死骸処理に要した費用で増額するものでございます。

それから一番下になります、ごみ置場整備事業で62万5,000円につきましては、大きな資源ごみ置き場の新設申請がなかったことより大きな減額となるものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（古玉栄治議員） 説明が終わりました。ただいま説明を受けたことについて質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古玉栄治議員） ないようであります。

続いて、第6款農林水産業費及び第7款商工費について説明を求めます。

議案書は、85ページから92ページとなります。

田中参事兼農林課長

〔田中栄一参事兼農林課長登壇〕

○田中栄一参事兼農林課長 それでは、議案書85ページをお願いいたします。

第6款農林水産業費、農業委員会費であります。62万円の減額でございます。年度末の精算に伴い減額するものでございます。

続いて、86ページをお願いいたします。

2目地域農政推進対策事業費で減額1,108万6,000円でございます。

年度末の精算でございますが、まず農業チャレンジ支援協議会への減額でございますが、これは事業実績が28年度においてなかったということで減額ということでございます。

それから、19節の機構集積協力金交付事業でございますが、これも決算実績見合いで減額するものでございますが、これは書類の提出期限がおくれたということで、それによって新年度に交付されるということで減額をさせていただいております。それから、経営転換協力金、減額540万円でございますが、これは離農者に対しての給付金でございますが、これも実績見合いで540万円の減額ということでございます。それから、耕作者集積協力金、これについても実績がございませんでした。ということで減額の50万円ということでございます。

続いて、3目の農業総務費で281万1,000円の減額でございます。そのうち2細目の農業総務費は下水道事業特別会計繰出金147万8,000円、事業完了に伴う精算で減額するものでございます。

3細目の農業施設管理費、減額22万9,000円でございます。これも年度末の精算でございますが、一部、委託料で節内で若干の組み替え補正をさせていただいております。

続いて、4目の農業振興費で540万円の減額でございます。そのうち農業振興費では減額478万3,000円でございます。

これも年度末の精算でございますが、そのうち19-1で能登地域GIAHS推進協議会、減額150万円となっておりますが、これは27年度の予算の繰り越し分と、それから28年度当初予算が重複して計上されておりましたので減額するものでございます。

それから次、19-2補助金、産地パワーア

ップ事業の118万円の減額でございますが、これは国へ直接交付するという方法になったということで減額するものでございます。

続いて、次のページ、88ページをお願いいたします。

生産調整推進対策事業費で164万1,000円の減額でございます。これも年度末の精算、決算見合いでの補正、専決でございます。

それから、7目農地費512万5,000円の減額補正でございまして、2細目の農地総務費で30万7,000円、これも年度末の精算でございます。19-1、89ページのところで、負担金で若干の節内での組み替え補正をさせていただいております。

それから、3細目県営土地改良事業費、これも精算措置でございます。4万2,000円の増額となっております。

それから、4細目町単土地改良事業費5万9,000円の減額。5細目土地改良施設維持管理適正化事業費52万4,000円の減額。これらも精算措置でございます。

そして、8細目団体営土地改良事業費298万4,000円の減額でございます。これも年度末の精算でございまして、このうち17節の公有財産購入費、減額277万円につきましてはバイテックの用地購入に係る減額でございます。バイテックの建設用地の用地購入費の公有財産購入費の減額ということでございます。

90ページをお願いいたします。

8目国土調査費、減額の12万4,000円でございます。年度末の精算措置でございます。

そして次、2項林業費で、林業総務費20万4,000円の減額。そして2目の林業振興費78万4,000円の減額。いずれも年度末の精算に伴うものでございます。

以上でございます。

○議長（古玉栄治議員） 高名企画課長

○高名雅弘企画課長 それでは、91ページ。

1目の商工振興費の2細目の商工振興事業

費で354万9,000円を減額したものです。

8-3報償品で、町UIJターン者応援商品券で190万円の減額です。28年度は1名のみの申請にとどまりましたので不用額を減額いたしました。

次に、19-2補助金で商工業制度資金信用保証料では133万円の減額ですが、これは町内に事業所を有する商工業者の皆さんに対しまして信用保証料の一部を補助する制度ですが、見込みよりも申請件数が減少したため不用額として減額をしたものでございます。

次に、92ページのほうですが、2目の観光費、1細目の観光振興費で470万4,000円の減額で、13の委託料、旧丹後邸調査設計につきましては、平成28年度は国指定有形登録文化財として申請する図面の作成費のみの支出でしたので252万5,000円を減額したものです。

また、19-2補助金で、町ふるさと便促進協議会につきましては、ふるさと便が担ってきた役割を道の駅に移管いたしまして、ふるさと便促進協議会を解散いたしましたので、補助金の全額である60万8,000円を減額したものです。

最後に、下段の3目企業誘致費で22万1,000円の減額ですが、事業の完了による減額をしたものです。

以上です。

○議長（古玉栄治議員） 説明が終わりました。ただいま説明を受けたことについて質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古玉栄治議員） ないようであります。

ここで昼食のため1時30分まで休憩します。

午前11時57分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（古玉栄治議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、第8款土木費及び第9款消防費について説明を求めます。

議案書は、93ページから99ページとなります。

○議長（古玉栄治議員） 北野土木建設課長

○北野 均土木建設課長 それでは、93ページをお願いいたします。

8款1項2目2細目土木総務費で83万8,000円の増額であります。それぞれ事業費の確定によるものでありますが、主なものにつきましては、下水道事業特別会計への繰入金で120万4,000円の増であります。事業費の精算によるものであります。

次に、94ページをお願いいたします。

2項1目1細目道路橋梁総務費で10万6,000円の減額です。それぞれ事業費確定によるものであります。

その下の2目1細目道路維持費では115万7,000円の減額であります。それぞれ事業費確定によるものでありますが、光熱水費では1万9,000円の増額をお願いするものです。国道159号線の地下道ボックスの一斉点検によりまして切れた電灯管の取りかえ作業を行ったことによるもの。また、施設修繕費の1万7,000円の増額につきましては、地下道ボックスの排水ポンプ水位計2台の修繕に係るものであります。

次に、95ページをお願いします。

3目2細目道路新設改良費では36万円の減額であります。地区要望事業など工事費の確定によるものであります。

次に、3細目社会資本整備総合交付金事業で124万5,000円の減額であります。町道R-110号線や町道T-335号線などの道路改良工事の工事費の確定によるものであります。

次に、4細目道整備交付金事業で441万9,000円の減額であります。委託料で69万1,000円、工事請負費で372万8,000円、それぞれ減額であります。町道T-101号線、新庄から坪川間、それから町道K3-2号線、

小竹から能登部下間などの道路改良工事に係る事業費の確定によるものであります。

続いて、4目1細目除雪費で793万6,000円の減額であります。事業費の確定によるものでありますが、主なものにつきましては、96ページをお願いします。

13節になります。委託料で676万6,000円の減額となりました。これは除雪作業3日分を計上いたしましたところ実質作業は1日と半日程度で済んだことによるものであります。また、凍結防止剤散布では25万1,000円の増額をお願いするものです。これは県道と交差する町道部分などに凍結防止剤を散布しているものであり、石川県のほうに委託をしています。その下、消雪ノズル、さく井設備点検で106万2,000円の増であります。施設の増などによるものであります。

また、補助金で屋根雪落下防止装置設置事業で9万円の増となっております。利用者の増によるものであり、実績では11件でありました。

次に、3項1目1細目河川総務費で134万5,000円。それから次のページになります。97ページ。4項1目1細目町営住宅管理費でそれぞれ減額となっております。事業費の確定によるものであります。

以上であります。

○議長（古玉栄治議員） 植田参事兼総務課長

○植田一成参事兼総務課長 同じく97ページの下段でございます。

9款の消防費で、1細目の消防総務費で57万2,000円の減額でございます。

98ページをお願いいたします。

1細目の消防施設費で155万8,000円の減額でございます。大きいものは、19-2で補助金で地区要望施設整備で41万6,000円でございます。16の地区からの要望がございました。

3目1細目の防災対策費で234万円の減額

でございます。99ページのほうで、13節のほうで地域防災計画の修正で74万6,000円の減額があります。また、12節のほうでは防災士の登録ということで、平成28年度は41名の登録がございました。町では合わせて防災士が90名の登録となっております。うち女性防災士が38名でございます。

○議長（古玉栄治議員） 説明が終わりました。ただいま説明を受けたことについて質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古玉栄治議員） ないようであります。

続いて、第10款教育費から第14款予備費について説明を求めます。

議案書は、99ページから120ページとなります。

上坂教育文化課長

〔上坂恵一教育文化課長登壇〕

○上坂恵一教育文化課長 99ページになります。

第10款教育費、第1項教育総務費、第1目教育委員会費、第1細目教育委員会費の6万9,000円の減額であります。9-1の費用弁償3万2,000円は、教育委員が文科省で教育大臣賞を受けられましたので、その旅費となっております。

次に、100ページになります。

2目事務局費、2細目学校教育事務局費であります。1,144万4,000円の減額であります。

主なものは、7-1の臨時雇賃金37万5,000円であります。学校環境美化整備員2人、夢プロジェクト事務員1人、特別支援教育支援員18人の時間給の実績による減額となっております。

次に、101ページであります。

12-1の通信運搬費67万5,000円の減額です。鳥屋地区の小学校、中学校の通学のタクシー代の実績による減額となっております。

次に、13委託料であります。この中のスクールバス運行費が61万6,000円の減額となっております。これは鹿島小学校、鹿西小学校、中能登中のスクールバスのシルバー委託料の実績による減額となっております。

次に、18の備品購入費75万4,000円の減額です。これはタブレット型ノートパソコン、電子黒板用の小中学校66台入札の残の減額となっております。

次に、102ページであります。

19-2補助金であります。小学校児童通学費補助金32万2,000円の減額、また中学校生徒通学費補助金108万6,000円の減額です。それぞれ鳥屋小学校、鹿島小学校、また中学校の路線バス、JR等の補助金の減額であります。

次に、20の扶助費であります。就学援助費165万5,000円。また特別支援教育就学奨励費で30万4,000円。これは給食費助成金にかかわりまして、この扶助費から給食費相当分を支払いしておった分で、給食費助成金からの支払いになったための減額の金額となっております。ちなみに給食費助成金で対応したのは就学援助費では小学生28名、中学生14人、特別支援教育就学奨励費で助成金として対応したのは小学生7名、中学生3名の合計10人です。また、その下の奨学生資金給付60万の減額です。これは申請がなかったための減額となっております。

3細目旧学校施設管理費141万5,000円の減額です。これは主に11-5の光熱水費114万5,000円、主に電気代となっております。

次に、103ページであります。

1目学校管理費、2細目小学校管理費であります。これの主なものは、104ページの11-5光熱水費469万9,000円の減額です。これは主に鹿西小学校、鳥屋小学校の電気代であります。

13の委託料、空調設備保守点検123万4,000円の減額は、入札による減額となっております。

す。

次に、105ページになります。

実施設計35万3,000円の増額をお願いするものです。これは鹿西小学校のプールの設計委託料となっております。環境整備103万9,000円。この中身につきましては、鳥屋小学校のデマンド監視装置の設置費、また鹿島小学校の体育館の電動昇降機の設置、また鹿西小学校のアコーディオンカーテンの設置となっております。

次に、10款教育費、3項中学校費、1目学校管理費の1細目中学校管理費300万8,000円の減額です。これの主なもので、106ページをお願いいたします。11－7で施設修繕料34万4,000円の増額をお願いするものです。これはフェンスの修繕、また3階手洗い器下回りの水漏れの修理を行ったための増額をお願いであります。

次に、107ページになります。

使用料、賃借料の中で車両借上料の106万2,000円、これは部活動大会等で民間バス借り上げの料金であります。町バスで対応したために民間バスの借上料の減額となっております。

以上であります。

○議長（古玉栄治議員） 正谷生涯学習課長
〔正谷 智生涯学習課長登壇〕

○正谷 智生涯学習課長 それでは、108ページをお願いいたします。

第4項社会教育費ですが、全般的に事業確定による必要額を補正させていただきました。

第1目社会教育総務費、2細目社会教育活動推進事業費で103万4,000円を減額するものです。

主なものにつきましては、同じく108ページ最下段になります。19－2補助金で、町文化推進事業費の確定により50万円を減額いたしました。

続きまして、109ページをお願いいたしま

す。

第2目公民館費、1細目公民館活動推進事業で102万7,000円減額するものです。事業の確定により精算するものです。

続きまして、110ページをお願いいたします。

第3目図書館費、1細目図書館活動推進事業で32万6,000円減額するものです。これも事業の確定により精算するものでございます。

続きまして、111ページをお願いいたします。

第4目社会教育施設管理運営費、2細目生涯学習センター管理運営事業で226万1,000円減額するものです。

主なものは、14使用料及び賃借料で機械借上89万8,000円減額するものです。これはホールの音響照明設備が故障した場合に急急に機械借上費で対応するために計上いたしましたが、その必要がなく減額するものです。

同じく111ページの下段をお願いいたします。

3細目ふるさと創修館等費では101万1,000円を減額するものです。事業の確定により精算するものでございます。

続いて、112ページをお願いいたします。

4細目カルチャーセンター等費では356万7,000円減額するものです。

主なものは、11－2燃料費47万1,000円の減と、11－5光熱水費105万6,000円の減については、昨年度、ホールの冷暖房の使用がなかったことと省エネに努めたことにより重油代と電気料が減少した結果でございます。11－7施設修繕料15万9,000円の増額は、突発的な修繕として保健センターろくせいの玄関自動ドアの修繕を行ったものでございます。

以上です。

○議長（古玉栄治議員） 上坂教育文化課長

○上坂恵一教育文化課長 113ページになります。

第4項社会教育費の5目文化財保護費、2細目文化財保護事業費50万3,000円の減額となります。

主なものは、14節の機械借上料11万8,000円の減額です。これは埋蔵文化財試掘調査の重機の借上料となっております。

次に、114ページ。

3細目文化財管理運営費441万円の減額です。

主なものといたしまして、7-1の臨時雇賃金90万2,000円。これは文化財の資料、古文書等の整理をする賃金であります。

次に、13委託料、樹木管理費119万4,000円の減額で、大宮坊、雨の宮、川田古墳の樹木の管理費となっております。また、その下のほうであります。能登歴史公園管理費で121万3,000円の減額です。これは公園内のシルバーによる草刈りの費用の減額となっております。一番下であります。埋蔵文化財試掘調査費、これは60万5,000円の増額をお願いするものであります。これは後山地内の試掘調査の分であります。

説明は以上です。

○議長（古玉栄治議員） 甘田生涯学習課担当課長

〔甘田悟司生涯学習課担当課長登壇〕

○甘田悟司生涯学習課担当課長 それでは、115ページをお願いいたします。

第10款第5項第1目2細目体育施設維持管理事業で1,321万3,000円の減額であり、主なものにつきましては、11節光熱水費では315万3,000円の減額で、鹿島体育センター大規模改修による照明のLED化により電気料の減額が主な要因であります。

続いて、116ページの13節委託料で289万9,000円の減額であり、体育施設の各管理委託及び運動公園多目的広場のトイレ改修の実施設計確定に伴う減額であります。

さらに、15節工事請負費では685万3,000円の減額であり、運動公園トイレ建設工事、野

球場管理棟の改修工事及びとりやテニスコートの張りかえ工事など事業確定により減額を行うものであります。

続いて、3細目社会体育活動推進事業では61万2,000円を減額するものであります。

ここで、大変申しわけございませんが、議案書に一部誤りがございます。訂正をお願いしたいと思います。117ページの19-2補助金で、一番下段のほうになるんですけども各種大会選手派遣25万7,000円というものが2つ同じものが記載されております。一つ削除していただきたいと思います。おわびをして訂正をさせていただきます。

3細目の社会体育活動推進事業では、事業の確定により精算をするものでございます。

続きまして、117ページをお願いいたします。

4細目生涯スポーツ推進事業では170万6,000円の減額であります。

主なものでは、19節ジュニアスポーツクラブの全国大会等派遣費が126万9,000円の減額であり、その他いずれも事業の確定により精算を行うものであります。

以上でございます。

○議長（古玉栄治議員） 甘田担当課長、今の25万7,000円、キャンセルになったんですけども、数字は合うんですか。金額的なものは。

○甘田悟司生涯学習課担当課長 合います。大変申しわけございませんでした。

○議長（古玉栄治議員） 上坂教育文化課長

○上坂恵一教育文化課長 117ページになります。

2目学校給食費、2細目学校給食管理費1,122万9,000円の減額です。

主なものといたしまして、119ページになります。19-2補助金の学校給食費助成金877万1,000円の減額です。当初5,000万円の予算をとっておりましたが、実績により4,122万8,456円の決算額となりまして、その

差額の877万1,000円の減額であります。内容
といたしましては、小学校で全校生徒940人
のうち525人が申請をされました。また、中
学校では全校生徒565人のうち220人が申請を
されました。合計1,507名のうち745名が申請
をされたこととなります。

以上であります。

○議長（古玉栄治議員） 植田参事兼総務課
長

○植田一成参事兼総務課長 同じく119ペー
ジ。

第12款公債費でございます。1目元金、2
目利子ともに精算による減額でございます。

第13款諸支出金につきましては、支出がな
かったため、公有財産購入費、繰出金、積立
金ともそれぞれ1,000円の減額となったもの
でございます。

120ページをお願いいたします。

第14款予備費につきましても、予備費充当
は必要がなかったため300万円の減額となり
ました。

説明は以上になります。

○議長（古玉栄治議員） 説明が終わしまし
た。ただいま説明を受けたことについて質疑
の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古玉栄治議員） ないようでありま
す。

次に、承認第6号 専決処分の承認を求め
ることについて（平成28年度中能登町後期高
齢者医療特別会計補正予算について）説明を
求めます。

議案書は、121ページから130ページとな
ります。

○議長（古玉栄治議員） 平岡保健環境課長

○平岡重信保健環境課長 121ページをお願
いします。

承認第6号です。専決処分の承認を求める
ことについてです。

平成28年度中能登町後期高齢者医療特別会

計補正予算を地方自治法第179条第1項の規
定に基づき専決処分したので、同条第3項の
規定によりこれを報告し、承認を求めるもの
でございます。

123ページをお願いします。

第1条、歳入歳出予算の補正でございま
す。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳
出それぞれ358万8,000円を減額し、歳入歳出
予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,006万
4,000円とするものでございます。

次に、128ページをお願いします。

歳入でございます。

第1款後期高齢者医療保険料、1目特別徴
収保険料30万1,000円。

2目普通徴収保険料19万6,000円を減額す
るものです。内訳としましては、現年度分で
22万5,000円を減額するものでございます。
滞納繰越分で2万9,000円の増額をお願いす
るものです。

次、1段飛びまして、第3款繰入金です。

1項1目事務費繰入金87万6,000円。2目
保健基盤安定繰入金199万3,000円の減額につ
きましては、事業費の確定による減額でござ
います。

それから一番下段になります。第5款諸収
入につきましては、2項1目保険料還付金22
万円の減額です。過年度の額の確定による減
額でございます。

それから次、129ページをお願いします。

歳出でございます。

第1款総務費、1項1目一般管理費につ
きましては、事業費確定による減額でござい
ます。

2項徴収費につきましては14万1,000円の
減額です。うち19節負担金、電算システムで
は事業費の確定により5万4,000円の増額を
お願いするものです。

それから一番下段になります。2款後期高
齢者医療広域連合納付金では321万1,000円の
減額で、保健基盤安定負担金、共通経費負担

金等、額の確定による減額でございます。

それから、130ページをお願いします。

第3款諸支出金、1項1目保険料還付金22万円の減額でございます。過年度分の保険料の還付額の確定に伴う減額でございます。

説明は以上です。

○議長（古玉栄治議員） 説明が終わりました。承認第6号について質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古玉栄治議員） ないようであります。

次に、承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度中能登町介護保険特別会計補正予算について）説明を求めます。

議案書は、131ページから147ページとなります。

道善長寿介護課長

○道善まり子長寿介護課長 それでは、131ページをお願いいたします。

承認第7号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

平成28年度中能登町介護保険特別会計補正予算を、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

133ページをお願いいたします。

平成28年度中能登町介護保険特別会計補正予算であります。

第1条で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ906万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億5,935万6,000円とするものでございます。

138ページをお願いいたします。

歳入についてご説明いたします。

1款1項1目第1号被保険者保険料でございます。これにつきましては、徴収実績に基づきまして特別徴収、普通徴収、滞納繰越分

を合わせ296万2,000円を増額したものであります。

続いて、2款2項1目調整交付金237万8,000円の減額より、139ページ下のほうになります6款1項5目その他一般会計繰入金341万9,000円の減額までは、介護給付費や事業の完了に伴い、国及び県の負担分に応じ減額などを行ったものでございます。

続いて、8款2項2目返納金5万4,000円の増額は、不正請求に係る還付金2万9,000円と高額介護サービス費過大交付分の返納分2万5,000円でございます。

続きまして、140ページをお願いいたします。

歳出についてご説明いたします。

1款1項1目一般管理費118万1,000円の減額でございますが、事業完了に伴う精算措置を行ったものであります。

続いて、1款2項1目認定審査会費12万4,000円の減額及び141ページになります1款2項2目認定調査等費64万4,000円の減額でございますが、それぞれ事業完了に伴う精算措置を行ったものであります。

続いて、2款1項1目介護サービス及び支援サービス等諸費4,365万3,000円の減額でございますが、介護保険給付費の各サービスの実績に基づきまして、それぞれ負担金の減額を行ったものであります。各サービスの合計額は19億8,099万4,577円でございます。

続いて、2款2項1目審査支払手数料71万2,000円の減額は、事業完了に伴う精算措置でございます。

続いて、142ページをお願いいたします。

3款1項1目二次予防事業費28万8,000円の減額は、介護予防事業として行いました元氣アップ教室の事業完了に伴う精算措置でございます。

続いて、2目一次予防事業費45万2,000円の減額は、給与費及び介護予防活動支援事業として行いました百歳体操、高齢者サロンな

どの事業完了に伴う精算措置でございます。

続いて、143ページをお願いいたします。

下段になります。

3款2項1目包括的支援事業費43万7,000円の減額は、給与費及び在宅医療と介護連携の推進、認知症施策の推進などの事業完了に伴う精算措置でございます。

続いて、145ページをお願いいたします。

3款2項2目任意事業費148万5,000円の減額は、給与費及び事業完了に伴う精算でございます。主なものとしまして、146ページになります。13節委託料、高齢者みまもりコール事業57万6,000円の減額は、積算では45人の利用を見込んでいましたが35人の利用者で10人少なかったものであります。

続いて、147ページをお願いいたします。

4款1項1目介護給付費準備基金積立金3,993万円を増額したものでございます。これは歳入から歳出を差し引いた差額を基金に積み立てるもので、28年度の国、県の負担分などは概算でいただいておりますが、介護給付費などの実績報告後、もらい過ぎました分を29年度で返還する場合にこの基金を取り崩すことになります。

続いて、5款1項1目第1号被保険者保険料還付金は、精算により2万1,000円を減額したものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（古玉栄治議員） 説明が終わりました。承認第7号について質疑の方はございませんか。

9番 宮下為幸議員

〔9番（宮下為幸議員）登壇〕

○9番（宮下為幸議員） 138ページ、介護保険料の特別徴収保険料と普通徴収保険料ですが、特別徴収保険料は341万3,000円増額ですね。普通徴収は33万円減額になっておりますが、これは年金から引かれるやつですね。65歳以上の。なぜ341万3,000円というのは年金から引かれるのに出てくるのかを詳細に説

明してください。

そして、滞納分11万8,000円があるのは、これは普通徴収の分から出ているのかどうかということ。

○議長（古玉栄治議員） 道善長寿介護課長

○道善まり子長寿介護課長 宮下議員の質疑にお答えいたします。

まず特別徴収ですけれども、65歳以上の方で年金から引いた分になりますけれども、341万3,000円多くなったというのは、65歳になったらすぐ年金から差し引くのではなく、年金機構が半年から1年かかってこの人は年金から引けというのになりますので、その間は普通徴収、自分で納めていただくことになりますので、その人によって半年の場合もあれば1年という期間がありますので、いつ町のほうでその方が特別徴収、年金から引き落としになるのかわからないので、その差額になります。

滞納繰越分なんですけれども、11万8,000円減額ですけれども、普通徴収で納め忘れの方の分になります。

以上です。

○議長（古玉栄治議員） 宮下議員

○9番（宮下為幸議員） そうしたら、特別徴収ということは、65歳になった人は半年から1年分は翌年から要するに振りかえになるということやね。そういうふうに理解すればいいがけ。65歳以上になって、年金額が18万円以上。その人たちは65歳になって、65歳に例えば4月になったら、次の翌年まで普通徴収でやっていかなくてはだめやということの考えやね。その辺ちょっと。

○議長（古玉栄治議員） 道善長寿介護課長

○道善まり子長寿介護課長 宮下議員の質疑にお答えいたします。

例えば、4月に65歳になられた方は、すぐ年金から引き落としではなく、早くて半年後から特別徴収、年金から引き落としになる。確実になるとはわからないんですけれども、

年金機構から指示がありますので、こちらのほうとやりとりしていきまして、年金機構のほうからこの方は年金から引き落としになりますという案内が来たときに初めて年金引き落としになります。それまでは普通徴収で、自分で納めていただくことになります。長くて1年の場合もあるということです。

以上になります。

○9番（宮下為幸議員） 終わります。

○議長（古玉栄治議員） ほかに質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古玉栄治議員） ないようであります。

次に、承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算について）説明を求めます。

議案書は、149ページから168ページとなります。

平岡保健環境課長

○平岡重信保健環境課長 それでは、149ページをお願いします。

専決処分の承認を求めることについてです。

平成28年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算を、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

151ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,710万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億3,052万7,000円とするものでございます。

次に、158ページをお願いします。

歳入でございます。

主なものにつきましては、1款国民健康保険税につきましては、徴収実績見込みにより

1目一般被保険者分といたしまして2,810万円を増額し、2目退職被保険者分といたしまして853万円をそれぞれ減額するものでございます。

次に、159ページをお願いいたします。

一番上になります。第3款国庫支出金でございます。

1項1目療養給付費等負担金で1,818万1,000円を減額するものでございます。大きなものにつきましては、現年度分の療養給付費で1,813万2,000円の減額でございます。

それから、2項国庫補助金、1目財政調整交付金では63万1,000円を減額するものでございます。内訳としましては、普通調整交付金309万5,000円の減額でございます。それとその下、特別調整交付金で246万4,000円の増額となるものでございます。

それから、その下になります。第4款療養給付費交付金では、現年度分の退職者療養給付費交付金2,986万8,000円を減額するものでございます。退職被保険者に係る交付金で、額の確定によるものでございます。

160ページをお願いします。

中ほどになります。第7款共同事業交付金でございます。

1項1目共同事業交付金94万4,000円を減額するものでございます。内訳としまして、高額医療費共同事業交付金で1,232万円を増額し、その下になります保険財政共同安定化事業交付金で1,326万4,000円を減額するものでございます。

それから、一番下段になります。9款繰入金でございます。

1項1目一般会計繰入金で292万5,000円を減額するものでございます。大きなものにつきましては、出産育児一時金で169万1,000円でございます。

それから次、161ページになります。

繰入金でございます。

2項1目基金繰入金では1,074万7,000円を

減額するものでございます。繰り入れる必要がなくなったため減額するものでございます。

それから、一番下段になります。11款諸収入、1項1目延滞金で507万6,000円を増額するものでございます。徴収実績により増額となるものでございます。

次に、162ページ、歳出のほうになります。

1款総務費、1項総務管理費、その下段になります2項徴税費、それから163ページ、第3項運営協議会費につきましては、それぞれ事業完了により各節を減額するものでございます。

それから、163ページ、一番下段になります。2款保険給付費につきましては、給付実績によりそれぞれ予算を増減するものでございます。一番下の一般被保険者療養給付費につきましては1億769万3,000円を減額するものでございます。

次に、164ページ。

一番上段になります。2目退職被保険者等療養給付費では1,490万2,000円をそれぞれ減額するものでございます。

一般療養給付費の減額の大きな要因といたしましては、一般被保険者の加入者の減少で、例年であれば4月から3月に大体80人ほどの減少でございますが、28年度につきましては約210人と大きく減少したことが要因と思われます。このことにつきましては、平成28年10月からの社会保険の適用拡大による国保から社会保険加入者が多くなったことが原因と思われます。退職被保険者につきましては、制度廃止により対象者の減少によるものでございます。

それから、そのページ下段になります。2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費196万4,000円の減額。それからその下になります。2目退職被保険者等高額療養費23万2,000円につきましては、給付の実績により

それぞれ減額するものでございます。

それから、165ページをお願いします。

2段目の表になります。

2款4項出産育児諸費、1目出産育児一時金でございます。当初予算では12人を見込んでいたものが実績では6人になり、253万6,000円を減額するものでございます。

それから、このページ下段になります。第3款後期高齢者支援金等につきましては、予算の増減がございませんが、歳入に伴い財源の補正を行うものでございます。

それから、166ページをお願いします。

第7款共同事業拠出金でございます。高額医療費の財政負担の緩和を目的とした共同事業で、拠出金の額の確定により、それぞれ1目で279万3,000円、3目で3,054万4,000円を減額するものでございます。

それから中段になります。第8款保健事業費でございます。第1項特定健康診査等事業費で163万4,000円を減額するものでございます。事業完了に基づく減額でございます。

主なものといたしましては、13節の委託料で、集団健診で118万6,000円の減額。その下につきましては個別健診で39万1,000円の増額です。集団健診の受診者が対前年で87人減少し、個別健診の受診者が47人増加したことによるもので、全体の受診率につきましては前年並みでございました。

それから、その下になります。2項保健事業費で238万5,000円を減額するものでございます。事業完了に基づくものでございます。

主なものといたしましては、8節報償品でございます。国保優良家庭で36万円を減額するものでございます。これにつきましては、平成28年度より優良家庭の条件として国保世帯全員の特定健診の受診を条件に加えたため対象家庭が減少したものでございます。

それから次のページ、167ページになります。

13節委託料で、人間ドック検査で161万

6,000円を減額するものでございます。当初145人の見込みでしたが実績は124人でございました。実績に基づくものです。

それから、中段の表になります。第9款基金積立金でございます。1億2,622万7,000円の増額でございます。

それから、一番下段になります。第10款諸支出金、1項償還金及び還付加算金につきましては、一般、退職それぞれ事業実績により減額するものでございます。

説明につきましては以上です。

○議長（古玉栄治議員） 説明が終わりました。承認第8号について質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古玉栄治議員） ないようであります。

次に、承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度中能登町下水道事業特別会計補正予算について）説明を求めます。

議案書は、169ページから185ページとなります。

田中上下水道課長

〔田中 智上下水道課長登壇〕

○田中 智上下水道課長 それでは、169ページをお願いいたします。

承認第9号 専決処分の承認を求めることについてであります。

平成28年度中能登町下水道事業特別会計補正予算を、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

それでは、171ページをお願いいたします。

平成28年度中能登町下水道事業特別会計補正予算であります。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ755万9,000円を減額し、歳入歳出予

算の総額を歳入歳出それぞれ26億4,343万6,000円とするものであります。

第2条では、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越しして使用することができる経費は、第2表繰越明許費によるものであります。

第3条、地方債の変更は、第3表地方債補正によるものであります。

続いて、174ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費です。

2款1項の下水道事業費、社会資本整備総合交付金事業のバイオマスメタン発酵施設の場内整備工事及び鹿島中部クリーンセンター改築更新工事におきまして、平成28年度中に事業完了が見込めないため、6,236万円を29年度へ繰り越しするものであります。

次に、175ページをお願いいたします。

第3表では地方債の補正になります。

特定環境保全公共下水道事業債で、限度額を8億5,920万円から950万円を減額し8億4,970万円とするものであります。事業債の借り入れ限度額の確定によるものであります。

次に、178ページをお願いいたします。

歳入であります。

第1款1項1目の下水道事業費分担金、現年度分では112万5,000円の増額であります。内訳につきましては、特環分で162万5,000円の増、集排分で5万円の減額であります。事業実績によるものでありますが、新規公共ます設置件数が特環分で当初より7件分の増、集排分で2件の減によるものであります。

その下、2節の滞納繰越分では49万6,000円の減額です。特環分で46万6,000円の減額、集排分で3万円の減額です。それぞれ事業実績によるものです。

次に、1款2項1目の下水道工事負担金で71万5,000円の減額です。特環で8万5,000円、集排で63万円、それぞれ事業実績による減額措置でございます。

次に、2款1項1目の下水道使用料、現年分で232万6,000円の増額です。内訳としまして、現年分特環で197万円、それと集排分で35万6,000円、それぞれ増額です。増額理由ですが、新規接続世帯88件がふえたことによる増と考えております。平成28年度末の接続率は前年度対比0.7%増の85.1%となっております。

次に、2節の滞納繰越分では5万4,000円の減額。これも事業実績によるものです。

次に、2款2項1目の指定手数料です。2万9,000円の増です。これは排水設備工事店指定手数料で、3件分の新規登録があったものです。

続いて、179ページをお願いいたします。

4款1項1目の一般会計繰入金で27万4,000円の減額です。特環分で120万4,000円の増額、集排分では147万8,000円の減額であります。主な理由につきましては、事業実績に伴う精算措置であります。特環分では、交付金事業の確定によりまして財源内訳の変更により増となったものです。また集排分では、人件費や施設管理費の経常的経費の減によるものと、公共ます設置工事の減によるものであります。

最後に、7款1項1目1節の特定環境保全公共下水道事業債で950万円の減額です。これは交付金の決定額及び工事費の確定により減額をするものであります。

次に、180ページをお願いします。

歳出になります。

1款1項1目2細目の総務管理費では1万円の減額です。それぞれ負担金の確定によるものです。

次に、1款1項2目1細目の公共下水道施設管理費では413万4,000円の減額です。本細目は、施設管理費として予算計上された分であり、事業実績に伴う精算措置であります。主なものは、下段の施設修繕料で160万5,000円の減であります。施設の突発的な修繕を行

っており、鳥屋南部浄化センターの流入ポンプの修繕や各ポンプ場のポンプ修繕など全20件で2,189万5,000円の施設修繕を行ったものであります。

次に、181ページをお願いいたします。

13節の委託料では、污水处理施設維持管理で16万8,000円、污泥処理で83万3,000円の減額です。これは脱水污泥量の確定に伴い減額するものであります。

16節の工事材料費では49万4,000円の減額です。これも污泥脱水量の確定によるもので、脱水のための薬品の使用量が減ったため減額するものであります。

次に、182ページをお願いいたします。

1款1項3目2細目の農業集落排水施設管理費では80万7,000円の減額です。本細目も施設管理費として予算計上された分であり、事業実績に伴う精算措置であります。主なものは、11-5光熱水費で40万4,000円の減額です。これは鹿西東部浄化センターの污泥処理の減によるもので、そのための電気料が減になったものです。

13節の委託料では、污水处理施設維持管理で12万5,000円、緑地管理で5万円の減で、施設管理に係ります経常的経費を減額したものであります。

次に、183ページ下段になります。

2款1項1目2細目の社会資本整備総合交付金事業費では38万円の減額であります。事業費確定による精算措置であります。主なものは、9節旅費で26万円の減額です。これはバイオマスメタン発酵施設機器設備等の工場検査の立ち会い回数減によるもので、当初、全国6工場への旅費を計上しましたが、検査日程等を調整し集約を行うことができたことで3回での検査が可能となったことから26万円減額するものです。その他、メタン発酵事業の交付金確定と起債額確定による減であります。

184ページをお願いいたします。

2 款 1 項 2 目 1 細目の農業集落排水事業費で131万2,000円の減額です。15節の工事請負費で新規公共ます設置工事が2件の申請にとどまったため減額となったものであります。

その下、3 款 1 項 1 目の公共下水道事業債元金と、その下、農業集落排水事業債元金につきましては、増減はありません。分担金の増減に伴い財源内訳の変更を行ったものであります。

次に、185ページをお願いいたします。

3 款 1 項 2 目の公共下水道事業債利子で1,000円の減額です。これは、一時借入れが発生しなかったため減としたものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（古玉栄治議員） 説明が終わりました。承認第9号について質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古玉栄治議員） ないようであります。

ここで2時45分まで休憩とします。

午後2時36分 休憩

午後2時45分 再開

○議長（古玉栄治議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの承認第9号の説明の中で一部訂正の申し入れがありますので、これを許します。

田中上下水道課長

○田中 智上下水道課長 先ほど平成28年度中能登町下水道特別会計補正予算の178ページ、歳入のほうの上段になります。下水道事業分担金、現年分の下水道負担金、現年分、集排分の予算、50万円減のところを5万円と申し上げました。訂正をし、おわびをいたします。

言い間違いいたしましたので、おわびいたします。

○議長（古玉栄治議員） 次に、承認第10号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計補正予算について）説明を求めます。

議案書は、186ページから194ページとなります。その3であります。

北野土木建設課長

○北野 均土木建設課長 それでは、186ページをお願いいたします。

承認第10号 専決処分の承認を求めることについてであります。

平成28年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計補正予算を、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

188ページをお願いいたします。

平成28年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計補正予算であります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ541万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,150万3,000円とするものであります。

次に、193ページをお願いいたします。

歳入についてであります。

1 款 1 項 1 目 1 節の不動産売払収入で541万3,000円の増額です。これはニュータウン良川分譲地の土地売り払い代金であります。

次に、194ページをお願いいたします。

歳出についてであります。

1 款 1 項 1 目 1 細目一般管理費で541万3,000円の増額。これは一般会計への繰出金であります。

以上です。

○議長（古玉栄治議員） 説明が終わりました。承認第10号について質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古玉栄治議員） ないようであります。

次に、承認第11号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算について）説明を求めます。

議案書は、196ページから206ページとなります。

町田情報推進課長

○町田穂高情報推進課長 それでは、196ページをお願いいたします。

承認第11号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

平成28年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算を、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、198ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,193万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,180万円とするものでございます。

203ページをお願いいたします。

歳入でございます。

主なものは、一番上、第1款第1項分担金の放送サービス加入金で、加入実績及び条例規則で定める減免によりまして339万2,000円を減額するものでございます。

また、第4款第1項の一般会計繰入金につきましては、事業費の確定に伴い一般会計からの繰入金819万3,000円を減額するものでございます。

続いて、204ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2細目の管理費で610万円を減額するものでございます。主なものは、205ページ、13節委託料の機器診断で、故障の原因が落雷によるものが多く、診断経費の大半が保険金で賄われましたことから142万9,000円を減額するものでございます。

また、206ページ下段、第2款第1項2細目の施設整備事業費では、15節工事請負費のうち集合住宅に係る新設工事や新規幹線工事が当初の見込みより少なかったことから367万4,000円を減額するものでございます。

なお、平成28年度末のケーブルテレビの加入率は46.25%、インターネット加入率は24.84%となっております。

以上です。

○議長（古玉栄治議員） 説明が終わりました。承認第11号について質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古玉栄治議員） ないようであります。

次に、報告第1号及び報告第2号について説明を求めます。

この報告2件は、地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告事項であり、承認議決を要するものではないことを申し添えておきます。

それでは、報告第1号 平成28年度中能登町一般会計繰越明許費繰越計算書について説明を求めます。

議案書は、208ページから209ページとなります。

植田参事兼総務課長

○植田一成参事兼総務課長 208ページをお願いいたします。

報告第1号 平成28年度中能登町一般会計繰越明許費繰越計算書について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成28年度中能登町一般会計歳出予算の繰り越しについて次のとおり報告をするものでございます。

209ページをお願いいたします。

平成28年度中能登町繰越明許費繰越計算書でございます。

平成28年度から平成29年度への繰り越し対象事業は、第2款総務費から第10款の教育費

まで10事業にわたるもので、合計で11億5,883万3,000円の繰り越しでございます。繰り越し事業費の財源内訳も記載をしてあります。

このうち最も大きな額は、6款の農林水産費で、農業振興費の6億7,085万9,000円です。これは産地パワーアップ事業で、JA乾燥施設整備事業への補助を繰り越したものです。また、団体営土地改良事業費では、農村総合整備事業や農地耕作条件改善事業を繰り越しています。

また、第10款教育費の小学校費で1億9,358万円を繰り越しをしています。これは鳥屋小学校、鹿西小学校の外壁や屋根などの大規模改修事業でございます。

○議長（古玉栄治議員） 説明が終わりました。報告第1号について質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古玉栄治議員） それでは次に進みます。

次に、報告第2号 平成28年度中能登町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について説明を求めます。

議案書は、210ページから211ページとなります。

田中上下水道課長

○田中 智上下水道課長 それでは、210ページをお願いいたします。

報告第2号 平成28年度中能登町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてであります。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成28年度中能登町下水道事業特別会計歳出予算の繰り越しについて、次のとおり報告するものです。

それでは、211ページをお願いいたします。

2款1項の下水道事業費、事業名が社会資本整備総合交付金事業であります。繰越金額

は6,236万円であります。繰り越し理由につきましては、国の追加補正により12月補正に予算化させていただきました鹿島中部クリーンセンターの改築更新及び耐震化補強工事とメタン発酵施設建設に伴います場内整備工事で、年度内の完成を見込めないことから繰り越しを行うものです。

完成予定につきましては、バイオマスの場合、場内整備については5月末日で完了しております。あと中部クリーンセンターにつきましては、7月7日の完成予定としております。

以上でございます。

○議長（古玉栄治議員） 説明が終わりました。

次に、議案第1号 中能登町農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について説明を求めます。

議案書は、212ページから214ページとなります。

田中参事兼農林課長

○田中栄一参事兼農林課長 それでは、議案書212ページ。

議案第1号 中能登町農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例についてご説明を申し上げます。

214ページをお願いいたします。

本条例は、農業委員会等に関する法律の改正に伴いまして、当町における農業委員会組織が12月1日から新たな体制となります。それに伴い、条例の定数を農業委員については14人とし、そして新しく法律に規定された農地利用最適化推進委員の定数も同じく14人として定めるものでございます。

施行期日は12月1日からということでございます。

説明は以上です。

○議長（古玉栄治議員） 説明が終わりました。議案第1号について質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古玉栄治議員） ないようであります。

次に、議案第2号 中能登町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

議案書は、216ページから218ページとなります。

植田参事兼総務課長

○植田一成参事兼総務課長 216ページをお願いいたします。

議案第2号 中能登町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

提出案件資料の31ページで説明をさせていただきます。

まず改正の理由といたしまして、人事院において、人事院規則の一部を改正する人事院規則が平成29年4月1日付で施行されたことに伴うものでございます。

改正の概要につきましては、育児休業等の期間の再度の延長ができる特別の事情として、「保育所等における保育の利用を希望し、申し込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」という事由を明文化するものでございます。いわゆる待機児童のことを指します。

施行期日は公布の日からでございます。

説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○議長（古玉栄治議員） 説明が終わりました。議案第2号について質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古玉栄治議員） ないようであります。

次に、議案第3号 中能登町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

議案書は、220ページから222ページとなり

ます。

田中参事兼農林課長

○田中栄一参事兼農林課長 それでは、議案第3号。

議案書220ページをお願いいたします。

中能登町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

222ページをお願いいたします。

条例の中身につきましては、記載のとおりであります。別表第1 農業委員会会長及び同委員の項を次のように改めるということで、農業委員会会長については基本給を月額1万3,000円、これは現行に比べ2,000円の増額となっております。それから、その下の同委員につきましても基本給月額1万2,000円ですが、現行に対して2,000円の増額となっております。

それから、一番下の表の農地利用最適化推進委員、基本給月額1万円としております。これは現行の農業委員報酬と同額でございます。

12月1日からの新たな体制のもとで、国から最適化交付金という特定財源が交付されます。それを活用しまして活動成果報酬を新たに報酬項目として設定させていただきたいというものでございます。その中身につきましては、活動成果報酬という字のとおり能率給、歩合給的な内容となっております。その活動成果報酬につきましても活動報酬と成果報酬の二本立てで予算の範囲で定めたいということでございます。活動報酬につきましては月額4,000円、それから成果報酬については月額1万4,000円というものでございまして、全て財源は国からの最適化交付金ということで条例の制定をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（古玉栄治議員） 説明が終わりました。

た。議案第3号について質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古玉栄治議員） ないようであります。

次に、議案第4号 中能登町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

議案書は、224ページから226ページとなります。

植田参事兼総務課長

○植田一成参事兼総務課長 224ページをお願いいたします。

議案第4号 中能登町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

提出案件資料の37ページで説明をさせていただきます。

改正の理由は、中能登町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴い所要の改正を行うものでございます。

改正の概要につきましては、扶養手当の見直しに伴い、支給対象親族を支給金額に応じた区分に分けるもの。また、介護時間の創設に伴い給与減額の規定の改正を行うものでございます。

施行の期日は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用するものでございます。

説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○議長（古玉栄治議員） 説明が終わりました。議案第4号について質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古玉栄治議員） ないようであります。

次に、議案第5号 中能登町表彰条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

議案書は、228ページから230ページとなり

ます。

植田参事兼総務課長

○植田一成参事兼総務課長 228ページをお願いいたします。

議案第5号 中能登町表彰条例の一部を改正する条例についてでございます。

提出案件資料の41ページで説明をさせていただきます。

改正理由は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、教育長の任期が1期3年になったことから、平成28年9月2日に開催されました中能登町表彰審議会にて表彰基準の見直しを求められたため、その答申に基づき改正を行うものでございます。

改正の概要でございますけれども、教育長における表彰基準年数の見直しでございます。まず特別功労者表彰につきましては現行12年から9年以上、功労者表彰につきましては8年以上から6年以上とするものでございます。

施行の期日は、公布の日からでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（古玉栄治議員） 説明が終わりました。議案第5号について質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古玉栄治議員） ないようであります。

次に、議案第6号 平成29年度中能登町一般会計補正予算について説明を求めます。

まずは歳入全般について説明を求めるとします。

議案書は、232ページから239ページとなります。

植田参事兼総務課長

○植田一成参事兼総務課長 232ページをお願いいたします。

議案第6号 平成29年度中能登町一般会計

補正予算でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億5,235万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ99億1,857万1,000円とするものでございます。

238ページをお願いいたします。

まず歳入でございます。

11款分担金及び負担金では、各土地改良事業の当初予算に対して国庫補助金の予算づけの増減があり、これにあわせて分担金も変更が生じて、農業費分担金で3万5,000円の増額をお願いするものでございます。

また、第13款国庫支出金及び第14款県支出金については、国、県の補助金の予算づけに伴う増減分などについて適正額を計上したものでございます。

なお、このうち第13款第2項3目2節では、公営住宅整備事業の補助金として社会資本整備総合交付金1,000万円の増額補正をお願いいたします。また、5目1節で総務費補助金の地方創生推進交付金については、中能登町の繊維産業を活用した事業について、事業費の50%補助分として1,234万円の増額をお願いするものでございます。

第14款1節農業費補助金では、国の内示により1,728万円の増額をお願いいたします。

239ページの第17款繰入金の基金繰入金では、特定財源以外の不足する一般財源分として財政調整基金3億2,697万7,000円を繰り入れるものでございます。2項1節特別会計繰入金については、特別会計で宅地造成測量設計業務委託料を計上したため1,900万円の減額の補正をお願いするものです。

次に、第19款諸収入については、企画費雑入で、交流創出支援補助金として333万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。

説明は以上になります。

○議長（古玉栄治議員） 説明が終わりました。ただいま説明を受けたことについて質疑

の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古玉栄治議員） ないようであります。

続いて、同じく議案第6号 平成29年度中能登町一般会計補正予算の歳出について説明を求めます。

まずは第2款総務費から第6款農林水産業費まで、議案書は、240ページから244ページについて説明を求めます。

植田参事兼総務課長

○植田一成参事兼総務課長 240ページ。

歳出でございます。

まず第2款総務費の一般管理費ですが、1細目の給与費の補正につきましては、4月1日付の人事異動に伴い当面必要とする各種手当について各款にわたり補正をさせていただきましたので、よろしく願いをいたします。この手当のうち住居手当の対象職員の増や担当課長の増員による増額となっております。

なお、人事異動に係る職員給の増減については9月会議に計上をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

次に、情報管理事業では、金額の増減はありません。障害者総合支援事業費補助金の内示により財源を変更するものでございます。

○議長（古玉栄治議員） 町田情報推進課長

○町田穂高情報推進課長 続きまして、2目1細目の広報広聴事業で130万円の増額をお願いするものでございます。

13節の委託料で、雨の宮、王墓の館前に観光防災無線LANの機器を設置するものでございます。雨の宮古墳群は、観光や歴史教育の場として、またイベント開催などでたくさんの方が訪れる場所であります。しかしながら駐車場やグリーン広場周辺で携帯電話が通じにくいという問題が起こっております。このため観光やイベント情報の発信、災害など緊急時に迅速な連絡、対応がとれるよう観光

防災無線LANの設置を行うものでございます。

以上です。

○議長（古玉栄治議員） 植田参事兼総務課長

○植田一成参事兼総務課長 同じく240ページ。

4目財産管理費、1細目鳥屋庁舎管理事業ですが、議場に70型の大型ディスプレイの購入費として備品購入費で84万7,000円を計上いたしました。

また、4細目の財産管理事業では、旧滝尾小学校取り壊しのための実施設計費799万2,000円を増額補正をお願いするものでございます。

○議長（古玉栄治議員） 高名企画課長

○高名雅弘企画課長 それでは、240ページ下段の7目地域づくり推進費で、5細目地方創生推進交付金事業2,300万円を計上いたしました。

これは、中能登町の基幹産業である合繊織物の産業を振興するため「繊維でみんなが動き出したサイクルを加速する事業」として内閣府へ地方創生推進交付金を申請した結果、国からの補助金の交付の内示があったものです。この事業は、能登テキスタイルラボにおいて新たなインクジェットプリンターを購入し、合繊織物の試作品をつくり産地の企画提案力を向上させるとともに、繊維産業の事業者同士による情報交換を兼ねた繊維サロンや繊維教室、ファッションショーなどの開催費用に充てるものです。

以上です。

○議長（古玉栄治議員） 古川税務課長

○古川利宣税務課長 241ページをお願いいたします。

上段になります。

2細目税務諸事業で213万9,000円を増額補正をお願いするものです。

これは嘱託職員の配置に伴う経費で、内訳

といたしましては、通勤費2万4,000円、社会保険料27万9,000円、賃金183万6,000円です。

以上です。

○議長（古玉栄治議員） 加賀参事兼住民福祉課長

○加賀忠夫参事兼住民福祉課長 同じく241ページをお願いします。

中ほどの3項1目2細目戸籍住民基本台帳費ですが、57万3,000円を増額補正をお願いするものです。これは、印鑑登録証カードの不足によりまして今回カード購入をするもので、消費税別料金で1枚132.6円の単価で4,000枚の購入を予定しております。

続きまして、3款1項1目3細目臨時福祉給付金給付事業で、新たに国の返還金としまして100万円の増額補正をお願いするもので、過年度事業費の確定によります国への返還金となります。

続きまして、下段の2目2細目在宅福祉事業では24万円の増額補正で、20節扶助費としまして、介護慰労金の対象者が1名追加されましたことで月2万円の1年分、24万円を計上させていただいたものであります。

同じく3細目の自立支援事業では、80万5,000円を増額補正をお願いします。

内訳ですが、18節の備品購入費で、聴覚障害者生活訓練事業での機材購入費としまして30万5,000円を増額で、これは難聴者専用のヒアリング磁気ループといたしまして専用アンプや附属しますワイヤレスチューナー、マイク等、難聴者の方々への集団での説明や研修会に使用し役立つものであり、今後、町としての必需品となります。

また、20節の扶助費では、人工内耳用音信号処理装置の購入に50万円の増額補正をお願いします。これは、難聴でお困りの方々が人工内耳といたしまして手術で耳の奥に機材を埋め込んだり、音をマイクで拾って耳の内に埋め込んだ部分へ送る対外部として耳かけ

式の補聴器に似た機材を使用することにより、現在、世界で最も普及されている人工臓器の一つとして認められているものであります。そうした人工内耳用音声信号処理装置の買い換えや購入に際し、町として上限50万円を助成するもので、県内では既に9市町で助成制度が行われており、中能登町としまして県内の助成制度を見きわめた上で最大50万円の助成を行うものであります。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（古玉栄治議員） 道善長寿介護課長

○道善まり子長寿介護課長 それでは、242ページをお願いいたします。

3款1項3目6細目老人福祉施設費で、備品購入費57万3,000円の増額をお願いするものであります。

町指定管理事業所のデイサービスセンターひまわりの厨房にあります冷凍冷蔵庫が、経年劣化による冷却器の腐食により冷媒ガスが漏れ、冷蔵庫内が冷えない状態が起こっており、高齢者を相手にしている施設でもありますので、これから夏場の気温上昇により食中毒などの影響も心配されますので、冷凍冷蔵庫の更新をお願いするものでございます。

財源につきましては、地域福祉基金を取り崩して充当させていただきます。

説明は以上でございます。

○議長（古玉栄治議員） 加賀参事兼住民福祉課長

○加賀忠夫参事兼住民福祉課長 同じく242ページ、中ほどをお願いいたします。

2項1目3細目児童手当支給事業で36万9,000円の増額補正をお願いするもので、23節の国県等返還金といたしまして、平成28年度の児童手当交付金の精算措置としまして国へ返還するもので、節の新設となるものであります。

続きまして、2目2細目保育園運営費では62万9,000円の増額をお願いするもので、こ

れもさきの児童手当支給事業と同じく、23節の国県返還金といたしまして、平成28年度の子ども・子育て支援交付金の精算措置といたしまして国への返還金が決まりましたので、節の新設となります。

次に、下段の4目1細目学童保育事業は13万5,000円の増額補正をお願いするものであります。

3－6通勤手当では、4月の異動等で嘱託職員の配置がえによりまして自宅から勤務地への通勤による手当が不足するため9万円を増額補正をさせていただくものであります。

また、12節通信運搬費では、ことしの夏休みから、ろくせい放課後児童クラブが鹿西小学校の体育館の一室に移転をするため、現在、移転工事を進めておりますが、その移転先での通信手段の確保といたしまして固定電話の導入に係る予算4万5,000円を計上したものであります。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（古玉栄治議員） 平岡保健環境課長

○平岡重信保健環境課長 続きまして、243ページをお願いします。

4款衛生費、2項清掃費、1目1細目清掃事業費で96万8,000円の増額をお願いするものでございます。

内訳としましては、12節手数料で廃棄物処分6万円でございます。これにつきましては瓶の処理費用でございます。町内の処理事業者がいなくなったということで、近隣にも処分業者がいなく、全国容器リサイクル協会への受託業者に処分を委託する費用でございます。

それから、13節委託料、廃棄物積替保管90万8,000円でございます。これにつきましては、瓶類の処分を委託する場合、10トン単位での収集運搬となるため、適正な場所で仮置きし積みかえする業務を委託する費用でございます。

説明は以上でございます。

○議長（古玉栄治議員） 田中参事兼農林課長

○田中栄一参事兼農林課長 それでは、議案書243ページをお願いいたします。

第6款農林水産業費、1項農業費、2目地域農政推進対策事業費でございます。752万円の増額を計上しております。全て県支出金となっております。

19節で補助金、担い手農業機械導入支援費で752万円でございます。これは法人1、個人2名の方から申請が出ておりまして、担い手農業者への機械導入支援費でございます。国費30%を補助するものでございます。

それから、3目農業総務費102万円の増額計上でございます。下水道事業特別会計への繰出金でございます。

次に、4目農業振興費429万5,000円の増額計上でございます。

7節で臨時雇賃金120万円を計上させていただいております。これは道の駅に常駐されておられます野菜の栽培に関する指導、啓発をしていただいている方の賃金でございます。当初予算に計上漏れでございましたので6月で補正をさせていただくものでございます。その下の普通旅費4万5,000円も同じ理由でございます。

それから、13節の委託料で農業振興地域整備計画書の策定計画委託料205万円を計上させていただいております。今年度、29年度から4年間かけての整備計画書の策定委託料を計上させていただいたものでございます。

それから、19-2補助金で七尾鹿島鳥獣被害対策協議会100万円でございますが、これは事業主体が七尾鹿島鳥獣被害対策協議会というのがございまして、そこに構成市町である七尾市と中能登町が経費を負担し合い、その上で国費を七尾市と中能登町が負担する額と同額の約630万円余り、総額で1,200万円余りで電気柵の購入をするものでございまして、それによってイノシシ等の野生動物の被害

の防止対策を強化するという事で100万円の計上をさせていただいております。

続いて、244ページをお願いいたします。

7目の農地費で1,048万8,000円の増額となっております。

3細目の県営土地改良事業費では942万8,000円の増額計上でございます。

負担金として、県営ほ場整備事業、瀬戸地区、滝尾南部地区、芹川地区、それから県営老朽ため池整備事業で春木地区、武部山田池地区、それぞれ増減がございますが、これは事業費の割り当て内示に伴う補正でございます。

それから、19-2補助金、高生産性農業集積促進事業976万円でございますが、これは東馬場地区の農地集積協力金ということで、60ヘクタールの集積実績に応じた補助金の交付となります。全額国費でございます。

そして、8細目団体営土地改良事業費で100万円の増額計上でございます。補償金で100万円でございます。春木地区の圃場整備に伴う電柱の移転補償費ということで100万円を計上させていただいたものでございます。

以上です。

○議長（古玉栄治議員） 説明が終わりました。ただいま説明を受けたことについて質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古玉栄治議員） ないようであります。

続いて、第7款商工費から第10款教育費まで、議案書は、244ページから249ページについて説明を求めます。

高名企画課長

○高名雅弘企画課長 それでは、244ページ下段の商工費の2細目商工振興事業費の19-1負担金で町商工会ハロウィンイベント50万円ですが、これは町商工会の商業部会や商工会青年部と町青壮年協議会などが連携して、

本年の10月末にラピア鹿島などを会場としてハロウィンイベントを開催したいとの要望がございました。

現在、町の商工会では、この事業の財源として、公益財団法人の石川県産業創出支援機構が募集します商業活性化推進事業に事業採択申請をしているところです。この事業は、地域商業の発展に対する取り組みに対して支援がされる事業で、助成率が3分の1以内で市町の補助金額が石川県産業創出支援機構の補助額の上限となります。このことから、町の負担金として50万円を計上したものです。

なお、事業費の総額といたしましては150万円で、町が50万円、石川県産業創出支援機構からは50万円、そして事業主体である町商工会が50万円を負担して事業を開催するものです。

次に、2目観光費の1細目の観光振興費で、8-1報償金の外部専門家招へい事業10万円、9-1費用弁償40万円と245ページの上段の外部専門家招へい事業委託料50万円の合計100万円につきましては、総務省の外部専門家、地域力創造アドバイザー制度を活用しまして、地域の潜在能力を高め、地域活性化の取り組みに関する知見やノウハウを有する外部専門家を招聘して指導や助言を受けるもので、3年間を事業年度として取り組みたいものです。

なお、この事業に要する経費につきましては、特別交付税により措置されるものです。

中能登町では、この外部専門家を活用して、観光や移住、交流、体験など中能登町にあるさまざまな資源を発掘し、外貨を稼いで自立できる地域商社を立ち上げることを目標として事業を進めていきたいものです。

最後に、1ページ戻りますが、244ページの観光振興費の11-4印刷製本費75万円は、観光パンフレットの外国語版を作成したいものです。

本年2月に、中能登町制10周年記念事業の

映画「ママ、ごはんまだ？」が台湾にて現在公開されております。公開、現在4週間を超えたところとなっております。また、カナダのトロントで開催される日本映画祭でも、この映画「ママ、ごはんまだ？」が出品されることとなりました。このことから、海外からの外国人観光客や中能登町に在住する外国人に向けて外国語のパンフレットを作成したいものです。

次に、13委託料で旧丹後邸調査設計300万円ですが、改築に当たって、現在、補助金等の財源についていろいろと検討している状況ですが、改築の財源のめどがつき次第、調査設計に入りたいので、予算を計上させていただきました。

以上です。

○議長（古玉栄治議員） 北野土木建設課長

○北野 均土木建設課長 それでは、245ページであります。

8款1項1目2細目の土木総務費で1,415万3,000円の増額をお願いするものです。

内訳といたしまして、13節委託料で450万円の計上であります。これは中能登町住宅マスタープランを策定するものであります。中能登町における住まいづくり、まちづくりの指針とするものであります。具体的な住宅施策の推進策などを定めていくものであります。昨年度策定されました石川県の住宅マスタープラン、それから住生活基本計画、中能登町の総合計画などと整合性を図りながら進めていくというものであります。

また、28節繰出金965万3,000円は、下水道事業特別会計への繰出金であります。

次に、4項1目1細目の町営住宅管理費で2,256万4,000円の増額をお願いするものです。

施設修繕料の26万4,000円は、コーポとりやのブランコなどの遊具についての修繕を行うものであります。その下の13節委託料2,000万円につきましては、町営住宅の建て

かえに係る設計業務費であります。その下の15節工事請負費230万円は、コーポとりやの滑り台に係るものと、それから黒氏住宅の電気温水器等の取りかえに係るものであります。

その下の2目1細目の住宅・建築物耐震改修等促進事業で17万2,000円の増額をお願いします。主なものは、印刷製本費で16万円の計上であります。住宅の耐震診断、それから設計、改修に係るパンフレットを作成いたしまして、全戸配布を行いながら啓発、それから事業の促進を図りたいというものであります。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（古玉栄治議員） 上坂教育文化課長

○上坂恵一教育文化課長 246ページになります。

10款1項2目2細目学校教育事務局費であります。5,675万1,000円の増額の補正であります。

9－2普通旅費19万3,000円、9－3特別旅費9万9,000円、これは保小連携先進地視察の旅費となっております。

次に、18備品購入費5,633万9,000円であります。この内訳は、中能登中学校パソコン教室41台、それとタブレット20台、また電子黒板、中能登中学校、小学校3校、計4校の3台で12台分となっております。現在、電子黒板的なものは66台ありますが、今年度、先行して各校3台ずつ導入したいと思っております。もう一つ、小学校にタブレット42台を3校分、合計126台となっております。

次に、19－2補助金、英語教育推進委員会12万円。これは平成32年度からの小学校5年生、6年生の英語の教科化をスムーズに行うための英語教育推進委員会を設置しまして、そこに講師を呼ぶ講師代の補助金となっております。

次に、10款2項1目2細目小学校管理費で

あります。合計1,633万5,000円の増額補正であります。

13の委託料の実施設計32万4,000円は、現在、鳥屋小学校の受水槽が地下に埋設されたものでありまして、衛生上よくないという指摘を受けましたので、これを地上に出すための設計の委託料であります。

また、次の機器移設43万2,000円、これは旧滝尾小学校の体育館にスクリーンがありまして、このスクリーンを現在鹿島小学校体育館にはスクリーンがございませんので、そこに移設するものであります。

次に、パソコン機器ライセンス保守管理25万8,000円であります。これは、先ほどのパソコン、タブレットが増設されるための保守管理の増額のライセンス分となっております。

次に、15節工事請負費1,440万6,000円。これの内訳は、先ほどの鳥屋小学校受水槽改修工事に1,289万6,280円と、鳥屋小学校の消火栓ポンプが大変老朽化しておりまして、これの取りかえ工事に150万9,574円となっております。

次に、19－2補助金、学びの組織的実践推進事業、これは鹿島小学校で30万円。

次に、247ページになります。

いしかわ道徳教育推進事業に30万円。これは鹿西小学校。

次に、理科教育設備整備費事業31万5,000円。これは鳥屋小学校に15万7,500円、鹿島小学校に15万7,500円、いずれも国の支出金の3分の1の金額となっております。

次に、10款3項1目1細目中学校管理費128万円の増額補正であります。

これは、13委託料の先ほどのパソコンの増設のライセンス分の保守管理費として15万5,000円。

次に、15節工事請負費82万5,000円。これは中能登中学校テニスコートの修繕でありまして、飛散した砂の集積、運搬、また砂の補

充の代金となっております。

次に、19－2 補助金、能動的学習推進事業 30万円。これは、県の内示によりまして中能登中学校にこの事業がついたための増額の補正となっております。

以上であります。

○議長（古玉栄治議員） 正谷生涯学習課長

○正谷 智生涯学習課長 それでは引き続き 247ページ、中段をお願いいたします。

第10款教育費、第4項社会教育費、1目社会教育総務費、2細目社会教育活動推進事業費で4万5,000円を増額するものです。

これは、9－2 普通旅費で、本年度より3カ年事業で文化庁の日本語教育スタートアッププログラムを実施するため、7月に東京の文化庁において担当者研修が実施されますので、担当者1名を派遣するものです。担当者の旅費は文化庁より支出されませんので、町として一般財源より支出いたします。

続きまして、同じページ、3目図書館費、1細目図書館活動推進事業で216万円を増額するものです。

これは、13節委託料において、図書館統合事業によりラピア鹿島の旧保健センターを図書館として利用するための改修工事と、鹿島図書館及び鳥屋、鹿西図書館の一部改修工事のための実施設計の費用を計上いたしました。今年度は実施設計をして、来年度、改修工事を実施する計画です。

同じく4目社会教育施設管理運営費、2細目生涯学習センター管理運営事業で1億2,126万2,000円を増額するものです。ラピア鹿島が建築から22年経過しており、施設設備の老朽化に伴う大規模改修に係る経費でございます。

11－7 施設修繕料63万8,000円ですが、自転車駐輪場の修繕費用を計上しました。

13委託料、実施設計334万8,000円の内訳ですが、2件ございまして、1件目は空調機器、設備更新実施設計226万8,000円です。こ

れは空調機器等の耐用年数も大幅に超過し、故障やふぐあいも発生していることや、部品も生産停止となっており、突然の操作不可能状態になるおそれもあり、施設利用も多く、指定避難所でもあり、改修工事が必要であるため、その実施設計をするものです。

2件目は、トイレ洋式化改修実施設計108万円です。これは、公共施設のトイレ洋式化は時代の趨勢ですが、現在ラピアでは和式の比率が高く、住宅の洋式化率が高い現在、利用しにくい環境であるため、洋式化を図るものです。なお、和式は最低必要限残す予定です。

続きまして、15工事請負費1億1,727万6,000円の計上です。これも2件ございます。

1件目は、アイリスホール舞台照明設備改修工事1億800万円です。アイリスホールも22年経過し、舞台照明設備機器等の耐用年数15年を大幅に超過し、基盤部品の生産停止もあり、突然の操作不可能状態になるおそれもあります。カルチャーセンター飛翔の大ホールは、ホールとしての利用はできない状況で、町でただ一つのホールであり、利用も多く、安定したホール事業を運営、継続するために省エネルギーに対応したLED照明設備として改修するものでございます。

2件目は、同じくアイリスホール移動観覧席制御装置更新927万6,000円です。これも22年が経過して、制御装置も生産停止であり、突然のふぐあいにより観覧席の出し入れができなくなり多目的ホールとしての利用ができなくなることを避けるため主要装置の更新を実施するものでございます。

続いて、3細目ふるさと創修館等費で1,327万9,000円を増額するものです。

これは、15工事請負費で、ふるさと創修館は竣工から21年経過し、空調機器のふぐあいによる修理も多く、年数経過により部品の供給も困難な状況であるため、生涯学習施設と

しての利用や指定避難所として緊急時に利用するため、空調の冷温水機入れかえ工事を行うものです。

続きまして、248ページ、上段をお願いいたします。

4 細目カルチャーセンター等費で121万5,000円を増額するものです。

これは、11－7施設修繕費料ですが、金丸多目的広場として利用しております旧金丸小学校運動場のフェンスが部分的に破損しておりますので、安全対策上フェンス修繕を行うための修繕費を計上いたしました。

以上です。

○議長（古玉栄治議員） 上坂教育文化課長

○上坂恵一教育文化課長 248ページ、上段になります。

5 目文化財保護費、3 細目文化財管理運営費 2 万5,000円の増額補正です。

8－1 報償金、講師謝礼 2 万円。9－3 特別旅費5,000円。両方とも、これは雨の宮、石動山資料館の管理人の接遇などの講習をするための講師の謝礼となっております。

以上であります。

○議長（古玉栄治議員） 甘田生涯学習課担当課長

○甘田悟司生涯学習課担当課長 引き続き、248ページをお願いいたします。

第10款第5項第1目2細目の体育施設維持管理事業では1,989万9,000円の増額をお願いするものであります。

7 節では、町体育施設の適正な維持管理の充実を図るため、嘱託職員賃金1名分として182万4,000円を計上いたしました。

13節委託料では184万2,000円の増額であり、内訳として3件ございます。まず、パークゴルフ場に隣接している土地を取得し、さらなる利用者の利便性の向上を図りたいと考えておりますが、土地の取得に伴い土地利用計画の策定が必要となることから計画の策定委託費として60万。また、スポーツセンター

ろくせいでは、建築後15年経過しておりますけれども、現在、雨漏りが発生しているため、調査業務として75万6,000円を増額し、原因を調査し、今後の対応を図るものでございます。さらに、スポーツセンターろくせいの照明の球切れが発生しておりますけれども、昇降装置の故障により交換できない照明もあることから、今後、省エネルギーに対応したLED化を行いたく、改修工事に伴う実施設費として48万6,000円であります。

15節工事請負費では1,365万6,000円の増額をお願いするものであり、2件の工事を行いたいと考えております。

1 つは、鹿島武道館の屋上の防水改修工事 901万8,000円であります。鹿島武道館は、建築後28年が経過しており、防水機能の耐用年数も大幅に超過し、雨漏りもあることから、防水改修工事を行うことにより施設の長寿命化を図るものであります。

2 つ目は、テニスコートとりやのフェンス改修工事で463万8,000円であります。テニスコートとりやは、外周フェンスと中のコートを仕切るフェンスがありますが、中を仕切るフェンスの支柱が腐食により倒壊のおそれがあるため、早急の工事が必要なことから改修工事を実施するものでございます。

17節公有財産購入費では、先ほどもご説明いたしましたパークゴルフ場に隣接する土地購入費であります。

18節備品購入費では203万1,000円をお願いするものであり、鹿島体育センタートレーニングルームの機器の購入費であります。昨年エアロバイクのリース期間が終了したことから、新たな機器として足を踏み込む動作をするチェストリンクやダンベルのセットを整備し、さらなる設備の充実と利用者の利便性の向上を図るものでございます。

以上であります。

○議長（古玉栄治議員） 説明が終わりました。

ここで4時10分まで休憩します。

午後3時56分 休憩

午後4時10分 再開

○議長（古玉栄治議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど説明を受けたことについて質疑の方はございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古玉栄治議員） ないようであります。

次に、議案第7号 平成29年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算について説明を求めます。

議案書は、250ページから256ページになります。

平岡保健環境課長

○平岡重信保健環境課長 それでは、250ページをお願いします。

議案第7号 平成29年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,871万2,000円とするものでございます。

続きまして、255ページをお願いします。

歳入でございます。

5款諸収入、2項償還金及び還付加算金、2目1細目還付加算金で2万円でございます。これは歳出に伴う増額で、広域連合より受け入れするものでございます。

続きまして、その下になります。256ページをお願いします。

歳出でございます。

3款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、2目1細目還付加算金2万円でございます。

これにつきましては、後期高齢者医療保険料の賦課は国から提供されている電算システムにおいて石川県後期高齢者医療広域連合が

行っており、昨年12月にシステムの設定に誤りがあったことを国が公表し、その後、国から広域連合にシステム修正のソフトが提供され、保険料の再計算を行った結果、保険料の追加徴収、還付が生じたことによるものでございます。このことにより、保険料を還付するに当たり加算金の予算が不足するので増額をお願いするものでございます。

ソフトの誤りによる調査結果としましては、還付が6件、約16万円、追加徴収が6件で約8万円です。該当する方に対しては、4月中に自宅へお伺いし、該当者に説明は終了しているところです。

説明は以上です。

○議長（古玉栄治議員） 説明が終わりました。議案第7号について質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古玉栄治議員） ないようであります。

次に、議案第8号 平成29年度中能登町下水道事業特別会計補正予算について説明を求めます。

議案書は、258ページから266ページとなります。

田中上下水道課長

○田中 智上下水道課長 それでは、258ページをお願いいたします。

議案第8号 平成29年度中能登町下水道事業特別会計補正予算であります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億267万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億4,291万1,000円とするものであります。

第2条では、地方債の変更は第2表地方債補正によるものです。

それでは、261ページをお願いいたします。

第2表地方債補正であります。

特定環境保全公共下水道事業債で、限度額

を3億500万円から4,340万円を増額し3億4,840万円とするものです。これは国の予算内示額確定により必要額を増額するものです。

続いて、264ページをお願いいたします。

歳入になります。

3款1項1目1節の社会資本整備総合交付金で4,860万円の増額です。国の内示額確定により主要事業を追加補正するものであります。後ほど歳出のほうで説明をさせていただきます。

4款1項1目1節の一般会計繰入金では1,067万3,000円の増額です。交付金事業等の事業費増によるもので、特環分で、交付金事業と施設管理費増により充当先歳出科目の財源内訳の変更により965万3,000円の増額です。集排分では102万円の増額で、これは施設統廃合計画書策定業務に充当するものであります。

7款1項1目1節の特定環境保全公共下水道事業債では4,340万円の増額であります。これも交付金事業の事業費増によるものです。

それでは、265ページをお願いいたします。

歳出になります。

1款1項2目1細目の公共下水道施設管理費では441万3,000円の増額をお願いするものです。これらの予算は、バイオマスメタン発酵施設の竣工式に係ります経費で、141万3,000円を今回計上させていただいております。

主なものといたしまして、8-3報償品で粗品、アトラクションを予定しております。その謝礼で9万5,000円。食糧費で、弁当、飲み物代で31万円。12-2で、広告料で75万円としております。新聞広告料2社分を予定しております。また、11-7施設修繕料では300万円を計上しております。これは金丸中継ポンプ場の污水ポンプ1台が絶縁不良

のため取りかえ工事を行うものであります。

次に、下段になります。

2款1項1目2細目の社会資本整備総合交付金事業費で9,693万円の増額をお願いするものです。国の予算内示額確定による増額措置であります。

まず、13節委託料では、処理場監視システム実施設計といたしまして390万円を計上させていただいております。これは、下水道全施設を監視するためのシステム構築に係る業務委託料になります。

また、15節では9,303万円を計上させていただいております。この内訳につきましては、まず上段の委託料の監視システムに係ります分の工事費といたしまして3,843万円を計上しております。この事業は、下水道施設及びマンホールポンプ場において故障時により各施設よりNTT回線を用いた通報装置を現在採用しておりますが、供用開始後20年が経過しておりまして、故障通報装置自体の故障が頻発し、修理部品の調達ができないということ。さらに、通信費用が高額になっている状況でございます。こうしたことから、インターネット回線を利用した監視システムを整備することにより、ネット回線による故障対応の迅速化、また通信費用の抑制が図られるなど数多くの利点があることから、今年度より4年間の期間をかけまして更新事業を進めていく予定としております。

また、鹿島中部クリーンセンターの水処理施設耐震及び改築更新工事は平成27年度より工事を進めておりまして、今年度は第2系列、水処理施設電気設備（シーケンサ盤）の改築工事で4,410万円です。また、耐震補強工事では、汚泥処理棟の補強工事で1,050万円を計上しております。

次に、266ページをお願いいたします。

2款1項2目1細目の農業集落排水事業費で102万円の増額をお願いするものです。

13節委託料では、農業集落排水施設、能登

部上地区を鹿島中部処理区のほうへ、それと鳥屋西部地区を鳥屋北部処理区へそれぞれ統廃合するための計画策定を行うものです。施設の財産処分及び用途変更に必要な計画策定、また公共下水道への区域設定に係ります業務委託であります。

最後に、3款1項2目1細目の公共下水道事業債利子では、金額の変更はありません。施設管理費増額により財源内訳の変更をしたものであります。

説明は以上です。

○議長（古玉栄治議員） 説明が終わりました。議案第8号について質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古玉栄治議員） ないようであります。

次に、議案第9号 中能登町分譲宅地造成事業特別会計補正予算について説明を求めます。

議案書は、268ページから273ページとなります。

北野土木建設課長

○北野 均土木建設課長 それでは、268ページ。

議案第9号 平成29年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計補正予算についてであります。

ここでは、予算の総額に変更はございません。組み替えを行わせていただいたものであります。

273ページをお願いいたします。

歳出であります。

1款1項1目1細目の一般管理費の28節一般会計繰出金で1,900万円の減額をお願いするものです。

その下になります。2款1項1目1細目の分譲宅地造成費では1,900万円の増額をお願いするものです。

内訳といたしまして、委託料で200万円。

これは住宅団地適地調査業務費であります。これは今後、小規模な宅地造成事業などを町内に分散化して実施していくことを考慮いたしまして、住宅団地の適地選定を行う際の基礎資料として策定するものであります。また測量設計の1,700万円につきましては、徳前地内、春木地内、能登部上地内の3カ所で予定しております宅地造成に係るものであります。

以上です。

○議長（古玉栄治議員） 説明が終わりました。議案第9号について質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古玉栄治議員） ないようであります。

次に、議案第10号 石川縣市町村職員退職手当組合理約の変更について説明を求めます。

議案書は、274ページから276ページとなります。

植田参事兼総務課長

○植田一成参事兼総務課長 274ページをお願いいたします。

議案第10号 石川縣市町村職員退職手当組合理約の変更についてでございます。

地方自治法第286条第1項の規定により、石川縣市町村職員退職手当組合理約を変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提出案件資料の43ページで説明をさせていただきます。

改正の理由は、平成29年3月31日付で石川縣市町村職員退職手当組合を組織する能美郡広域事務組合が解散したため、組合理約を変更するものでございます。

改正の概要につきましては、別表から「能美郡広域事務組合」を削るものでございます。

施行の期日は、石川県知事の許可の日から

施行し、平成29年4月1日から適用するものでございます。

説明は以上になります。よろしくお願いいたしますします。

○議長（古玉栄治議員） 説明が終わりました。議案第10号について質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古玉栄治議員） ないようであります。

次に、議案第11号 石川縣市町村消防賞じゅつ金組合規約の変更について説明を求めます。

議案書は、278ページから280ページとなります。

植田参事兼総務課長

○植田一成参事兼総務課長 278ページをお願いいたします。

議案第11号 石川縣市町村消防賞じゅつ金組合規約の変更についてでございます。

地方自治法第286条第1項の規定により、別紙のとおり石川縣市町村消防賞じゅつ金組合規約を変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提出案件資料の45ページで説明をさせていただきます。

改正の理由は、平成29年3月31日付で石川縣市町村消防賞じゅつ金組合を組織する能美郡広域事務組合が解散したため、組合規約を変更するものでございます。

改正の概要につきましては、本文中「、白山市野々市広域事務組合及び能美郡広域事務組合」を「及び白山市野々市広域事務組合」に改めるものでございます。また、別表から「能美郡広域事務組合」を削るものでございます。

施行の期日は、石川県知事の許可の日から施行し、平成29年4月1日から適用するものでございます。

説明は以上になります。よろしくお願いいたしますします。

○議長（古玉栄治議員） 説明が終わりました。議案第11号について質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古玉栄治議員） ないようであります。

以上で議案の説明及び質疑は終結します。

ここで、委員会付託表を配付しますので、暫時休憩します。

午後4時28分 休憩

午後4時29分 再開

○議長（古玉栄治議員） 再開します。

◎常任委員会付託

○議長（古玉栄治議員） 日程第4 常任委員会付託

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第1号から承認第11号及び議案第1号から議案第11号につきましては、会議規則第35条第1項の規定により、お手元に配付しました委員会付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古玉栄治議員） 異議なしと認めます。

よって、常任委員会付託表のとおり各常任委員会へ付託することに決定しました。

◎休会決定の件

○議長（古玉栄治議員） 日程第5 休会決定の件を議題とします。

お諮りいたします。

各常任委員会審査等のため、あす6月6日から12日までの7日間を休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古玉栄治議員） 異議なしと認めます。

よって、6月6日から12日までの7日間を休会とすることに決定しました。

◎散 会

○議長（古玉栄治議員） 以上で本日の日程は終了しました。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでした。

午後4時31分 散会

平成29年 6 月13日（火曜日）

○出席議員（14名）

1 番	尾 田 良 一	議員	8 番	諏 訪 良 一	議員
2 番	土 本 稔	議員	9 番	宮 下 為 幸	議員
3 番	林 真 弥	議員	10番	甲 部 昭 夫	議員
4 番	中 川 秀 平	議員	11番	古 玉 栄 治	議員
5 番	山 本 孝 司	議員	12番	若 狭 明 彦	議員
6 番	笹 川 広 美	議員	13番	坂 井 幸 雄	議員
7 番	南 昭 榮	議員	14番	作 間 七 郎	議員

○説明のため出席した者

町 長 杉 本 栄 蔵	土木建設課長 北 野 均
副 町 長 廣 瀬 康 雄	上下水道課長 田 中 智
教 育 長 袋 井 貞 司	会 計 課 長 百 海 和 夫
参事兼総務課長 植 田 一 成	長寿介護課長 道 善 まり子
参事兼農林課長 田 中 栄 一	保健環境課長 平 岡 重 信
参事兼住民福祉課長 加 賀 忠 夫	教育文化課長 上 坂 恵 一
企 画 課 長 高 名 雅 弘	生涯学習課長 正 谷 智
情報推進課長 町 田 穂 高	住民福祉課担当課長 北 野 栄 子
税 務 課 長 古 川 利 宣	教育文化課担当課長 水谷内 良 郎

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	土 屋 哲 雄	書	記	水 田 祥 代
議会事務局長補佐	山 本 博 司			

○議事日程（第 2 号）

平成29年 6 月13日 午前10時00分開議

日程第 1 一般質問

午前10時00分 開議

◎開 議

○議長（古玉栄治議員） おはようございます。

ただいまの出席議員数は14名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎一 般 質 問

○議長（古玉栄治議員） 日程第1 これより一般質問を行います。

あらかじめ申し上げておきます。一般質問の各議員の持ち時間は1時間でありますので、守っていただくようお願いいたします。また、執行部におかれては的確な答弁を求めておきます。

それでは、通告順に質問を許します。

最初に、9番 宮下為幸議員

〔9番（宮下為幸議員）登壇〕

○9番（宮下為幸議員） それでは、6月議会に向けまして一つの質問をしたいと思えます。

人口の高齢化に伴って深刻化しつつあった介護問題。2000年、ここに救世主として介護保険制度が登場しました。しかし、時間の経過とともに保険料負担は重くなり、一方で介護人材不足がサービスに影を落とし始めた。さらに高齢化が進む中で、この先も制度を維持していくために必要なものは何なのかを考える中で、この地域密着型サービスについてお聞きしたいと思います。

まず1つ目は、定期巡回・随時対応型訪問介護とは何か把握しているのか。

2番目、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を当町で進めていく必要があるのではないか。

3番目、定期巡回・随時対応型訪問介護看

護の介護報酬、要介護1から5までの報酬費は幾らなのか。

4番目、現在募集中の地域密着型サービス事業について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の実施できないかを聞きたいと思えます。

○議長（古玉栄治議員） 杉本町長

〔杉本栄蔵町長登壇〕

○杉本栄蔵町長 おはようございます。

宮下議員の地域密着型サービスについてのご質問にお答えをいたします。

まず、定期巡回・随時対応型訪問介護看護とは何か把握しているかの質問についてお答えをいたします。

このサービスの内容には、要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中や夜間を問わず介護職員と看護師が密接に連携しながら利用者の家を訪問し、入浴、排せつ、食事などの日常生活の世話をを行う定期巡回があります。また、利用者からの通報で電話による対応や訪問を随時に行う随時対応もあります。

定期巡回を基本としますが、随時も対応することで、住みなれた地域で生活を続けられるためのサービスです。

現在、県内でこのサービスを行っている事業所は、金沢市、加賀市、能美市、輪島市、津幡町にそれぞれ1カ所あり、合計で5事業所であります。

次に、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を当町で進めていく必要があるのではないかと質問についてお答えをいたします。

現在、町では、地域密着型サービスの中で利用できる在宅サービスには、恵寿みおやと楽らくの小規模多機能型居宅介護事業所があります。この施設のサービス内容は、自宅に来てもらう訪問のほか、施設に通う、泊まるもあり、サービスの利用回数に制限がないので、利用者の多様なニーズに対し柔軟に対応することができます。ここでは、どのサービスを利用しても対応する職員が同じであるため

利用者と顔なじみの関係を築きやすく、在宅生活を送る中では、生活の質を高め、利用する人に合ったペースで日常の支援ができます。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、24時間の対応が可能ですありますが、サービスが訪問に限られます。

町としては、この訪問に加え、通う、泊まることができる小規模多機能型居宅介護施設を整備することで、利用者の希望により多く応えることができるものと考えております。

次に、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の介護報酬、要介護1から5までの報酬費は幾らなのかとの質問については、後ほど担当課長から答弁をさせますので、よろしくお願いします。

次に、現在募集中の地域密着型サービス事業者について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の実施ができないかとの質問についてお答えをいたします。

施設の整備については、介護保険事業計画で整備目標を定めて実施することになっております。今年度、小規模多機能型居宅介護事業所の事業者を公募するのは、第6期介護保険事業計画に基づくものであります。したがって、今回の公募では定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備として行うことはできませんので、ご理解のほどよろしくお願いします。

○議長（古玉栄治議員） 道善長寿介護課長
〔道善まり子長寿介護課長登壇〕

○道善まり子長寿介護課長 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の介護報酬、要介護1から5までの報酬費は幾らなのかの質問についてお答えをいたします。

お尋ねの報酬費ですが、1人1カ月利用した場合、事業所が受け取ることができる介護報酬10割をお答えいたします。

まず要介護1の方が介護のみ利用した場合は5万6,580円、介護と看護を利用した場合

は8万2,550円です。要介護2の方が介護のみ利用した場合は10万1,000円、介護と看護を利用した場合は12万8,970円です。要介護3の方が介護のみ利用した場合は16万7,690円、介護と看護を利用した場合は19万6,860円です。要介護4の方が介護のみ利用した場合は21万2,120円、介護と看護を利用した場合は24万2,680円です。要介護5の方が介護のみ利用した場合は25万6,540円、介護と看護を利用した場合は29万3,990円となっております。

以上です。

○議長（古玉栄治議員） 宮下議員

○9番（宮下為幸議員） 今、報酬費も聞きましたので、中能登町に介護と看護、在宅でやっている人はどれくらいおるのか。

それと、例えば介護3で16万7,000円とか言われましたが、介護3。普通、このサービスは介護度の低い人に適用が一番いいのではないかということで、教育民生が一昨年、和光市へ行ってきたときの話を聞いておりますと、あそこの市は、例えば中学校の校区に2つのぐらいの事業所があり、1人が三、四人ぐらいの人を1日回る。身体介護、排せつとか食事とか体位交換とか、そういうのを主にやって、身体介護でやっている。

そして和光市では、健康福祉部長は、地域がやってないのは完全にこのサービスを把握していないんじゃないかということまで言っておいでます。その辺、町としては、例えば介護軽度の人にしても介護4、5の人にしても、今は介護と医療のほうとやっておいでると思いますが、軽度の人に関しては1人の看護師が毎日四、五人の人を見られるということになりますと、例えば介護3の人、さっき16万円と言われました。4人見ると70万なんです。70万ほどの金額が出てくるということは、1人で70万ほど稼がれるということになれば介護人の報酬費もかなり上げられると思うんです。

和光市は500万を目指している。1人の介護人に与えられる給料を500万を目指してこのサービスを提供したいということを言っておるんですね。

ですから例えば町が、市がやられて、中能登町へ来て、狭い地域ですので四、五人ぐらいは一人で見られると思うんですよ。ただ、その介護人がなかなか不足している現状にありますので、その辺は、さっき、みおやの施設は違うと言われましたので、例えば介護人がその施設に、例えばデイサービスひまわりとかそういうところに介護人がいて、町の職員なり介護人が出て見守るという時間を、24時間対応ですが、せめて12時間ほどで分散して介護の人が訪問するということは考えられないんですかね。例えば今の中能登町の既存の施設の中で、事業所の中で、そういう人が回って介護して、地域密着型のサービスをさせるということは。巡回型ですね。それをできるのかどうか。現在の体制として。

○議長（古玉栄治議員） 道善長寿介護課長
○道善まり子長寿介護課長 宮下議員の再質問にお答えをいたします。

現在の介護と看護を利用した方、利用者の人数ですけれども、中能登町には、まだこの定期巡回型事業所は開設していませんので、介護と看護だけという方はおいでません。

それと体制のほうなんですけれども、定期巡回の事業所を設けるに当たりましては、地域密着サービスになりますので、まず介護保険の事業計画に、整備目標に定めてから、中能登町でこういうことを行いたいというのになりましてから事業者を募集となります。

現在の事業所ではないかとおっしゃいましたが、現在ひまわりにヘルパーステーションがあります。そのヘルパーの方は、朝は8時からとか、夕方はちょっと時間は把握していませんが5時か6時ごろだと思うんですけれども、その時間だけで、夜中は動けないということになっております。

あと、恵寿みおやのほうですけれども、恵寿みおやは朝の早く5時、6時から夜の寝るまで、9時ごろまではヘルパーの訪問に対応できますので。あと夜中のほうは、夜間のほうは、なるべく利用者の方にも睡眠をとってもらいたいというのがありますので、余り夜間には訪問をしないということで、朝の早くに訪問するという現在対応をさせていただいておりますので、現在の小規模多機能の恵寿みおやと楽らくでは、そういう対応ができません。

以上になります。

○議長（古玉栄治議員） 宮下議員

○9番（宮下為幸議員） 一定の時間、例えば恵寿みおやにしても、ひまわりにしても一応介護人がおるということと言われましたので。ただ、一定の時間の中で。これは24時間ですが、一定の時間の中で身体介護をしてサービスをする。そういうことはできるということですね。そういうのをやっていただきたいと。

例えば、恵寿みおやにしても介護人がおるならば、実際、一定の時間帯、例えば朝6時から晩6時ごろまで、その時間を利用してやっていただくというようなことはちょっと考えていただきたいなと思います。

それと、介護人がいない、いないと言いますが、結構年輩の高齢者の人でも元気だと思うんですよ。うちの町長を初め議員の皆さんも結構年輩の方がおいでますが、そういう高齢者をサポート役にしてもらって、その貢献度をいろんなことでポイントにして、いずれはその人たちに減免の措置をとるとか、そういうことも町で考えていく必要があるんじゃないかなと思います。

特に80、90の人は、どう言うたらいいかわかりませんが、たくさんおいでますから、その辺の人にすれば、80、90代の人にはできないかもわかりませんが、そういうスーパー老人的な人もおいでるということは、若い者に

いろんなことを教えてするということは多分できると思いますので。特に70代の人、もちろん60代で定年でやめられた方でもそういうサポート的な役割をしていくような体制づくりをしていかななくてはならない。若い人は介護となるとなかなか嫌うという面がありますので、こういうのをすれば、例えば400万、500万ぐらいの収入を得ることができるんじゃないかなということは、さっきも言いましたように70万ぐらい回って稼ぐならば。一定の時間だけやっているんですよ、和光市は。それで400万、500万の収入を得るということをおっしゃるんです。

その辺、町でも一回考えて、石川県で5事業者、さっきあると町長が言われたもので、その辺そういうような取り組みをしているかどうか。多分やってないでしょう。やってないと思うので、ぜひ町長も教育と福祉のまちだと常々言っておいでますので、その辺もっと考える必要があるんじゃないか。

やっぱりよさを理解しないといけないと思うんですね。介護する側も介護される側もお互いに、こういうサービスがあるんだというようにことを理解しながらやっていかないと、こういうサービスは使えないと思うので、その辺のことについてちょっと聞きたいと思います。

○議長（古玉栄治議員） 道善長寿介護課長
○道善まり子長寿介護課長 宮下議員の再質問にお答えいたします。

70代、60代の元気な方ということで、今現在、中能登町では、いきいき百歳体操で介護にならないように頑張ってもらうのに、そういう体操とか、介護度を余り上げないようにするように予防のほうに力を入れていますので、今後も頑張っていきたいなと思います。

あと、80代、90代の方で頑張っておいでる高齢者の方にも付与のポイントとかとおっしゃいました。ポイントかなと思うんですけれども、減免措置というのもおっしゃいました

けれども、それもまたいろいろポイント制とかたびたび質問とかありましたので、また町のほうでも検討、そういうポイントを取り入れた市町もありますので、そういうところをまた参考にして行っていきたいと思います。

定期巡回の事業所ですけども、行ってほしい事業者とかに声をかけてみるんですけれども、どうしても事業者も介護する職員がなかなかいないということで、ちょっと難しいとはおっしゃっているんですけれども、こちらのほうからも、いいサービスかと思うので、また、そういう事業者がおいでないか声かけとかもさせていただきたいと思います。

以上になります。

○議長（古玉栄治議員） 宮下議員

○9番（宮下為幸議員） 自治体がよさを理解せんとだめやと思うんですよ。そのよさを理解して、あらゆること何でもそうなんですけれども、よさを理解して事業者なりに勧めて進めて、既存の事業所にも勧めていく。

例えば申請して、来年度またかわるときにそういう申請して、こんないいですよということを、よさを理解してやらんとだめやと思うんですね。だからこれから利用者が、なかなか若い人も育たんという中で、介護人がいないという中で、そういうふうなシステムがありますよということで、事業所も若い人を求めて給料体系を変えていく、処遇を改善していくということもこれから考えていくようにならなくてはいけないと思いますので、その辺また自治体側も一生懸命勉強されて、我々もまた勉強しますので、その辺、いいまちづくり、福祉のために力を出していただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（古玉栄治議員） 次に、4番 中川秀平議員

〔4番（中川秀平議員）登壇〕

○4番（中川秀平議員） それでは私からの

質問をさせていただきます。

昨年ですが、12月の議会で学校の先生が多忙で大変なことになっているというのを何とか楽にさせるというんですか、助けてあげられないかというような質問をさせていただきました。そのときに教育長に、実態の中能登町の先生たちがどれだけ働いているのかというのを調べてくださいというふうにお願いしました。それは後から多分、質問にありますので答えてくれると思いますが。

最近、5月29日の北陸中日新聞なんです。「過重労働の無法地帯」教師の声」というような、これくらいの大きな記事が載りました。休憩がない、休日がない、時間外手当がない、やることは際限がないと。あるのは残業と過労というような副題が出ていました。

年々、昨年の時点よりももっと多分厳しくなっていると思います。昨年度、国が調査した先生の時間外時間が載っていました。それを見ますと、中学校先生の57.7%、小学校先生の33%の時間外が、どこかの会社で過労死で大騒ぎになりましたけれども、過労死ライン、月80時間の以上の時間外勤務を超えるのが過労死ラインと言うみたいなんです。その過労死ラインの目安とされる80時間を超えているということが載っていました。

80時間を超えるということは、平日の勤務時間が11時間を超えて、さらに中学校ですと部活動、その部活も休日出勤、対外試合ということでどんどん時間が潰れていくというふうなことでした。

さらに、普通の会社は、例えば100時間残業した。そうしたら、私の元いた会社でもそうなんですけれども、次の月には給料が倍になるくらいの残業手当がつくということもあったんですが、先生は事前に4%の普通の国家公務員に比べて多く、時間外も含めて4%の給料が入っているの、それ以上はどれだけ働いても給料も上がらないということになっているみたいです。

私の質問は、全て国がそう決めたので、それを町で直すということはできないと思います。ただ、先生が子供たちときちんと向き合える時間がとれて、一緒に遊べて、いろいろ話もできてというのが先生の児童生徒を教育する根っこにあると思います。ぜひ中能登町で先生を助けるためにできることがないかということを考えるということがいいことだと思います。その観点で質問をさせていただきます。

最初の質問は、昨年の質問した後で、実際の実態を調べるためにタイムレコーダーを各小学校に順番に回して、実際に先生たちがどれだけ大変なのかというのを調べるというふうな話を聞きました。

最初の質問は、そのタイムレコーダーを見て結果が多分出ている。出ていないかもしれませんが。その状況がどうだったのか。その状況を受けて、何か対策ができていのかというのが1番目の質問です。

2番目、教育長は、福井県だったと思うんですけれども、先進的な保育園から小学校、中学校とスムーズな移行を後押しするということを中能登町でもぜひ取り組みたいというふうなことをおっしゃっていました。

保育園、幼稚園から小学校へスムーズに行けるということは大変難しいような気がするんです。そんなことはできるのかなというふうな観点で、七尾市の保育園に勤めているある人に聞いたら、七尾市でも保育園のOB、保育園を退職された方に小学校の生徒さんの支援員として入って、教師と相談しながら、保育園から出てきて小学校へ入って、なかなか話せない、けんかばかりしているという子をなだめるといいますか、そんななかねというような優しい、よしよしというようなことをしながら、こうするこうするというのを助けているということを始めていると。始めているのか、もうやっているのかわかりませんが、そういうことを聞きました。

教育長が保育園から小学校へのスムーズな移行に取り組むという中では、そんなことが有効ではないか。小学生は、昔と違っているな子が、いい悪いというところとちょっと違うんじゃないかと思うような子たちがたくさん学校に上がってくる。先生はそれがすごく大変だ。町としても、支援員さんというのがほかの市町から見れば中能登町は支援員さんの数がいっぱい来て、学校は助かっているというのはよく聞きますが、その人たちが全て保育園の元ＯＢ、ちゃんと今の小さい子はどんな状態なんだとわかっている人が見るということができればいいと思います。そういうことができないかというのが、保育園、小学校のスムーズな連携の中で取り組めないかというのが２番目の質問です。

次に、中学校のことなんですが、中学校は特に部活対応がとても大変だということを聞いています。できれば学校の先生は部活にはかかわらないというのが一番いいような気がするんですけども、そんなことは多分できないとはわかるんですが、先生の部活を助けるために、町として指導者が入ってくれて、きちんとした、もしかしたら前どこかからサッカーのプロ選手をリタイアした人、あるいは野球の選手でリタイアした人、そうでなくてもきちんとした年齢の低い選手をきちんとして育てられる人を町の職員として、ふだんは町の仕事をして、部活の時間、ある時間だとかある日だとか、そういうので学校に入って、そこでは先生として働けるということができないだろうか。そんなことをすれば先生は楽になるんじゃないかというようなことも思いました。

この質問は、全て、町で何か先生を助けられないかということを考えて、私が思いついたとか聞いたとかそんなことなので、実態は、どうせするならこういうほうが多分効果があるよとかいうことを教育長から聞きたいと思います。

きょうの質問する相手に最後に町長が入っていますが、最後に町長からは、教育のまちな中能登をさらに進めるという声、よっしゃ、じゃお金で解決するならやろうというようなことの言葉をいただけたら教育長も楽になるかなと、言いたいことをちゃんと言えるのかなと思いますので、ぜひお願いします。

私の質問はこれで終わります。

教育長、お願いします。

○議長（古玉栄治議員） 袋井教育長

〔袋井貞司教育長登壇〕

○袋井貞司教育長 おはようございます。

中川議員の元気な先生で教育のまちな中能登のさらなる推進をのご質問にお答えします。

まず先生方の残業時間の状況ですが、県教育委員会の依頼により、４月から教職員一人一人の時間外勤務時間の状況調査を行っています。この調査は、自己申告により日々の時間外勤務時間とその業務内容を個人ファイルに記録し、毎月学校ごとに集約したものを教育委員会に報告するものです。

４月の１カ月間、３つの小学校教員５７名いますが、その時間外勤務時間は、ゼロから４５時間が１４名、４５から６０時間が１０名、６０から８０時間が１６名、８０から１００時間が１６名、１００時間超えは１名でした。

この１００時間を超えた１名の業務内容は、学校事務ということで、教頭先生でした。

次に、中能登中学校教員３６名いるわけですが、時間外勤務時間は、ゼロから４５時間が７名、４５から６０時間が８名、６０から８０時間が１０名、８０から１００時間が４名、１００時間超えは７名でした。

１００時間を超えた７名の業務の内容は、６名が部活動、１名が学校事務によるものです。

５月の勤務状況については、現在集約中で近日中に報告される予定です。

なお、タイムレコーダーについては、時間外勤務の業務内容が記録できないために、二

度手間になるということで現在は使用していません。当初は中能登中学を2月、3月、鹿島小を4月、5月、鹿西小、鳥屋小もまた2カ月ずつというふうに回して確認をしようと思っていたのですが、二度手間になるという学校側からのことで取りやめています。

超過勤務の対策については、時間外勤務時間が100時間を超えた教員は、管理職との面談を希望し、業務内容等について話し合い、改善を図ることになっています。

また、校長会では、職員会議の時間を1時間以内にすることや、土日に部活動を実施した場合は平日に部活動を1日休みにして顧問の先生は残業することなく帰宅するなど、業務改善の取り組みを積極的に取り入れるよう呼びかけているところです。

ただ、先ほど中川議員が言われたように、町で何とかならないかという部分なんです。今やっているような学校の努力程度で、微々たるものにしかならないのが現実です。

次に、保育園と小学校のスムーズな連携についてですが、昨年度の取り組みとして3点説明します。

1点目として、就学前の幼児がスムーズに小学校の生活や学習に適応できるよう、アプローチカリキュラムを作成しました。また、幼児期の学びを小学校につなぎ、スムーズに小学校生活や学びに適応できるよう、スタートカリキュラムを作成しました。

2点目として、保育士と小学校教員が保育参観や授業参観を通して、お互いの教育や幼児、児童について理解を深めました。

3点目として、各小学校において保護者も参観できる年長児授業体験を実施しました。これは小学校1年生の教室で年長児が授業体験をしたというものです。

2年目の推進状況につきましては、昨年度の課題と成果を明らかにし、保育園と小学校の交流のあり方をより充実させていくことを方針としました。具体的な取り組みとして、

5点について説明いたします。

まず1点目として、アプローチ及びスタートカリキュラムを加除修正し、よりよいものを作成していく予定です。

2点目として、小学校と保育園の交流を活性化します。内容としては、小学校教員による保育体験。保育士の子供への接し方は小学校教員に大変参考になるものです。保育活動を参観するだけでなく、その一部を教員が体験することで、より子供への理解が深まり、1年生の理解につながっていくと考えます。また、保育士による小学生への読み聞かせも大切ではないかと考えています。保育士の表現力豊かな読み聞かせを聞くことで、児童の読書への関心が高まり、心情面の育成につながると考えます。

3点目は、昨年実施した年長児授業体験です。小学校教員が年長児に対して授業を行い、小学校への期待感を高めることを目当てにしています。

4点目は、保育士と教員合同の講演会を開催することです。これは既に4月に1回実施をしています。

5点目は、保小だけではなく、保育園、小学校と中学校との連携です。また、今年度は保小連携の先進地、埼玉県草加市の視察も予定しています。

2年目は、今まで以上に保育士と教員との交流の時間をとり、互いの理解を深め、よりよい連携を進めていきたいと考えています。

次に、保育士OBの支援員としての教員サポートの有効性ですが、有効であると考えています。ただ、保育士OBの方は保育園でも必要としているということも聞いています。小学校においては、支援員は主に低学年に配置しています。経験豊かな保育士のOBの方なら、発達段階に応じた児童の特性を理解し適切な対応ができると推測されます。また児童の対応に悩んでいる教員や支援員への助言もでき、児童理解が深まるとも考えられます

が、現実的にはちょっと難しいかなというふうに思っています。

次に、中学校部活動に外部からのサポート強化をできないかとのご質問にお答えします。

今年度、中能登中学校の部活動は21部あり、主に顧問2人体制で指導に当たっています。中には専門外や経験がないスポーツの顧問を担当している教員もあり、そういった場合は外部からのコーチをお願いし指導してもらっています。

現在、外部コーチを置いている部活動は13部あり、全員で25名います。毎日というわけにはいきませんが、顧問と一緒に、時には顧問にかわり指導したり試合等に同行したりサポートをしています。また、町は、外部コーチを置いている部活動に対して年額2万円の謝礼を中学校に補助しています。

全部の部活動に外部コーチや顧問にかわり部活動を見守ってくれるボランティアを置くことができれば理想ですが、そうなっていないのが現実です。顧問となる教員の負担を少しでも軽減できるような部活動のサポート体制をつくれるよう、町体育協会などの関係団体に協力をいただきながらそういった人材を紹介していただき、部活動へのサポート強化に取り組んでいきたいと思っています。

以上です。

○議長（古玉栄治議員） 中川議員

○4番（中川秀平議員） やれることはたくさんあるというようなことを教育長からの話で感じました。それを進めるために、まず保育士OBは、もともと保育園でも必要な方で、そんな人たちはとくに働いていると、保育園でというような話でしたけれども、学校と保育園、保育士とで会合を持って、こういうことがいいのかああいうことがいいのかということをやる時間も、先生たち、しんどいんじゃないかなというふうに思います。

保育園のOBさん、たくさんいる。もしか

したらほかの町からでも、きちんとした手当を保証すればやってきてくれるかもしれません。そんな人を、きちんとした手当を町のほうで用意して学校に行ってもらおうということは有効だと思うんですが、保育園のOBの方、あるいはほかの町でもそういうことの経験を積んだ方を、とにかく来てもらわないと先へ進まないと思いますので、そういうことが今の保育園関係の方でできるかなと。こういうくらいの、お金はまだ先の話だと思いますけれども、今の町の中、あるいは外からそういう人たちを集めることができるのか、難しいのかというようなことにお答え願います。

教育長ではないと思うんですけども。

○議長（古玉栄治議員） 北野住民福祉課担当課長

〔北野栄子住民福祉課担当課長登壇〕

○北野栄子住民福祉課担当課長 中川議員の質問にお答えいたします。

保育士OBの方々は、現状では多くの方が保育園にお手伝いに来ていただいております。その他のOBの方にもお声をかけいたしますと、大体お勤めされていたり、家の介護をしていたり、お孫さんのお世話をしていたりと、お願いしてはいるものの難しいのが現状であります。今後また保育園としましてもお声をしたり、ほかにOBの方がいないかということをいろいろな方から確認しながら、お手伝いをお願いしていきたいと思っています。

小学校のほうとも連携を深め、その方が小学校の支援員さんとなってくださるということは本当に町としても大変お願いしたいことだと感じましたので、今後またOBの方たちとの連携も深めて、お声をしていきたいと思っています。

よろしく願いいたします。

○議長（古玉栄治議員） 中川議員

○4番（中川秀平議員） 期待が持てる答弁

だったと思います。ぜひそんな人たちがそれならやってみるかと言われるような、多分お金かもしれないですけども、そういうことでスムーズな連携。

いろいろ聞くと、昔はきちんと先生の声を書く人が小さな子でもできていたけれども、今の子供たちはなかなかそれが難しい。どなるだけではだめで、おどし、すかし、なだめるみたいな、そうか何々ちゃんは今なんて思っておるんやねみたいなことが小さな子を安心させて勉強させるということに非常に必要だということを聞いていますので、ぜひその方面に力を使っていたきたいと思います。

もう一つ、私が先生を何とか助けられないかという話をいろんなところで聞いたところ、町からこういうことができないか、ああいうことができないかというのがどんどん、多分いいことなんだろうと思うんですけども、町からこんなことを助けてくれないか。もしかしたら土曜学級とか、そんなところでも、具体的に誰のどれが悪いとかというのは聞いたわけじゃないんですけども、町から学校への依頼が多い。多分、国からの指示だとか県教委からの指示というのは、学校は上司、部下の関係ですからできないんですけども、町からのいろんなことを減らしてもらえたらなど。具体的な話は聞かなかったんですけども、そんな話も聞きました。

これは小学校、例えばどういうことを言っているのかというのもちょっとわからないんですけども、どんな仕事を学校にして、例えば全国統一模試の準備はどうしているのかとか、どんなことを対策としてやっているのかというのを書かせるとかいうのがあるのかなと勝手に思っているんですけども、教育長から見て学校への町からの指示というか仕事をいっぱい投げつけている。だけでも教育長から見て、これは町の中でもできるのかなというようなことがあれば、ぜひそんなこ

とをしてもらいたいのですが。返答は要りません。

とにかく最終的には、町が先生は大変だと。助けてあげようということで、費用の面、外部からのサポートを積極的に取り入れるということで、最終的にはたくさんの費用がかかると思います。前教育長にも低学年には少人数学級が有効だから先生をふやしてくれと言ったら、1人先生を入れると1,000万円とかという大きなお金がかかるということで、うんと言ってもらえませんでした。いろいろ聞いたときにも、先生ふやしてくれという先生もいらっしゃいました。

ぜひ最後ですが、町長から先生を助けるということでの力強いお言葉をいただきたいと思います。よろしくどうぞ。

○議長（古玉栄治議員） 杉本町長

〔杉本栄蔵町長登壇〕

○杉本栄蔵町長 私は、行きたくなる学校、帰りたいなる家庭、住みたいなる地域というものを一つの理念として考えております。

そういう中で、学校の教育というものは一番大事であろうと思いますし、そういう中で、この12年間、学校教育に力を入れてまいりました。おかげさまで中能登中学校、そしてまた鹿島小学校、立派に施設面は立ち上がりましたし、それと同時に鳥屋小学校、鹿西小学校も同じものにしなければならんということで、設備的には、トイレであったり、また冷暖房であったり一緒なレベルになっておりますし、外観も繰越明許で約2億ほどかって夏休みを中心にしながら仕事にかかります。

また図書館司書であったり、またALTの英語の先生であったり、また支援員であったり、校長先生をやめられたそんな方々、学校から言われる、そういうことは全て100%聞いておるつもりでございますし、今の予算につきましてもパソコン40台、各生徒使える、電子黒板12台、タブレット20台、そのような

ことで5,630万打ってありますし、いろんな面で中能登町へ来た先生は、本当に中能登町はいろんな面で充実しているねと、そんなお声も聞いております。

そういうことで、これからも学校と連携をとりながらしっかりと教育のまち中能登を進めていきたい、そう思っておりますし、また指導主事の先生もお2人、きょうも出ておいでますけれども、そういう点につきましても石川県で一番手厚いのではないかと、そう思っています。

これからも石川県一の教育のまちとして頑張っていきたい、そう思っています。

以上です。

○議長（古玉栄治議員） 中川議員

○3番（中川秀平議員） 大変力強いお言葉ありがとうございます。袋井教育長、安心して、こうすればいい、ああすればいい、お金これだけかかるけれどもお願いしますというので堂々と言える立場になったと思いますので、ぜひ進めてください。

中能登町が教育のまちとして、ほかのまちからうらやましがられているのは、よく話を聞きます。ただ、それでよしとするのではなくて、学校は学校でこんな問題がある、中能登町はそれをちゃんと知っている。現在もさらに進めるために、こんなことができるよ、あんなことができるよということが石川県の教育をさらに、中能登町はこんないいことしている、うちのところ何でできんのやというようなことをほかの市町がまねをする。それが県を動かして、県としてやれるようになる。最後は国までというような。

こんないいことをして、町は財政的には潤沢なお金は難しいと思うんですけども、教育のまちを進めているというのをほかの市町に広めて、中能登町を見習えというふうになることを期待して、私の質問を終わります。

教育長、ぜひ頑張ってください。

○議長（古玉栄治議員） ここで11時10分ま

で休憩します。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（古玉栄治議員） 再開します。

次に、10番 甲部昭夫議員

〔10番（甲部昭夫議員）登壇〕

○10番（甲部昭夫議員） 久しぶりの議会で質問しますので緊張しております。ひとつよろしく願いいたします。

それでは、通告に基づいて簡潔に質問をいたします。

まず1つ目の質問として、「道の駅」織姫の里なかのとからアルプラザ鹿島駐車場に通じる地下道の有効活用について質問をいたします。

1点目として、現在の利用、活用状況はどうなっているか。また、管理及び清掃はどのようなになされているか。

2点目として、通路の左右壁面にポスターや一時的な催し事としての掲示などを行い、町のPRに役立てることはできないか。

3点目として、この場所における町のPR効果を上げるための利用の考えはあるかないか。

以上のことについて答弁を願います。

○議長（古玉栄治議員） 杉本町長

〔杉本栄蔵町長登壇〕

○杉本栄蔵町長 甲部議員の「道の駅」織姫の里なかのとからアルプラザ駐車場に通じる地下道の有効活用についてのご質問にお答えをいたします。

まず1点目の現在の利用、活用状況はどうなっているか。また、管理及び清掃はどのようなになされているかとのご質問ですが、平成26年4月17日に石川県で23番目の道の駅として開業し、はや4年目となります。地下道につきましても、鹿島バイパス建設時に設置されたもので、その後、道の駅の建設時に施設と連結したものであります。

現在の利用、活用の実態といたしましては、実際に利用者数を数えたことはありませんが、道の駅に駐車してアルプラザ鹿島へ向かう方や、逆にアルプラザ鹿島から道の駅へ来られる方など、買い物をされている方が多数利用されていると考えております。

また、地下道本体は国土交通省の管理であり、地下道内の清掃、照明、排水ポンプ等の維持管理は中能登町が行うことになっております。

次に、2つ目の通路の左右壁面にポスターや一時的な催事としての掲示などを行い、町のPRに役立ててはどうか。3つ目の町のPR効果を上げるための利用の考えはというご質問ですが、地下道本体を管理する国土交通省に確認をいたしましたところ、掲示する施設の設置については、国土交通省の道路占用許可がおりれば設置することができますし、掲示物も公共団体が関係するものであれば掲示することができるということです。

地下道内は、延長45メートル、幅4メートルあり、かなり広く、そして明るいものとなっており、町のPRを行うことは十分に可能であります。ポスターなどの掲示は、直接壁面に張るのではなく、掲示板を設置し、その中に掲示する形が望ましいと考えております。今後、掲示板の大きさ、位置なども含め掲示に向けて検討していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（古玉栄治議員） 甲部議員

○10番（甲部昭夫議員） 再質問では同じようなことを言うかもしれませんが、私は5月6日土曜日でしたが、この地下道を通行してまいりました。幸い土曜日ということで、道の駅もかなりにぎわっておりました。

入り口の横にドッグランという犬の遊ぶところがありますが、そこに犬を見に果たして人が何人通ってくれるかなというようなことで、ちょうど11時ごろから1時ごろまでそこに立って見ておったところ、その結果、歩行

者の利用が9人、そして自転車を押しておりの方が4人。車椅子も可能なのかなと思って車椅子の方はどうかなと思っておったんですが、車椅子は、通行できるのかできんのかは別としてゼロでした。合わせて13人ということであり、多くではありませんでしたが13名の方が利用したことが私の目で確認をいたしました。

その地下道に、こうして写真も私、撮ってきたんですけれども、本当にきれいな地下道になっております。ここに中学生みたいな方がスノーボーというのか、一つのあれでくると走る、そんな練習というか、そういうこともして遊んでおりましたので、なるほどこんなこともしておいでるのかなというようなことを思って来たわけです。

今ほど町長の説明で、地下道は幅4メートル、長さ45センチということですが、この点は間違いありませんかと私は聞きたかったんですが、今ほどの説明で間違いはないということがわかりました。

そして、両脇は真っ白の壁であって、非常にきれいです。地下道というイメージは、普通暗いようなところで潜っていつて出てくるような、そんな感じをイメージとして持っておったんですけれども、本当にきれいで、もったいないなど。何もなかったのも、もったいないなど、そう痛感をいたしました。これは関係者の皆さんもたくさんおいでになるわけですから、一度くぐってみたいなど、利用していただきたいなど。

ただ残念なのは、思ったのは、駐車場の手前の入り口で上がるものですから、アルプラザの本当の入り口であればもっともっと有効な利用ができるのではないかと、そういうふうにも思っておりました。

難しい工事をお願いするわけではないんですが、簡単なもので、とにかく観光協会のポスターとか、それから町の総務課から出るものとか企画課から出るそういう大きなポスタ

一、そういうものを張っていただければPRにもなるのではないかなと。そういうふうに思っていましたので、今回の質問をしたわけでございます。

町のPR、道の駅に来る方もたくさんおいでるわけですが、19人や20人という町民の方が通るということでは、いささか少ないのではないかなと。そのために大きな投資をしたわけですから、もっともっと町がPRをして利用できるような方向に持っていきたいなと思っておりますが、この点、町長、最後ひとつ質問をお願いしたいと思います。

○議長（古玉栄治議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 やはり普通の日ですと、道の駅も駐車場がたくさんありますし、またアルプラザにもたくさんありますので、車でさっと行ったほうが近かったりというようなことで少ないのかなと思いますけれども、イベントとかそういうときには本当にたくさんの方々がアルプラザに、あるときには道の駅に置いて、そして地下道を通られますし、また道の駅にイベントをしているときには本当にたくさんの方がアルプラザから来ておいでます。

時間帯もあったり日もあったりしますけれども、今言われたように、電気もLEDに変えていただいたり、また壁面もきれいになっておりますので、今言ったように掲示板的にも公共のそんなものも張りながら多くの方に使っていただければと、そう思っております。

以上です。

○議長（古玉栄治議員） 甲部議員

○10番（甲部昭夫議員） 先ほどの町長の答弁で、管理は国交省であるということをお聞きしました。そして清掃は町ということだったと思いますが、こういう掲示するには、先ほどのこれも答弁にあったんですが、国交省とのお話というのは既にされておるわけですか。

そしてまた、清掃については、細かく言うと、いつ誰がどのようにしてやっておいでるのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（古玉栄治議員） 高名企画課長

〔高名雅弘企画課長登壇〕

○高名雅弘企画課長 それでは、甲部議員の再質問にお答えをいたします。

まず国交省から話をしたかというところですが、まだ正式には話はしておりませんが、掲示板を設置することは可能かということでの問い合わせはさせていただいております。その中で、町長の答弁があったとおり、営利に関係ないそういった掲示物でしたら掲示することができるというふうな回答をいただいております。もしこれが今後正式という形になれば、また正式にお話をさせていただきたいというふうに考えております。

また清掃の関係でございますが、これにつきましては、シルバー人材センターのほうにお願いしまして、不定期ではございますが、あちらのほうの整備にあわせてごみ拾い程度をお願いしている段階ですので、ともかくきれいに管理はされているかなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（古玉栄治議員） 甲部議員

○10番（甲部昭夫議員） それでは、私が思っておった、望んでおったというか、お願いをしたという中において、前向きに進んでいるということで回答をいただいたというふうに判断をしますので、これ以上言うことはございませんけれども、いずれにしても、これも本当のPRをする一つの拠点というか場所として、町もまたみんなにPRをして見ていただくということがいいのではないかなと思いますので、この点も多くの人が通っていたるように期待を申し上げて、この質問は終わりたいと思います。

次に、2点目の質問として、町内の公共施

設や町道で防犯カメラの設置ができないか、
こういう質問であります。

中能登町が誕生しまして12年が経過し、13
年目に入っておりますが、杉本町長が目指す
安全で安心なまちづくり政策も皆さんから高
い評価をいただいております。

今、国の内外を問わず突発的に悲惨な事故
や災害が発生しておりますが、当町において
はこのような事件はほとんどありませんが、
多くの事件や事故で防犯カメラの活用が役に
立っていることが多々あります。こういうこ
とはあってはならないことですが、私は、児
童や生徒が安心して、また町民の皆さんも日
常生活において広い視野から、もし突発的な
事件や事故が発生した場合、いち早くその状
況を把握し、情報が提供できる防犯カメラの
設置が必要ではないかと思っております。

先日、1週間ほど前ですが、新聞報道で能
登町における防犯カメラが設置をされるよう
な新聞記事が出ておりました。これからは各
市町村においても防犯カメラの活用が話題に
なるのではないかと私は思います。当町にお
いて、さらなる安全、安心なまちづくりにな
ると確信をいたしますが、そこで2点につい
てお聞きをいたします。

まず1点目として、現在、町の施設、保育
園、学校等を含んで防犯カメラの取り付け箇
所はあるのかないか。

2点目として、広い範囲で防犯カメラの利
用が注目されているが、将来、町施設や町道
で取りつける考えはあるかないか。

町長に答弁を求めます。

○議長（古玉栄治議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 甲部議員の町内の公共施設
や町道で防犯カメラを設置できないかについ
てのご質問にお答えをいたします。

まず、現在、町の施設に防犯カメラの取り
つけ箇所はあるかについての質問にお答えを
いたします。

現在、町の設置施設としましては、「道の

駅」織姫の里なかのと、中能登中学校、鹿島
小学校、鳥屋庁舎サーバー室の4施設がござ
います。

次に、広い範囲で防犯カメラの利用が注目
されているが、将来、町施設や町道で取りつ
ける考えはあるかとのことですが、今年度は
石動山の設置を予定しております。そのほか
鳥屋小学校、鹿西小学校などの未設置の公共
施設につきましても、今後、設置に向けた検
討をしていきたいと考えております。

また、町道への設置に関しましては、町内
の犯罪件数が極めて少ないこと、また個人の
肖像権やプライバシーの関係などから、町が
設置することは難しいものと考えておりま
す。

鹿島小学校についておりまして、鳥屋小学
校と鹿西小学校でございます。あと順次、保
育所であったり公共施設にもつけていきたい
と、そう思っています。

以上です。

○議長（古玉栄治議員） 甲部議員

○10番（甲部昭夫議員） 町長の答弁をいた
だきました。いただいたことを考えると、何
も再質問ですのようなこともないと思いま
すけれども、いずれにしてもこれには予算とか
予定とかそうしたものも町であるでしょうけ
れども、こういう活動がなされて、万が一と
いうときには非常に情報の提供とか、それ
によって抑止力が高まるとか、そうしたことも
十分考えられますので、できればこれから各
市町村においてもこの話題も出てくるのでは
ないかなと、そういうふうに思いますけれど
も、うちの町は全て新しくいいことはやると
いうようなことから、やっていただければい
いのではないかなと、そう思いますので、こ
れについても再質問ということはつなげられ
ませんので、これで終わります。

私の質問はわずか十何分でしたけれども、
これでおきます。よろしく。

○議長（古玉栄治議員） 次に、13番 坂井

幸雄議員

〔13番（坂井幸雄議員）登壇〕

○13番（坂井幸雄議員） もうすぐお昼ですけども、簡単にさせていただきます。

議会だよりの11号で、裏のほうに「町民の皆さんからの声をいただきました！」という声でありまして、その声には繊維と農業についての意見が述べられておりますので、農業と繊維のことに関して質問させていただきます。

3点ありますが、1点は地場産業の振興について。これは繊維産業と創業支援のことです。2番目は教育関係についてでございます。入試の進路状況と、キッズウィークということで、先ほど町長が言われた教育のまちということで、独自の中能登の奨学金ということであります。3点目は農業関係についてでございます。改正される農業委員会のこと、生産調整のこと、農地中間管理機構のことについて、3点ばかり述べさせていただきます。

それでは1点目ですが、町の基幹産業である繊維産業はどのような現状になっておるかということであります。

それと、創業支援のことではありますが、福沢諭吉先生の独立独歩の精神をもって事を運べば生活が豊かになり国が豊かになるという精神であります。その創業精神を進める町の支援事業の取り組みの現状と今後の計画の予定ということで、聞かせていただきます。

町の基幹産業である繊維産業の現状でございますが、中能登町繊維の歩み、これです。

（資料提示）パンフレットがあります。昭和54年では、その当時は合併ではありませんけれども、3町合わせて機屋数が1,051社、織機台数が2万655台でありまして、平成19年では機屋さんが139社、織機台数が3,756台であり、少しずつ減量しております。

それから10年たちまして、平成19年では、現在では機屋さん、繊維関係の糸に関係する

人がやがて100社ほどあり、それも織物関係では86件でございます。これまでに培った合繊織物が危機にさらされております。

このことに関して、町がどのような対策をとられるかということをお聞きしたいと思います。

2番目でございますが、繊維産業の支援策として協同組合の問題があります。このことに関して、商工会並びに町の企画課がどのような対応をして、より一層前へ進むかということではありますが、そのような町の計画はどのようなになっているか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（古玉栄治議員） 杉本町長

〔杉本栄蔵町長登壇〕

○杉本栄蔵町長 坂井議員の地場産業の振興についてのご質問にお答えをいたします。

まず、町の基幹産業である繊維産業はどのような現状かについてお答えをいたします。

今議員も言われましたように、町の基幹産業である繊維産業は、昭和54年ごろがピークで、およそ1,000軒を超える事業所がありましたが、現在では10分の1に当たるおよそ100件余りにまで減少いたしております。

この春、町では、事業所の現状を把握するため、町内全ての繊維事業者を対象に実態アンケート調査をいたしました。現時点でおよそ半数の事業所から回答があり、回答のあった事業所のうちおよそ3割以上が自分の代での廃業を考えているとのことでした。今後、回答がふえるとともに、この割合がさらにふえていくのではないかと予想をしております。

このことから、今後、事業所の廃業が進めば、繊維関連の仕事や設備が町外や生産コストの安い国外などに流出し、繊維産業そのものが空洞化する流れが加速するのではないかと危惧をしております。さらには事業継承も課題となっており、これまで何十年と蓄積されてきた織物の技術が失われることで、繊維

産業の衰退に拍車がかかるのではないかと危惧をしております。

そして、その結果として、将来を見据えると町の人口減少や町の活力が失われるなど深刻な影響が出るのが予想されます。

中能登町の繊維産業は、電気設備や機械、運送業といったその他の産業とも関連があり、さらには生活する上での衣食住とも関連がある地域に密接した裾野の広い産業であると認識をいたしております。これからも中能登町の繊維産業を初めとしたものづくり産業をどのように守り、継承し、発展させていくかがとても重要であると考えております。

現在、これらの問題について、繊維事業者の皆様方と町商工会や行政、関係機関などが構成する繊維サロンの中で課題解決に向けて取り組んでいるところであります。

次に、独立独歩精神で創業事業を進めるべく町の創業支援事業の取り組みの現状と今後の計画予定はどうなっているか問うについてお答えをいたします。

創業支援事業の取り組みにつきまして、現在、町では、町内において新たに事業を創業される方を対象に、対象経費の全額に対して総額200万円を上限に補助金を交付する中能登町創業支援事業を平成28年度に創設し、町内での創業を支援しております。昨年度は5件の交付実績があり、今年度においても既に2件の交付決定があるほか、現在1件の相談に応じているところであります。

今後も町内の創業に係る機運をさらに高めていくため、実際に創業された方の声を紹介するなど、積極的に制度の紹介やPRに努めていきたいと考えております。

また、創業希望者の掘り起しを目的とした創業セミナーを昨年度に引き続き受講料無料で開催し、さらなる創業希望者の支援を図っていききたいと考えております。

このほか、町外からの移住にあわせた創業も積極的に推進するため、このほど移住、創

業をテーマとしたパンフレットを製作しましたので、今後は首都圏などで開催される移住者向けのイベントなどへ出展し、中能登町での暮らしを紹介するとともに、創業についてもPRをしていくこととしております。

以上です。

○議長（古玉栄治議員） 坂井議員

○13番（坂井幸雄議員） 以前は繊維は本当に町の活性化の一因だったと思います。その繊維について、8台機屋さんから始まって、その8台機屋さんが拡張するときには建設業者の方々が力を合わせて8台から20台ということで工場の活性化になったし、町の活性化になったと思います。

昔の話ですけれども、そのときからいろいろと繊維のことにに関して木村武司さんは繊維業者の仲間を集めて、トルクテキスタイル開発協同組合というのが、平成7年3月24日のロゴマークでございます。このロゴマークがTとRとK、このロゴマークを使って少し製品をつくったわけでございますが、今のような情報の発達していないときでありますので、なかなか普及しなかったわけでございます。このように、トルクテキスタイルはラボができてからしばらくのときに繊維業者の仲間として生き残るためのマークでございます。これも継続していたんですが、19社ありまして、ことしで解散のようでございますが。

先ほど町長が言われました繊維業者の繊維サロンでは、将来また組合をつかって、昔は一村産業、岸商事、西川物産という産元商社がいろいろと力あったんですけれども、最近はその系列がなくなりまして、中能登町の繊維のまちとして、組合をつくればいいんじゃないかという話もありますが、なかなか難しいようございますが、努力しなければ何もならないと思いますので、繊維業者の仲間たちがどのような方法で組合をつくれればいいかわかりませんが、それにまたひと

つ企画の担当の課長、後押ししていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それと、その当時以前には、昔の話でございますが、その当時の繊維はあらゆることをやっていますし、横編みセーターをやったり、それから、これは鳥屋町のロゴマークの刺しゅうです。これもナカザワさんが刺しゅうをやって、このうちから1軒、鳥屋のロゴマークをつくって、それだけ繊維に関心があったわけでございますが、これからの支援策としては、小さくてもいいが自分で独立独歩の精神でやっていただければ、町の活性化がより以上進むのではなからうかという思いでございます。

先ほど創業支援セミナーであります、これも確かに困難ですけれども、先ほどのパンフレットあるが、支援セミナーをおかりするときには6月27日、7月4日、19日、25日という4回の講習を受けて申し込みしなければいけないということでございますので、これをできるだけPRせんと、なかなか創業支援の枠にはまらないと思うんですけれども、その点、企画課長、どのようなPRの仕方をすればいいか、わかったらお聞かせ願いたいと思います。

○議長（古玉栄治議員） 高名企画課長
〔高名雅弘企画課長登壇〕

○高名雅弘企画課長 それでは、坂井議員の質問にお答えをいたします。

先ほどもおっしゃられたとおり、これからの町の繊維産業、そして創業支援も含めまして、やはり人づくり、そしてものづくり、そして組織づくりが本当に大事なかと考えております。

その中で創業支援セミナーということで、おっしゃられたとおり6月27を皮切りに4回シリーズとして開催をさせていただきます。なお、この創業支援セミナーにつきましては、とにかくワンストップサービスでしっかりと対応していきたいということを考えて

おりますので、創業を志す方は、まずは役場、そして商工会のほうにぜひともお声をかけをいただきたいなと思っております。その中で、しっかりと商工会、役場と、そして金融機関と組織を組んで対応していきたいと考えております。

なお、中能登町のほうの創業支援は、現在羽咋市さんとも連携をしております、羽咋市の創業支援セミナーを受けても中能登町の補助対象とするという、そういったことを行っております。ということで、羽咋市とともに、またこういったことも一緒にPRをしていければなというふうに考えております。

そういったことで、まずは創業を希望される方のいろんなご相談をワンストップで受け付けるということで一つの大きな広報としていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（古玉栄治議員） 坂井議員

○13番（坂井幸雄議員） 県の工業試験場ですが、スマートテキスタイル開発コースということでやっておりますし、またラボでもインクジェットということで前を向いた取り組みをやっておりますので、ぜひとも繊維業者の人が参加して、できるだけ前を向いた、織物だけでなく医療分野、介護分野にも目を向けているらしいですから、取り組んでいただきたいということでございます。

これは「とびら」の人のご意見でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（古玉栄治議員） それでは、ここで1時30分まで休憩とします。

午前11時47分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（古玉栄治議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

13番 坂井議員

○13番（坂井幸雄議員） もう少し質問させ

ていただきます。

2 番目の教育関係についてでございますが、このことに関しては卒業生の進路状況、キッズウイークということと、また中能登町の独自の奨学金ということで質問させていただきます。

ことしの6月3日だったと思うんですけれども、話は変わりますけれども、志雄の野球場で中能登中学校が石川県少年野球大会で地区代表で能登、加賀、金沢ということで、兼六中学に1対0、決勝で星稜で惜しくも破れましたけれども、このような場面が私らの若いとき、40年前にちょうど鳥屋中学と星稜と県体で決勝がありました。そのような思いで星稜と中能登中学の決勝ということであつたんですけれども、惜しくも破れましたけれども、頑張ることに関して、最後に生徒の皆さんとお会いしまして、うちうちの闘志を燃やしたようなわけでございます。これから県体もありますので、頑張るということでございます。頑張る中能登中学の生徒だと思えます。

それをあわせて、昨年もいろいろと全国大会やら体力テストやら生徒会活動やら、いろいろと中能登中学の生徒が活発でありました。それにあわせて、生徒はそれぞれの将来の希望を持って高校入試に向かったわけでございますが、今年度の卒業生の進路状況をお伺いしたいと思います。

それと、これはちょっとあれですけれども、来年度に導入される学校における長期休暇の分散化の取得にどのような対応を持っておられるのか。来年度でございますので、まだ通達がなっていないかもしれませんが、教育長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

それと3番目ですが、中能登町奨学金条例がありまして、これは町長の教育の一環の力を入れているところだと思うんですが、28年度の予算書では選考委員会を2万4,000円、

奨学金給付金は60万円ということで、応募はなかったようでございますが、今年度はどのような選考をされたか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（古玉栄治議員） 袋井教育長

〔袋井貞司教育長登壇〕

○袋井貞司教育長 坂井議員の教育関係についてのご質問にお答えします。

まず、ことし3月に中学校を卒業した生徒の進路状況につきましては、奥能登地区に5人、七尾・鹿島地区に128人、羽咋地区に34人、河北・金沢・加賀地区に23人、合計190人が進学しています。今年度も、日本航空石川高等学校から小松大谷高等学校まで県内幅広く進学している状況です。

特徴的なのは、ことしは例年になく鹿西高校へ進学した生徒が多くて38名いました。

次に、来年度導入されるとしている学校における長期休暇の分散化取得への対応はどのように考えているか、キッズウイークの導入についてですが、この質問についてお答えします。

この制度が来年4月より公立学校に義務化されれば、中能登町も導入することになります。しかし、分散すべき休暇期間や時期などがまだ公表されていない状況です。それらが公表されれば、具体的な取り組みを検討していきます。

夏休みの始めをおくらせるとか夏休みの終わりを早めるとかということで5日間、日をとって、それをほかの月に5日間とって、その5日間の前の土日、後ろの土日、合計9日間の長期休暇を地域ごとに分散してとるといような案が出ていますが、夏休みの始めと終わりというのは中学、高校では合宿が入っていたり大会が入っていたりということもありまして簡単にいかないの、国のほうからきちっとした基準が出てこない、町単位では考えられないということになります。

次に、中能登町奨学生条例に係る高校生へ

の今年度の奨学金の給付の現状はどうかについてのご質問にお答えします。

広報なかのと5月号で奨学金給付の募集をしたところ、1名の方から願書の提出がありました。6月中に選考委員会を開催する予定です。認定された場合は、認定書の交付、振り込み手続きをしまして、さかのぼって4月分から8月より給付したいと考えております。

以上です。

○議長（古玉栄治議員） 坂井議員

○13番（坂井幸雄議員） 進路の状況であります。鹿西高校38名というのは多いんですけれども、ほかの羽咋高校とか七尾高校とか東雲とか、そういう数字は公表できませんですか。

○議長（古玉栄治議員） 袋井教育長

○袋井貞司教育長 坂井議員の再質問にお答えします。

今までも学校別には公表はしていないと思うんですが、ことし、鹿西高校が特徴的な数であったということで、この数だけお知らせしたということで、よろしいでしょうか。

○議長（古玉栄治議員） 坂井議員

○13番（坂井幸雄議員） それはそれとして、いろいろと父兄から話をお聞きしてわかつて思うんですけれども、もう1点、中能登町の奨学金制度の条例でございますが、確かに広報なかのとはインフォメーションがありました。5月31日までに締め切りということでありましたが、もうちょっと、広報の締め関係がありますけれども、お願いしたい人は電話番号のここに申し込みしてくださいというのでは。もうちょっと広く詳細に、広報の画面もありますから詳細にしたほうがいいんじゃないかなということでもあります。ただ奨学金制度のあります人は申し込みしてくださいというんじゃない、ちょっといかなものかなと。紙面関係があると思いますが、もうちょっと月1万円の年12万、3年間で5名という、そんな表現は難しいですか。

町長、難しいですか。

○議長（古玉栄治議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 難しいことはないと思います。工夫して、一人でも多くの皆さんにわかっていただくのが広報の趣旨でありますから、もっと次出すときにはわかりやすい広報に。また、広報だけではなくにホームページ等にも載せればと、そう思います。

○議長（古玉栄治議員） 暫時休憩します。

午後1時39分 休憩

午後1時40分 再開

○議長（古玉栄治議員） 再開します。

袋井教育長

○袋井貞司教育長 坂井議員の先ほどの質問に、七尾鹿島、羽咋郡市の高校が主なので、その数だけお知らせします。

七尾高校36人、七尾東雲高校33人、田鶴浜高校6人、鵬学園15人、先ほど言いました鹿西高校38人、羽咋高校16人、羽咋工業高校15人、宝達高校1人、志賀高校1人、羽松高校1人という近隣の高校の進学の数です。

以上です。

○議長（古玉栄治議員） 坂井議員

○13番（坂井幸雄議員） ありがとうございます。いろいろと父兄、ご両親やら、じいちゃん、ばあちゃんが、またいろいろと参考資料になるかと思いますので、ありがとうございました。

次に、農業関係についていきます。

農業関連3法案の農業委員会の改正で、公選から町長の任命制度の選考になるんですが、その選考基準をお願いします。全協でいろいろと話があったんですけれども、改めて任命制度の基準をお願いします。

それと、国が29年度の生産調整を小耳にしますが、減反政策が割と小耳にしておるんですが、それが本当かどうか。また、それに対する町の対応はどのようなか、お聞かせ願いたいと思います。

もう一つ、3点目ですが、中間管理機構の活用の事業の実績でございますが、環太平洋戦略的経済連携協定、TPPの発効にあわせて県やら国やらいろいろとその対応策をやっておるんですが、県では公益財団法人いしかわ農業総合支援機構が26年7月1日に発足しております。それは遊休農地の解消、耕作放棄地の解消。

中間管理機構では3つの支援があります。地域集積協力金、経営転換協力金、耕作者集積協力金。この制度を利用して経営規模の拡大や分散した農地の集約を図ると思うんですが、このことに関して町にどのような実績があるか、お知らせ願いたいと思います。

○議長（古玉栄治議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 坂井議員の農業委員会法の改正に伴う農業委員の町長の任命制における選考基準についてのご質問にお答えをいたします。

まず、農業委員会の委員を任命する際の要件を申し上げます。1点目に、原則、農業委員の候補者になり得る者は、農業に関する識見を有していること。2点目に、地域の農業をリードする認定農業者であること。3点目に、農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる人となっております。

また、農業委員となることができない者として、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない人、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの人と定められております。

また、委員の構成につきましては、認定農業者が過半数で、農業委員会の所掌事項に関して利害関係を有しない中立者を含めることや、性別に著しい偏りがないようにすることとされております。

また、候補者の選考に当たっては、任命過程の公平性、透明性を確保するための必要な処置を講じることと規定をされており、（仮称）選考評価会議を設置したいと考えており

ます。

次に、生産調整についてお答えをいたします。

ご承知のとおり、平成25年11月に開催された政府の農林水産業・地域の活力創造本部で平成30年産からの米政策の見直しが決定され、国は、生産数量目標の配分を取りやめることとしております。

このことにより、農家の中には、生産調整がなくなる、米が自由につくりたいだけつくれるなどと解釈されている方が多いようです。生産調整が廃止になるわけではなく、目標配分の仕組みが見直されたということでご理解をお願いしたいと思います。

具体的には、国は、配分廃止後も需要に応じた米づくりを促すため、米の需要状況の情報提供を行うこととしております。また、県、市町村においては、過剰作付による価格下落を防ぐため、国の需給見通しに関する情報を踏まえ、県農業活性化協議会で需要に応じた米の生産に関する米政策部会を設置し、県、市町村、農協など集荷団体が構成員となり県全体の生産数量の目安を提示し、それを受けて市町村段階の地域協議会で地域の生産数量の目安を設定する方向となるものです。

今後も動向を注視し、国に対し必要な財源の確保と米価下落の防止など農家所得の確保に努めてまいります。

次に、農地中間管理機構を活用した事業の実績と現状を問うについてのご質問にお答えをいたします。

ご承知のとおり、石川県では、公益財団法人いしかわ農業総合支援機構が平成26年7月より農地中間管理機構として、市町との連携により、希望農地を取りまとめ借り受け希望者に農地を効率的に利用できるよう調整を図っております。

町としましては、農地中間管理機構制度を有効に利活用し、町内の遊休農地などの解消を図りながら、中心的な経営体となる農業法

人組織や担い手農家への農地集積を引き続き努めてまいりたいと考えております。

ご質問にありました事業実績の詳細につきましては、担当課長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（古玉栄治議員） 田中参事兼農林課長

〔田中栄一参事兼農林課長登壇〕

○田中栄一参事兼農林課長 それでは、坂井議員からのご質問であります農地中間管理機構を活用した事業実績についてお答えをいたします。

平成26年度、町内におきまして22地区で99.1ヘクタール。平成27年度、20地区81.3ヘクタール。平成28年度、7地区で27ヘクタール。合計で207.4ヘクタールの集積実績となっております。

先ほど坂井議員からもおっしゃいましたが、農地中間管理機構では、農地の貸し手や借り手の方々などに対して3つの支援制度がございます。

1つ目の地域集積協力金については、機構に農地を預け入れた場合、新規集積割合に応じて地域に対して協力金が交付される制度となっております。これについては、2割超5割以下の集積率で1反歩当たり2万円の設定となっております。それから5割超8割以下で10アール当たり2万8,000円。8割超で1反歩当たり3万6,000円の交付額となっております。平成28年度実績では、西馬場地区が取り組みまして約15.9ヘクタールで238万6,500円の交付実績となっております。

次に2つ目の経営転換協力金では、離農される農業者等に対して、面積に応じて1件当たり0.5ヘクタール以下で30万円、0.5ヘクタール超2ヘクタール以下で50万円、2ヘクタール超で70万円が交付される制度となっております。平成28年度実績は、4件の農家に対して160万円の実績となっております。

それから3つ目に耕作者集積協力金という

制度がございまして、機構の借り受け農地等に隣接する農地、または面的集積要件を満たす原則2筆以上の農地を機構へ集積、貸し付けた場合、1反歩当たり2万円が交付される制度となっております。これは昨年度実績はございません。

農地中間管理事業を利用することで、安心して経営規模の拡大や分散した農地の集約が図られることで、農業経営の効率化が進むものと思われます。

しかし、地域におきましては新たな受け手を探すことも困難になっている状況もありますので、複数の地域にまたがった場合には、人・農地プランを作成し、地域の皆さんで話し合いの中で農地を守っていくということが重要であると考えております。

今後も圃場整備実施地区を中心に、石川県との連携を図りながら機構への農地の集積を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（古玉栄治議員） 坂井議員

○13番（坂井幸雄議員） いろいろと数字、ありがとうございました。関心のある方はケーブルテレビを見て、またいろいろと考えられると思います。

それと、芹川地区が圃場整備が終わって、反対側は途中でありますし、瀬戸地区であります。それを合わせて圃場整備の整備率をどれだけになっているかお聞かせ願いたいと思います。

先般、町長は地区要望で28カ所、30地域ということで視察されたようなことを全協でお聞きしたんですが、大体、農業関係が多いと思うんですけども、またそれも地区の要望事項でありますので、できるだけ完成してやってください。

圃場整備率はどれだけになっているか、お聞きしたいと思います。以前のときには、中能登町は72.何%だと思んですけども、県は79.3、加賀地区は85.1、ちょっと低かつ

たんですけれども、町長もいろいろとこれにあわせて対応していただいているので、今現在、中能登町の整備率はどれだけか、お聞かせ願いたいと思います。

それともう一つ、答弁は願いますけれども、もう1点の話ですけれども、先ほど一番最初に宮下為幸議員さんから介護認定の話がいろいろと1、2、3から5までありましたが、相当の金額でありますので、農業者の若い方は農業者年金に入っていれば少しでも足しになるのではなかろうかという思いがありますので、せっかく農業委員に選ばれた方々は、ひとつその事情をわきまえて農業者年金を掛けるように推し進めていければ、将来、農業者は大体、長生きしておられますので、40年かけた国民年金6万5,000円だけではなかなか生活が苦しいかと思うんですけれども、農業者年金と合わせればそこそこ年とってもいけるんじゃないかということでもありますので、やれたら町と行政とJAと農業委員の推進をお願いしたいと思います。

それはお願いだけですけれども、ただ、整備率だけは教えていただきたいと思います。

○議長（古玉栄治議員） 田中参事兼農林課長

○田中栄一参事兼農林課長 坂井議員の再質問にお答えいたします。

中能登町における圃場整備の整備済みの割合でございますが、28年度末で73.8%となっております。参考に申し上げますが、加賀地域では85.3%、能登地域では74.7%、県全域では79.9%の整備率となっております。

以上です。

○13番（坂井幸雄議員） これで終わります。最初よりずっと整備率が上がったということで、町長の力量があるのでなかろうかということでございます。

これで終わります。

○議長（古玉栄治議員） 次に、14番 作間七郎議員

〔14番（作間七郎議員）登壇〕

○14番（作間七郎議員） それでは通告に従って質問いたしますが、その前に、杉本町長、4選目の最初の一般質問ということで、先般の町長選では立派に当選されて、おめでとうございます。また、聞くところによりますと町長会の会長を引き続きまた2年間されるということをお聞かしておりますので、健康に留意されて、中能登の町長としますますご活躍されることを願っております。

それでは、一般質問に入ります。

通告してあります企業誘致条例について、1つ目は企業誘致条例の対象となる業種について、2つ目は企業誘致における町の支援について質問をいたします。

中能登町企業誘致条例の第2条に、誘致事業所が定義されております。内容を読みますと、事業所の定義として「造業及び前条の目的達成のため、特に町長が必要と認める施設」とあります。非常に曖昧な表現で書かれています。そして、前条の目的達成のため特に町長が認める施設として、第1条の目的の条を見ますと、「町内に企業の誘致を促進することにより、産業の振興と雇用機会の拡大を図り、本町の発展に寄与することを目的とする」となっています。これも非常に曖昧な表現となっています。

そこで、町長も企業誘致に対し積極的に取り組むことを公約として挙げておりますが、どのような企業が本町の企業誘致条例の対象の範囲となるのか、解釈を示していただきたい。

また、現在、鹿島バイパス沿いに企業が進出したいとの話を聞いたが、助成金を含めさまざまなハードルがあると聞いていますが、本町の発展に寄与する優良な企業であると判断できれば町の支援が大切であると考えていますが、町長はどのように考えているのかを答弁してください。

○議長（古玉栄治議員） 杉本町長

〔杉本栄蔵町長登壇〕

○杉本栄蔵町長 作間議員の企業誘致条例についてのご質問にお答えをいたします。

また、ただいまはエールを送っていただきまして、ありがとうございました。しっかりと務めてまいりたい、そう思っております。

まず、企業誘致条例の助成の対象となる業種についてお答えをいたします。

助成対象となる事業所の定義といたしましては、本条例第2条において、製造業が対象となると規定をされております。このほか、町の産業の振興と雇用の拡大が図られ、町の発展に寄与することが認められる場合、町長が特に必要と認めると規定をされております。

特に町長が認める対象範囲につきましては、小売業を除く物流施設や研究所、コールセンターや食品加工施設など、投資額や雇用機会の拡大に資する事業所が対象となると考えております。

また、2点目の企業誘致における町の支援については、担当課長から答弁をさせますけれども、今お話をいたしましたように、小売業のほかいろんな業種もあると思いますけれども、できるだけ多くの方に来ていただけるように図ってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（古玉栄治議員） 高名企画課長

〔高名雅弘企画課長登壇〕

○高名雅弘企画課長 それでは、作間議員の2点目のご質問であります企業誘致における町の支援についてお答えをいたします。

条例に規定いたします支援内容につきましては、地方税法に規定する土地、家屋及び償却資産の取得額を助成金の計算の基準としております。

また、新設及び増設の種別によっても助成額の算出方法が異なっております。

新設の事業所につきましては、投資額が5,000万円以上で常用雇用従業員が3人以上

のものが対象となります。1億5,000万円を限度額として投資額の10%を助成金として交付できます。

増設の事業所につきましては、投資額が4,000万円以上で常用雇用従業員が3人以上のものが対象となり、1億5,000万円を限度額といたしまして投資額の5%を助成金として交付できます。

また、3,000万円を限度額といたしまして、新たな地元の常用雇用者1人につき50万円を加算するほか、工事などを地元企業に発注した場合、2,000万円を限度額として発注額の5%を加算いたします。

これらを合計した額で最高2億円が助成金として交付できる規定となっております。

以上のとおり、投資額を基準として地元雇用者数、地元発注額に応じて助成金に加算される規定となっております。

なお、これまでの助成実績といたしまして平成20年度から平成28年度では全部で合計で7件助成をしております。内訳といたしましては、新設といたしまして山中産業株式会社能登工場の1件、そして造成が町内の企業に6件となっております。助成総額は、これまで1億4,850万円を助成しております。

以上です。

○議長（古玉栄治議員） 作間議員

○14番（作間七郎議員） 1点目の町長の答弁で、本条例では製造業ということを私も思っておるんですけども、町長が特に認めるものということで、小売業を除く物流施設や研究所、コールセンターや食品加工施設なども該当するということで言われましたので、わかりました。

それから2点目の企業誘致の町の支援については、高名課長から詳しく説明をしていただきましたので、この点はこれでわかりましたけれども、先ほども町長も引き続き町長ということで、町長会の会長を22年から7年、ことしからまた2年間するというので、町

長会の会長。それから、いろいろな公職を持っておいでます。例えば、町長会の会長はもちろんのこと、石川県治山推進協議会の会長、石川県農業農村整備事業推進協議会の会長、それから石川県砂防協会の会長、全国町村会政務調査委員とか全国町村会の理事ということで、大変な公職を持っておいでます。

今まで町長をされて13年目に入ります。大半は町長会の会長をしておいでするというところで、いろいろと全国、県内の人と人脈はあると思います。そこで、その人脈を有効に生かしていただいて、トップセールスとして、先ほども高名課長は、県外から企業が1社来ております。あとは町内の増設関係ばかりですが、企業誘致ですから町外からとか県外からトップセールスマンとして誘致をするように一層頑張っていたきたいと思います。

そこで、私が先ほど鹿島バイパス沿いにそういう話を聞いているということを言いましたが、当然執行部もそういうことは耳にしておると思います。相手が出るのを待っておるのではなしに、そういう話を聞いたらスピード感をもって積極的に企業にアタックして、企業の言い分なりを聞いたりこちらの話をして、ぜひ企業誘致をしてもらいたいという思いで質問しております。

例えば、ことわざでトンビに油揚げをさらわれるということがある。意味は、自分の大事なものや手に入れられると当て込んでいたものをふいに横からさらわれるということがありますね。私も具体的にどこどこと言いたいんですけども、いろいろと詳しいことをいっぱい質問されるというと、横の者が勘づいてさらっていくおそれがあるということで、私も言葉を濁しております。

そういうことは執行部は当然わかっていると思いますので、町長も公職で大変忙しい身でございますので、担当課長なり副町長をすぐその企業へ出向かせて、積極的に誘致できるように取り組んでほしいという思いでこの

ことを聞いておりますので、その点について答弁を願います。

○議長（古玉栄治議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 その件につきましては、まだ決定はしておりませんので詳しくは申されませんが、一番最初のお話は、159の羽咋飯山から道の駅までのお話でございました。そういうときに、ぜひ中能登町に来ていただきたいと、そんなお話をいたしまして、そして一応高島地内へ出てもいいというような返事をいただきまして、地面の手付金も打ったと。そういうようなことでございます。

それに関しましてもいろんな問題といたしますか、埋蔵文化財というか、そんなような問題もありますけれども、町といたしましても、せっかく誘致をしてお願いをしたそんな関係もありますので、できるだけそれらに添えてまいりたい、そう思っております。山中産業に続きまして、ご存じのようにバイテックも町が地面を今終わりにしまして、7月には入札もされるというようなことで、大変喜んでおりますし、これからは製造業に関係なくいろんな業種に、いろんな人脈を使いながら、お願い申しながら一生懸命頑張っていきたい、そう思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（古玉栄治議員） 作間議員

○14番（作間七郎議員） 私も企業誘致のことですから、鹿島バイパス沿いということで言葉を濁していたんですけども、町長は地区名も言われたので、あらっと思ったんですけども。こういう話を聞いていると、このやりとりを聞いている人が勘づく人がおいでますので、内密というかいつて、さまざまなハードルがあると聞いております。町長は地籍の問題とかいろいろと言われておりますが、そういうことも含めて、企業へすぐ出向いて積極的に誘致したいという熱意を相手方に伝えてくれれば、必ず進出してくれるんじゃないかと私は思っております。

そういう意味も込めて、ぜひ受け身でなしに積極的に、町長が行かれなんたら副町長を行かせて、向こうときちっと折衝して、ぜひうちの町に来ていただくようお願いをしてください。

町長もそういうことはやると言っていますから、しっかりと、議会が終わったらすぐ行動に移してください。全てスピード感ですよ。こういうのは、トンビに油揚げ、さっとさらわれて、あららということにならんように。特に申し上げます。

それでは、2点目の交番設置についてということで、私もこれで交番設置については5回目の質問になります。

一番最初は23年の9月議会にしております。そのときは、例えばバイパス沿いにのとしんがあっただけで、道の駅もまだしてない。それから中学校も建設中であつた。のとしんがあつたのかな。その後、コンビニだとかいろいろなそういうことになるぞということをこのとき私は言っております。

そういうことで、あの地域に交番が必要だということを訴えてから、きょうで5回目になるんですけれども、なぜ5回目をしようとしたのか。4回目のとき、作間しつこいな、交番については4回も言うがいやという思いを私も言ったと思います。しつこいんじゃないんです。

先般、新聞を見ておりますと、宇野気交番の落成式に関する記事を読みました。そのことで中能登町の交番設置について質問をします。

町長は、過去に「交番が設置されれば、今以上に安全で安心な町となることは間違いないと思っております。そのためにも、今後の治安情勢の変化を十分見据えながら引き続き交番設置に関する協議をしてまいりたいと考えております」と言っておりました。

それから目に見えた進捗がうかがえず、今回の5回目の質問となりますが、宇野気交番

が先に設置されました。駐在所の統合に関しては、新聞に宇野気交番のことが書かれています。管轄である津幡署は、かほく市の駐在所、木津、外日角、横山の3カ所を現在の宇野気交番に統合した。4人体制であつたが現在7人体制で治安に当たっていると。

そこで、再度、中能登町における交番の必要性について町長の考えを聞きます。

○議長（古玉栄治議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 作間議員の交番設置についてのご質問にお答えをいたします。

交番設置に関する町の対応、経緯につきましては、これまでの作間議員の一般質問にお答えを申し上げてきました。平成26年1月に七尾警察署を經由し、県警本部に交番の新設に関する要望書を提出しております。県警本部からは、県内全体の治安情勢の変化を見据えながら交番、駐在所の適正配置を行う中で検討するとの回答をいただいております。

その後、現在に至るまで、七尾鹿島交通安全協会や、また防犯協会、またいろんな七尾の警察の署長とのいろんな会議やいろんな面で会うたびをお願いをしまいましたが、さらに力強い活動が必要であると感じております。

私も、新たに交番が設置されれば、これまで以上に安全、安心な町になると思っております。

おかげさまで、中能登町は大変いろんな犯罪も少ない、県下から見ても平穏なところと見ておられます。そういうこともありまして進まないわけでありましてけれども、これからも山田県議とも協力しながら交番設置を実現するため、重ねて七尾警察署や、また県警本部への要望活動に尽力してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（古玉栄治議員） 作間議員

○14番（作間七郎議員） 町長、前と変わらんような答弁でございます。今まで1回目か

ら私、4回したここに議事録を持っておるんですけれども、この中身と今の答弁は全く変わっておりません。

宇ノ氣にできたというのは、油野市長があそこに、かほくイオンができたということで一生懸命に働きかけて実現したと思うんですよ。

そこで私も言おうと思っていたんですけれども、地元選出の山田県議もおりますから。山田県議と同行したことありませんね、このことについて。同行して、きちっと県警本部に言うということを私はしたほうが早道で、早急に進むんじゃないかという思いでありますので、ぜひ山田県議と連絡をとりながら県警のほうへ正式に、もう一遍。

私、23年の質問してから、はや6年、7年目に入りますね。その間、七尾署の署長も県警の本部長もかわっておりますから、実現するまでかわった人のところへきちっと行ってお願ひする。例えば、各在所のいろいろ町へ要望するときには、実現するまで町へ来て区長なり議員がお願いしていると思います。そういうことで、ぜひ、あの地帯は大変変わってきたんだと。町長は余り犯罪はないと言われておりますけれども、町長の耳はそういうことかもしれませんけれども、いろいろなことがあります。そこで地域のみんなが安心、安全、夜間も早朝も交番に警察官がおるということは安心感を与えるんですね。

今までの駐在所と、昔の駐在所との違いも今までの中に私はる言っておりますので、町長も頭に入っていると思いますので、そういうことはくどくど言いませんが、私も駐在所の隣に五十何年住んでおりますから、十分駐在所の一生懸命やっている姿を見ておるし、勤務体制も昔の駐在さんと今の駐在さんは全く違うと。今の駐在さんは公務員ですから勤務時間はやりますよ。勤務時間以外はフリーなんですよ。昔は24時間体制で、駐在さんがおらんときは奥さんが対応したりいろい

ろしておったんですが、今はそんなことないですよ。前も言ったことあるんですけれども。

そういうことで、ぜひ鹿島バイパス沿いに中能登交番所。うちに駐在所は5つある。今でも、そうするときは駐在所がなくなると。そこで地域の皆さんが心配やろうということも答弁の中に言われておりますけれども、昔の駐在所と今の駐在所は違うということを頭に入れて、再度、山田県議とよく打ち合わせをして県警本部のほうへ。前は七尾署を通じて県警の返事をいただいたということで、町長と総務課の担当課長と担当職員と七尾署へ出向いて、署長と副署長にいいがに説明してきたと。そのことを本部からの返事ということで、1カ月後の2月14日に、県内全体の治安情勢の変化を見据えながら交番、駐在所の適正配置を検討していくという報告を署長みずからが来庁して伝えてくれたということでとまっておったんです。

そういうことで、私は今言ったのは、宇野気交番の改築というのは去年の秋時分に新聞に出て、今度4月21日に落成したと。こういう記事を見ましたので、その後、駐在所の話は、交番の話は一切町長から何も報告ないがどうなっているのかということで、5度目の、町長も頭にあると思いますけれども、23年9月、1回目、25年9月、26年3月、28年6月と一般質問しております。もうこういうことを言わせんように、県警のほうへ行っ強く設置してほしいということを山田県議とともに要望していただきたいと思います。

県議と連絡をとりながら、きちっとやっていただけますか。

○議長（古玉栄治議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 この話が出てからもずっと山田県議とは話をしながら、また何回か信号であったり横断歩道であったり、県警のほうへ出向いております。これだけで行って本部

長と話ししたことはありませんけれども、今の交番設置については、そんな話をしながら一緒にしておりますし、また先般、署長も石崎署長にかわりまして、そのときにもしっかりとお話しております。

改めてまた議会も終わって、また県議と連絡をとりながら県警の本部へも七尾警察署にも改めてまた行ってまいりたい、そう思います。

○議長（古玉栄治議員） 作間議員

○14番（作間七郎議員） 私と山田県議と聞いているのと町長の答弁は若干食い違いはありますけれども、町長は最後に、きちっと連絡をとりながら七尾署なり県警のほうへしっかり行ってくる、要望してくるということを聞きましたので、私は、この質問についてはこれで終わります。ぜひ交番所ができるように、ひとつ町長、頑張ってください。

終わります。

◎散 会

○議長（古玉栄治議員） 以上で本日の一般質問を終わります。

次回は、あす、14日午前10時より会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 2 時26分 散会

平成29年 6 月14日（水曜日）

○出席議員（14名）

1 番	尾 田 良 一	議員	8 番	諏 訪 良 一	議員
2 番	土 本 稔	議員	9 番	宮 下 為 幸	議員
3 番	林 真 弥	議員	10番	甲 部 昭 夫	議員
4 番	中 川 秀 平	議員	11番	古 玉 栄 治	議員
5 番	山 本 孝 司	議員	12番	若 狭 明 彦	議員
6 番	笹 川 広 美	議員	13番	坂 井 幸 雄	議員
7 番	南 昭 榮	議員	14番	作 間 七 郎	議員

○説明のため出席した者

町 長 杉 本 栄 蔵	税 務 課 長 古 川 利 宣
副 町 長 廣 瀬 康 雄	土木建設課長 北 野 均
教 育 長 袋 井 貞 司	上下水道課長 田 中 智
参事兼総務課長 植 田 一 成	会 計 課 長 百 海 和 夫
参事兼農林課長 田 中 栄 一	長寿介護課長 道 善 まり子
参事兼住民福祉課長 加 賀 忠 夫	保健環境課長 平 岡 重 信
企 画 課 長 高 名 雅 弘	教育文化課長 上 坂 恵 一
情報推進課長 町 田 穂 高	生涯学習課長 正 谷 智

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	土 屋 哲 雄	書	記	水 田 祥 代
議会事務局長補佐	山 本 博 司			

○議事日程（第 3 号）

平成29年 6 月14日 午前10時00分開議

日程第 1 一般質問

午前10時00分 開議

◎開 議

○議長（古玉栄治議員） おはようございます。

ただいまの出席議員数は14名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

開会に先立ち、きのうの一般質問において質問に係る発言の訂正の申し入れがありましたので、これを許します。

甲部議員

〔10番（甲部昭夫議員）登壇〕

○10番（甲部昭夫議員） 私は、きのうの一般質問の中で、道の駅への地下道内は延長45センチと発言をいたしました。これを訂正し、45メートルとするものであります。

以上であります。よろしく願いをいたします。

◎一 般 質 問

○議長（古玉栄治議員） 日程第1 一般質問

これより一般質問、2日目を行います。

それでは、通告順に質問を許します。

最初に、6番 笹川広美議員

〔6番（笹川広美議員）登壇〕

○6番（笹川広美議員） おはようございます。

それでは、通告に従い質問をいたします。

まず、いつまでも安心して外出できる移動手段の確立についてお聞きいたします。

本年3月で北鉄バス羽七西線が廃止されたことにより、これまで利用してこられた方からお困りの声をお聞きしております。通院のためコミュニティバスと電車を利用しようとしても接続が悪い。入院している親の世話で毎週通院しなければならないが自分も高齢で

あるためタクシーを利用するしかなく、月2万円以上もの交通費がかかるなど、主に通院利用の方々ですが、今後どうすればいいのか、どうか助けてほしいと大変切実な声が上がっております。

町のほうにも苦情、相談が来ていると思われそうですが、そうした方々への対応はどのようにされているのでしょうか。また、今後の対策は考えておられるのでしょうか。お聞かせください。

町コミュニティバスのおりひめバスも3年目の運行となりました。現在コミュニティバスやデマンドタクシーの運行における問題点はどのようなものがありますか、お聞かせください。

あわせて、町として今後の公共交通体制の計画があれば、お聞かせください。

さらに、高齢になっても楽しく外出できる環境は、元気で生きがいのある老後を過ごす観点からも重要であります。自治体によっては、シルバーパスというチケットを発行し、高齢者の公共交通費の負担軽減を図り外出を推進しております。当町は、またバリアフリー観光にも着目し、他の自治体にぬきんでて障害者の外出支援に取り組んでいただいているところであります。

このようなさまざまな視点から高齢者の外出補助など支援への取り組みの考えはないでしょうか。お聞かせください。

1点目、路線バス廃止への苦情、相談への対応。

2点目、路線バス廃止に伴う今後の対策。

3点目、現行のコミュニティバスやデマンドタクシーの運行における問題点。

4点目、今後の町全域の公共交通体制の計画。

5点目、高齢者の外出支援への取り組み。

以上5点にわたり答弁を求めます。

○議長（古玉栄治議員） 杉本町長

〔杉本栄蔵町長登壇〕

○杉本栄蔵町長 おはようございます。

笹川議員のいつまでも安心して外出できる移動手段の確立についてのご質問にお答えをいたします。

まず、路線バス廃止に対する苦情、相談の対応についてお答えをいたします。

廃止となった路線バスは、北鉄能登バス株式会社がことし3月31日まで運行していた路線で、系統名を羽七西線と呼び、鳥屋地区とＪＲ七尾駅とを結んでいました。

この路線は、県道七尾羽咋線沿線の末坂以北に住む鳥屋小学校の児童や中能登中学校の生徒の通学手段として、また中能登町民の七尾方面への通院手段として利用されてきました。しかし、利用者の減少と赤字の拡大を理由にバス事業者が路線を廃止することを決定し、国土交通省に廃止の届け出がなされたものです。

現在、町では、路線廃止に伴い、児童生徒の通学手段として新たにスクールバスを導入し通学の足を確保しました。しかし、まれに病院などへの通院などにより七尾方面へバスを利用されていた方から、路線バスが廃止されたことを4月に入って知り、町に対して数件相談があったことから、改めて路線が廃止となった経緯とＪＲ七尾線をご利用いただくよう説明をさせていただいております。

次に、路線バス廃止に伴う対策についてお答えをいたします。

廃止に伴う対策としては、バス事業者が路線を再開することは考えられないため、さきの答弁のとおりＪＲ七尾線の利用を引き続きお願いすることになります。

なお、ことしの夏ごろから期間限定ではありますが、七尾市との連携事業の一つとして地域間交通実証事業を実施する予定にしております。この事業は、ワゴンタクシーを借り上げ、中能登町と七尾市との間を1日4往復する予定で、1乗車につき500円とするものです。現在、七尾市と詳細な内容について調

整している段階ですので、決定次第、説明をさせていただきます。

次に、現行のコミュニティバスやデマンドタクシーの運行における問題点については、後ほど担当課長より答弁をさせますので、よろしく願いをいたします。

次に、今後の町の公共交通体制の計画についてお答えをします。

中能登町における公共交通機関は、鉄道、路線バス、タクシーなどの交通事業者によるものやコミュニティバス、デマンドタクシーといった町が運行を委託しているものがあります。このほか町有バスやスクールバス、七尾市内の総合病院が通院送迎のために運行するバス、七尾市内の私立高校が生徒の通学のため運行するバスなどもあり、移動手段としてはさまざまな手段があります。

自家用車による移動がふえ、公共交通の利用が減少の一途をたどっているため、交通事業者は、経営環境の悪化により料金の値上げや路線廃止など負のスパイラルに陥っています。

このような現状を踏まえ、今後、町の公共交通が持続的に維持できることを前提に関係機関と協議をし、体制を強化することが求められております。

町では、地域公共交通会議を設けて年1回程度協議をしておりますが、公共交通の維持は喫緊の課題でもありますので、今後は、さらに踏み込んで課題解決に向けた協議を重ねてまいりたいと考えております。

次に、高齢者の外出支援の取り組みにつきましては、中能登町高齢者福祉計画並びに第6期介護保険事業計画に基づき、高齢者の福祉施策の展開として暮らしやすい生活環境の整備が必要であると考えております。

この計画の中では、買い物弱者対策を含めて高齢者の身近な移動手段を充実させる施策の方向として、利用者の声を聞きながら利便性のさらなる向上を目指していくこととして

おります。

現在、町においては、介護保険で要介護認定を受け、支給要件を満たす高齢者には、医療機関へ受診する場合の交通費の一部をタクシー券の支給により助成を行い、移動手段の支援を行っております。

また、介護予防推進の観点から、高齢者みずからが主体的に元気で健康に過ごすためにも、足腰を鍛えるなど、いつまでも元気で外出することができるよう介護予防の取り組みを充実させることが大切であると考えております。

このことから、現行の地域公共交通等を利用していただき、日常生活の活動を高め、住みなれた地域で生活を送ることができるよう、安心な暮らしを目指してよりよい方策を検討していかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（古玉栄治議員） 高名企画課長
〔高名雅弘企画課長登壇〕

○高名雅弘企画課長 それでは、現行のコミュニティバスやデマンドタクシーの運行における問題点についてお答えをいたします。

現行のコミュニティバス、デマンドタクシーは、平成26年4月17日の道の駅開業に合わせ、運行を開始いたしました。

コミュニティバスは、道の駅を起点に町内4コースを1周約50分、1日5便、デマンドタクシーは、JR良川駅やJR能登部駅を起点に山間集落内の利用者宅との間を予約に応じて1日最大5往復、運行しております。毎週木曜日と年末年始は運休日となっており、年間およそ5万7,000人余りの方にご利用いただいております。

運行開始前の課題でありました定時運行の確保や乗車時間の短縮などを図った結果、現在の運行形態となりましたが、全ての課題が解決したわけではありません。また運行ルートは、集落をくまなくカバーすることを優先

した結果、一部コースで片方向や逆回りといった複雑な運行が生じたことによりまして、目的地でおりて用事を済ませても自宅へ戻るバスが適当な時間がないなどの不便も一部ございます。今後も利用者の観点に立ちまして、よりよい方法を模索してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（古玉栄治議員） 笹川議員

○6番（笹川広美議員） 町長からも答弁をいただきましたが、大変、現在の公共交通事情、厳しい現状がうかがえますが、今後もさまざまな皆様からの相談の声が上がってくるかと思われます。対応される職員の方は、まずどんな声も真摯に受けとめ、住民に寄り添う姿勢を忘れないでいただきたいと思います。

廃止に伴う対策として、七尾市と連携事業を行うとの答弁でありましたが、期間限定というお言葉がありましたけれども、これは、もし効果が見られるような大変よい事業ということがわかれば、継続というか新規展開の事業として考えていけるものなのでしょうか。お聞かせください。

また、杉本町長は先般、4期目の町政を担うご決意の中で、町の暮らしを支えるための「まち・ひと・しごと・まなび・くらし・ささえ」の6つの施策を行い、この町に住み続けたいと言われるまちづくりを目指すと言われました。

6つ目の「ささえ」という施策は、安心な暮らしを守り生活の安定を確保することですが、住民に対する行政側の支えはもちろん必要不可欠のものであります。その上で、支え合う地域住民のネットワークづくりを後押しすることも重要な役割ではないでしょうか。

この秋、協議会が設立される各地区の自主防災組織の活動支援のように、顔の見えるつ

ながらで細やかな対応が可能となる地区連携事業のような提示も考えられるのではないのでしょうか。

これからは、行政が担う事業だけでは出口の见えない行き詰まりが生じ、ますます民間や地域の知恵と力が必要とされる時代ではないのでしょうか。杉本町長のこの点に関しましてのご見解もお聞かせください。

○議長（古玉栄治議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 皆さんの声をしっかり聞きながら、それぞれの問題点を、課題を一つずつ詰めていきたい。しっかりと皆さんの意見、課題等に応えていきたい。そんな決意しております。

七尾市との連携バスにつきましては、今は限定でありますけれども、効果があればこれをずっと継続してまいりたいと、そんな思いしております。

○議長（古玉栄治議員） 笹川議員

○6番（笹川広美議員） 大変期待の持てる答弁をいただきまして、ありがとうございます。

来年度からは、赤字路線バスへの国庫補助が引き下げの方向で検討されていると伺います。県は、マイカーを運転できない高齢者には生命線である路線バスの維持へ地元市町と協力していくとの報道もありました。

公共交通を守るためには、多くの住民の利用促進を図る対策も真剣に考えていく必要があります。安心して外出ができる移動手段があるかないか。高齢になっても豊かな日々を送るためには重要な要件であります。いつまでも中能登町で暮らしていきたいと望むことができるよう、町民のニーズに合った移動手段をしっかりと確立していただきたいと思えます。

杉本町長からは、問題解決、課題解決に向けた協議会をしっかりと行っていくとの力強い答弁もいただきましたので、大いに期待しております。よろしく願いをいたしま

す。

それでは2つ目の質問、女性の視点を生かした防災対策についてお聞きいたします。

東日本大震災や熊本地震を教訓に、細やかな避難所運営など女性の視点を反映した防災対策づくりが各地で広がっております。

石川県においては、能登半島地震を経験し、自助、共助のかなめは防災士であると捉え、どこよりも防災士の育成に力を注ぎ、現在4,000人を超える防災士が誕生しております。これは人口比では全国トップの陣容です。そして、女性防災士の数は1,000人を超え、県内避難所に各1人の女性防災士の数が確保できたと報告を受けました。谷本知事も今後は防災士の質を高める方向にシフトさせなければならないと語っておられます。

中能登町では、防災士は90名、うち女性防災士が38名と女性の数が4割を占めました。これは県内トップの割合であります。秋には自主防災連絡協議会の設立を目指すとのことで、防災士の活躍が期待されているところであります。

そこで、女性の視点を生かした防災対策について質問いたします。

まず、町として中能登の女性防災士に期待し求められていることを具体的にお聞かせください。

そして、町が求める防災士として今後は質を高めるための研修が必要であります。どのように計画されておられますか、お聞かせください。

また、本年も町防災総合訓練が来月、7月9日に実施されます。防災士の皆さんには避難所開設など実地研修の大変よい機会として参加が望まれますが、状況はいかがでしょうか。

さらに、今後も女性防災リーダーの裾野を広げるための取り組みは必要であります。熊本地震では、30代、40代の女性が自然と避難所のリーダー役を務め、女性のきめ細やかな

視点からの判断や決断が救援物資の配分を初め避難所の運営に大きく貢献したと伺っております。多くの女性に防災への関心を広げるためのシンポジウムや防災の基礎知識を身につけるセミナーの開催などがリーダー育成の大きな推進力となると考えますが、町としての今後の計画をお聞かせください。

1点目、町が女性防災士に求めている具体的活躍。

2点目、防災士の質を高める研修の計画。

3点目、町防災総合訓練への防災士の参加状況。

4点目、女性防災リーダーの裾野を広げるための取り組み計画。

以上4点にわたり答弁を求めます。

○議長（古玉栄治議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 笹川議員の女性の視点を生かした防災対策についてのご質問にお答えをいたします。

まず、町が女性防災士に求めている具体的活躍についてであります。

町としましては、地域防災活動の活性化には女性防災士の役割は大変重要なものと考えております。平成23年の東日本大震災において、女性や子育て家庭、災害時要配慮者等への配慮不足が問題視され、その起因として避難所運営に女性の視点が入らなかったことが挙げられております。

町としましては、東日本大震災の反省点を踏まえ、災害時における避難所運営には男女共同参画の視点からも女性に配慮した運営をお願いするとともに、平常時においても女性のきめ細やかな視点での防災意識の啓発活動や自主防災活動等を行い、女性防災士ならではの役割を担っていただきたいと思いますと考えております。

次に、防災士の質を高める研修の計画についてであります。今年度より、県では防災士の質の向上を図ることを目的に2種類のスキルアップ研修を実施することとしておりま

す。

1つ目は、防災士の資格取得の翌年度に実施する初任者研修であります。この研修は、自主防災組織のリーダーとして実践的に活動できるスキルを身につけることを目的として実施されます。

2つ目は、資格取得から5年ごとに実施する定期研修であります。最新の防災対策を学び、防災対応力の維持、向上を図ることを目的として実施されます。

町としましては、対象となる防災士の方々に案内をして、スキルの向上に努めていただきたいと思いますと考えております。

また、今年度、防災士の連絡協議会を立ち上げることとしており、その中で防災士の皆さんの意見も拝聴しながら防災知識や技術の向上を図っていきたいと考えております。

次に、町防災総合訓練への防災士の参加状況についてであります。例年実施をしております町防災総合訓練において防災士コーナーを設置しており、防災士の皆様には参観者に防災意識の普及啓発の推進をしていただいているところであります。

参加状況は把握しておりませんが、当日ご都合のつく方に参加をいただいているところであります。今年度からは、参加人数を把握し、防災士コーナーのほか、避難所や災害ボランティアセンターの開設運営訓練など各種訓練にも参加、協力をお願いすることとしております。

次に、女性防災リーダーの裾野を広げるための取り組み計画についてであります。県では、今後5年間で女性防災士を含む防災士の倍増を目指しております。

町としましては、県との連携を図り、女性防災士の育成、確保に取り組んでまいりたいと考えております。まずは先ほど申し上げました防災士の連絡協議会を立ち上げ、その協議会での活動を通して女性が参加しやすい環境を構築していくなど、女性防災士の育成、

拡充に努めていきたいと考えております。

今後とも地域防災力の強化を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（古玉栄治議員） 笹川議員

○6番（笹川広美議員） 町防災総合訓練への参加の掌握でございますが、今までは把握してこなかったけれども今年度は把握していくというご答弁であります。参加されますか参加されませんかという確認を行うだけの把握ではなく、しっかりと参加、協力を強く要請していただきたいと思いますが、この点に関し、もう一度答弁を求めたいと思います。

○議長（古玉栄治議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 防災士の方々に一人ずつ確認をして、しっかりその数を把握して、その方々、出られる方々にしっかりまた今言ったような仕事もしていただきたい。これからそのような格好で。今までは数も少なかったこともありますし、今90名の方もおいでますので、一大の勢力と、そんな心強いことも思っておりますので、しっかりと仕事もしていただきたいと思っています。

以上です。

○議長（古玉栄治議員） 笹川議員

○6番（笹川広美議員） いつ発生するかわからない災害に備え、常に危機感、スピード感を持った対応をお願いしたいと思います。

東日本大震災や熊本地震、たび重なる大災害を経験し、そこから浮き彫りとなったのは、日常的に互いに支え合い、励まし合う地域のネットワークを持っている、また他者や地域への積極的なかわりがあることは、行政など他の組織の役割を補完する非常に有益な情報と救援のネットワークとなるということです。

4期目の町政を担う杉本町長の支え合いのまちづくりのかじ取り、大いに期待をしてお

ります。よろしくお願いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（古玉栄治議員） 次に、8番 諏訪良一議員

〔8番（諏訪良一議員）登壇〕

○8番（諏訪良一議員） 市町村役場機能緊急保全事業について質問をいたしたいと思っております。

これまでは国において自治体庁舎の耐震化工事を支援する事業はあったものの、建てかえは対象外であるとされてきたものが、一転して、昨年4月14日に発生した熊本地震では発災時、発災というのは災害が発生した時点を目指すわけですが、において支援拠点となるべき自治体庁舎に甚大な被害が発生したことにより、業務の遂行に著しい支障を来しております。

これらの被害状況を踏まえた庁舎機能の確保の必要性が緊急に高まったことがきっかけとなり、庁舎の建てかえで国の財政支援が受けられる制度、すなわち市町村役場機能緊急保全事業として今年度、平成29年度に創設されております。

その事業の概要についてと、町長は、今定例会議の提案理由の説明の中で、行政の効率化を図り役場庁舎の統合を進めますとの公約を発表されておりますので、当町における本庁舎建設にこの事業が対象になるのかについても伺います。

○議長（古玉栄治議員） 杉本町長

〔杉本栄蔵町長登壇〕

○杉本栄蔵町長 諏訪議員の市町村役場機能緊急保全事業についてのご質問にお答えをいたします。

この事業は、国が平成29年度から新たに設けた地方債対象事業で、公共施設等適正管理推進事業の一つであります。

本事業が設けられた経緯は、平成28年4月に発生した熊本地震の被害状況を踏まえ、災害発生時に業務継続に支障が生じるおそれの

ある耐震化されていない役場庁舎に緊急的に対応するためのものであります。

この事業の採択要件としましては、昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建設され、かつ耐震化されていない本庁舎の建てかえであること。また、個別施設計画を策定しており、この計画に建てかえ事業が明記されていること及び建てかえ後の庁舎が業務継続計画に位置づけられていることが必要となります。

事業の対象年度は、平成29年度から平成32年度までの4年間となります。対象経費につきましては、建てかえに要する建築事業費をもとに算出されますが、新規用地取得費は対象とならないため全て町の負担となります。

次に、当町の本庁舎建設が対象になるかのご質問につきましては、先ほどご説明をいたしましたとおり、耐震化されていない鹿島庁舎及び鹿西庁舎分の面積割合に相当する部分がこの事業の対象になるものと考えておりますので、ご理解のほどお願いします。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせます。

○議長（古玉栄治議員） 植田参事兼総務課長

〔植田一成参事兼総務課長登壇〕

○植田一成参事兼総務課長 それでは、少し詳細な部分につきましてはの説明をいたします。

まず充当率につきましては、対象経費の90%であります。また交付税措置につきましては、対象経費の75%を上限に、この範囲で借り入れする金額の元利償還金の30%が交付税の算入となります。

先ほど町長が答弁いたしました個別施設計画とは、さきの総務建設常任委員会で報告いたしました公共施設等総合管理計画に基づき策定するものであり、用途別、施設ごとの具体的な対応方針を定める計画であります。

計画の内容としましては、個別施設の

状態の把握や対策の優先順位の考え方及び対策内容と実施時期などであります。全ての施設について平成32年度までの計画策定が国から要請されているところであり、順次策定をしてまいります。

また、業務継続計画とは、災害時に人、物、情報などが利用できる資源に制約がある状況下において、町が優先的に実施すべき業務を特定し、その執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保方法をあらかじめ定める計画であります。当町におきましては、平成29年3月に策定したところであり、庁舎統合などそれぞれの事業の進捗に合わせて随時改定をして実施をしてまいります。

事業費に係る財源の内訳ですけれども、まず仮に30億の建物を建設したと想定して試算をいたします。先ほど町長が答弁しましたように、建設費のうち起債対象となりますのは全体面積のうち鹿島庁舎及び鹿西庁舎の割合のみと考えられます。3庁舎のうち2庁舎でありますので、仮に面積の割合が3分の2程度でありますので、20億が起債の対象経費というふうになります。この起債対象経費のうち上限額まで地方債を借り入れた場合の借入額は18億円で、交付税算入額は4.5億円が交付税の算入となります。ですから実際に町の実質の負担は25.5億程度となるものでございます。

○議長（古玉栄治議員） 諏訪議員

○8番（諏訪良一議員） 私がこの事業が対象になるのかということをご心配したのは、一つには今使っている鳥屋庁舎が耐震基準をクリアしていること。なるほど鹿西と鹿島庁舎は基準に当てはまらない。そういうことから該当になるのかということをご心配したわけです。

もう1点は、町長の説明では、鹿島庁舎と鹿西庁舎の面積に見合う分という説明があったわけですが、仮に新たに建てるとすると、この面積で足りるのかどうかということでは

す。それは、入居する職員数、1人当たり35.3平米を乗じたものが床面積の条件になるという採択要件があるわけですが、この数字に施設の大きさが当てはまるのかどうかという2点を危惧して、この質問をしたわけです。

説明してください。

○議長（古玉栄治議員） 植田参事兼総務課長

○植田一成参事兼総務課長 諏訪議員の再質問にお答えをいたします。

今ほどの説明の中で、数字的には入居の職員数を仮に150名というふうに仮定いたしますと、標準面積が5,295平米というふうな数字も出ております。町といたしましては、最終的に面積をどうするかというようなこともございますけれども、この段階では、この事業費を6,000平米というような想定のもとで経費を算定している状況でございます。

○議長（古玉栄治議員） 諏訪議員

○8番（諏訪良一議員） もう1点は、中能登町公共施設等総合管理計画、概要版というものをお願いしているわけですが、この中で庁舎の建設ということ、逆に建設すれば今の庁舎が廃棄されるということになるわけですが、このあたりが明確に計画に盛り込まれているのか。この点についても伺いたいと思います。

○議長（古玉栄治議員） 植田参事兼総務課長

○植田一成参事兼総務課長 諏訪議員の再質問にお答えをいたします。

総合管理計画につきましては、この前ご説明しましたように総体的な計画でございまして、この後、個々の計画に入っていくというようなことで順次進めてまいります。そんな中で、今言われたようなことも当然内部の中に入ってくるとお思いますので、その点よろしく願いいたします。

○議長（古玉栄治議員） 諏訪議員

○8番（諏訪良一議員） 2014年に庁舎整備検討委員会が旧鹿西中学校の増改築が妥当との答申を出しているわけですが、この後に議会としても庁舎建設特別委員会を設置して、これまで審議してきた。大きな課題としては、一つには財源の確保、一つには旧鹿西中学校の利活用、築十四、五年の校舎を廃校ということにはされてほしくない。こんなことが大きな検討の課題であったわけです。そういうことからしても、今回のこの事業が大変内容からしても財源の確保から見ると有利な事業ではないかなと、こんなように考えます。

そういうことから、やはりこの事業を活用できるような計画、あるいはこれからの取り組みを町当局に期待したいと思うんですが、この点も伺いたいと思います。

○議長（古玉栄治議員） 諏訪議員、3回終わっていますので、一言だけ。

杉本町長

○杉本栄蔵町長 この事業は4年間の限定でありますけれども、皆さんに新しく建てるか鹿西中学校を使うかといったようなことで、まだ結論を、答申をいただいておりますけれども、当然新しく建てるにしても、また鹿西中学校を使うにしても、この事業はしっかりと確保して使わせていただかなければならないと、そう思っております。

○8番（諏訪良一議員） 終わります。

○議長（古玉栄治議員） ここで10時55分まで休憩とします。

午前10時45分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（古玉栄治議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番 林 真弥議員

〔3番（林 真弥議員）登壇〕

○3番（林 真弥議員） 最終質問者の林真弥です。

今回も3点の質問を用意しておりますので、執行部の皆様、最後まで集中力を切らずに、ご答弁のほどよろしく願いをいたします。

それでは質問に入ります。

1点目ですけれども、旧小中学校の校歌継承についてお尋ねをします。

中能登町が誕生しまして12年が経過しましたが、その間に少子化を最大の要因とした小中学校の統廃合が進み、合わせて9校の学校が消えております。今この議場においでの方、さらには、なかのとチャンネルをテレビでごらんの方々においても、この9校のいずれかを卒業されたという方も相当数いらっしゃるのではないかなと思います。

私は、旧3中学校、鹿島、鳥屋、鹿西の旧3中学校の閉校式には全て出席をしました。鹿島地区の旧4小学校の閉校式にも全て出席をしました。その閉校式場で目にしたのは、卒業生と思われる方が涙を流しながら校歌を歌う姿でありました。私も母校である旧鹿西中学校の閉校式では、最後の校歌斉唱ですという掛け声のもと、やはり涙が出て、ほとんど歌うことができませんでした。

上手に表現できないんですけれども、母校の校歌には何か不思議な力、魔法の力みたいなものが存在すると私は感じているんですが、皆さんはいかがでしょう。卒業生にとって、ふだんは心の奥にしまってあっても、母校の校歌を耳にすることで、懐かしさとともに何か不思議なエネルギーというものが湧いてきませんか。そのような校歌を閉校になったからそれで終わりでは、余りにも寂しいしもったいないというのがこの質問の趣旨であります。

そこで、3点の質問をいたします。

1つ目ですが、この閉校になった9校の学校の校歌の継承を考えませんか。校歌の継承を考えてほしいというのが1点目です。

2点目、3点目は、校歌継承に関して、私

の提案みたいな感じなんですが、これは仮の名前ですが、中能登町校歌フェスタみたいなのはできないでしょうか。

3点目、この校歌を町の文化財として指定することはできないか。文化財に指定するにはいろいろ要件というのがあるというのも理解していますので、もし要件に当てはまらないのであれば、指定文化財に準ずるような形でこの校歌を残すことはできないか。

この3点で質問いたします。

以上です。

○議長（古玉栄治議員） 袋井教育長

〔袋井貞司教育長登壇〕

○袋井貞司教育長 林議員の校歌の継承を考えよのご質問についてお答えします。

中能登町においては、平成25年4月に中学校の統合、平成27年4月に鹿島地区小学校を統合いたしました。

中学校の統合時には、鳥屋、鹿島、鹿西中学校の校歌、応援歌のDVDを作成しました。これがそうです（資料提示）。鹿島地区の小学校統合時には、越路、滝尾、久江、御祖小学校の校歌のDVDを作成しました。これがそうです（資料提示）。

校歌の継承はもちろんのこと、映像で各学校の紹介、沿革なども保存されています。同窓会の折には、教育委員会に保管してあるこのDVDを貸し出しいたします。このDVDを同窓会などで大いに利用していただき、受け継いでいっていただきたいと考えています。

次に、中能登校歌フェスティバルを開催できないかとの質問にお答えします。

中能登校歌フェスティバルにつきましては、開催することは考えていません。また、校歌は学校への帰属感や連帯感を高めることが目的で制定されており、同窓会などで連帯感を高め、歌われていくことが最良かと考えます。

同窓会やPTA、また町民の皆様の校歌フ

ェスティバル開催の機運が高まるようでありましたら、検討したいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

次に、文化財として残すことはできないかの質問にお答えします。

文化財の指定については、文化財としての価値を把握するための調査研究が不可欠であり、指定に際して理由を付すことになりますので、校歌を残したいとの理由での指定は行っていないので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（古玉栄治議員） 林議員

○3番（林 真弥議員） ちょっと話、脱線するのかもしれないんですが、私の母親、今77歳です。私の母親は旧滝尾小学校の卒業生であります。私が子供のとき、小学校ぐらいでしょうかね。私が子供のときに、なぜかわからないんですが、私の母親はよく滝尾小学校の校歌を歌ってたんですね。何でかわからないんですけども、ちょくちょく歌ってました。私は、自然に滝尾小学校の校歌が耳に入って、私は滝尾小学校の校歌が歌えます。卒業生ではないんですけども歌えます。閉校式のときにも、滝尾小学校の閉校式に行ったときに、何の違和感もなく滝尾小学校の校歌は歌えました。

それはちょっとおいときまして、私の母親に大阪に住む姉がいます。私にすればおばさんですけども。今85歳ぐらいになっています。滝尾小学校の閉校式があつて余り日がたっていない、鹿島地区の小学校の閉校式が終わって余り日がたっていないときだったと思うんですが、ちょっと私、おばさんに用事があつて電話をしたんですね。その用事が終わった後に、実はおばさん、滝尾小学校なくなったんやぞ。おばさん卒業した滝尾小学校なくなったんですよ。知りませんでした。えっというような感じで、鹿島地区の4小学校が統合されたので滝尾小学校も越路も御祖も

久江もなくなりましたよという話をしたら、えっと言った後に、私、涙出てきたと、そんな話でした。

おばさん、それはそうと滝尾小学校の校歌を覚えているかといったら、もちろん覚えていますよということで、電話の向こうで歌ったんですね。小学校卒業して70年以上ですよ。校歌ってすごいなと思って。

先ほど教育長のほうから、校歌フェスタは今のところ考えてないというご答弁でした。その機運が高まれば開催もやぶさかではないというようなご答弁だったと思うんですが、今ほど言いました私のおばさん、大阪におります。こちらから大阪のほうへ就職された方はたくさんおいでるはずですよ。大阪とりや会というのもありますね。関東のほうにもそういう方はたくさんおいでるはずですよ。そういう自分の母校に対する思いというのを持っていらっしゃる方、かなり高齢になっていらっしゃってもそういう思いを持っていらっしゃる方は、私はおいでるんだろうなと思っております。

そんな方の思いに応えるというんですか、母校がなくなって寂しいなという思いの方もたくさんおいでるはずなので、そんな方に力を与えるじゃないですけども、そういう思いを込めて閉校になった校歌を歌い継いでいく、何かそういうイベントがあれば私はいいんじゃないかなと、そう思っております。

文化財にするためには、先ほど教育長の答弁にもありましたけれども、いろいろ要件があつて、なかなか簡単にはできないというのは私も理解できます。

よその自治体の話なんですけど、富山県の砺波市には国指定、県指定、町とか市指定の文化財以外に、指定要件は満たさないんだけど何とか地域に残しましょうというもので、ふるさと文化財というそんな制度を富山県砺波市は設けているそうです。国、県、市町という指定文化財にはできないんですけれ

ども、それに準ずるといような形で、そういう文化財として砺波市は地域に残していきたいというものは残しているそうです。

そういう形で校歌を残せませんか。教育長どうでしょう。

○議長（古玉栄治議員） 袋井教育長

○袋井貞司教育長 林議員の再質問にお答えします。

今ほど言われました富山県の例を十分検討させていただいて、それが中能登町でも可能なものなのか十分検討していきたいと思いますので、その辺の理解をよろしく願います。

以上です。

○議長（古玉栄治議員） 林議員

○3番（林 真弥議員） ぜひ検討していただきたいと思います。

卒業生にとっては、うれしいこと、悔しいこと、悲しいこと、そんな思い出がいっぱい詰まったのが校歌だと私は思っておりますので、継承と保存を真剣に、そして早急に検討されることを求めて、この質問は終わりたいと思います。

では次に移ります。

2点目ですけれども、総務省の事業でありますふるさとワーキングホリデーについて質問いたします。

まずは、ふるさとワーキングホリデーというのは何なんでしょうということなんですが、それを説明する前に、ワーキングホリデー制度について少し簡単に説明したいと思います。ワーキングホリデー制度というのは、2カ国間、2つの国の協定に基づいて、主に長期休暇を利用し、その国の言語を学び、文化や生活、就学、就労体験できる特別なビザ制度と定義されております。

ふるさとワーキングホリデーは、そのワーキングホリデー制度の趣旨を基本としたワーキングホリデーの国内版に近い事業だと私は理解をしております。

ふるさとワーキングホリデーというのは、昨年度から始まり、昨年は北海道、福島、熊本など8つの道府県が選ばれ、事業展開されましたが、ことしは10の道府県が選ばれ、その中に石川県が入ったと聞き、この質問を取り上げるに至りました。

7月から8月にかけて、夏休みの間、最長で30日程度で約120人、主に関東や関西などの大都市圏の大学生がメインになるのですが、これを踏まえて2つ質問をいたします。

1点目、総務省が行うこの事業に賛同し、中能登町が手を挙げるという計画はあるのか。

2つ目、中能登町独自のふるさとワーキングホリデー事業というのを計画してはどうか。

この2点で答弁を求めます。

○議長（古玉栄治議員） 杉本町長

〔杉本栄蔵町長登壇〕

○杉本栄蔵町長 林議員のふるさとワーキングホリデーについてのご質問にお答えをいたします。

まず、総務省が実施するこの事業に手を挙げる計画はないかについてお答えをいたします。

この事業は、総務省が実施をする事業で、石川県が今年度初めて採択を受けたもので、首都圏を初めとする県外の若者などをおよそ120人程度募集し、県内の各地で2週間から1カ月間、働きながら地域住民と交流をするものであります。

現在、石川県では滞在先の施設を募集しており、主に観光業や農家を受け入れ先として想定しており、受け入れ先のニーズを整理した上で参加学生を募ることとしております。

詳しくは、後ほど担当課長より答弁をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に、中能登町独自のワーキングホリデー事業を計画せよについてお答えをいたしま

す。

ワーキングホリデーは、受け入れ側としても賃金の支払いなどの費用負担といった要件があります。また、数日間の受け入れとは異なり、企業ニーズに応じたマッチングや企業側からの積極的な受け入れ申し出が必須条件であると考えられますので、独自の事業計画につきましても、今後の研究課題とさせていただきます。

現在、中能登町では、本年度も大学生を対象としたインターンシップを独自事業として実施しております。まずはインターンシップ事業の運営を確立した後、ワーキングホリデーも視野に入れていきたいと考えております。

以上です。

○議長（古玉栄治議員） 高名企画課長

〔高名雅弘企画課長登壇〕

○高名雅弘企画課長 それでは、林議員のワーキングホリデー事業における受け入れ先の要件につきまして、ワーキングホリデーにつきましても受け入れ先についても条件がいろいろとありますので、ご紹介をさせていただきます。

主に、次の6つの要件を満たす必要がございます。まず1つ目でございますが、労働関係法に基づく労働契約を結ぶことが要件とされております。2つ目には、参加者に対して正当な賃金を支払うこと、これができるとが要件となっております。3つ目でございますが、労災保険の加入など必要な手続を行うこと、労災保険の加入手続を行うことが要件とされております。4つ目ですが、地域の特性を生かした就労体験ができることが4つ目の条件となっております。そして5つ目でございますが、石川県が委託する事業者などが主催、紹介する交流イベントや学びの機会に参加させることができることが受け入れ先の条件となっております。そして最後、6つ目でございますが、2週間から1カ月間程度受

け入れができることとされております。

以上の6つの点のことから、受け入れ先となる企業などからの積極的な支援が求められております。

なお、現在、中能登町の対応といたしましては、受け入れ企業を募集するため、町のホームページに、受け入れ企業向けにこのような内容を掲示している状況ですが、現在のところ残念ながら町のほうに対しては問い合わせがない状況であります。

以上です。

○議長（古玉栄治議員） 林議員

○3番（林 真弥議員） 今ほど町長と高名課長のほうから答弁をいただきました。

私も質問をしておりますけれども、ハードルは高いなというのは理解した上で質問をしておるわけなんです、独自のふるさとワーキングホリデーを事業化させるためには、やはり予算措置であったり、就業の受け入れの確保であったり、あとは宿泊施設をどこにするかなど、高名課長のほうから雇用保険とかイベントに参加するというような話もありましたけれども、いろいろハードルは高いなと、決して低くないなというのは、総務省のホームページを見ていたら感じました。

なんですが、総務省は、これを若者地域への移住、定住につなげたいというふうなことを言っています。ハードルが高いからやめたじゃなくて、できないじゃなくて、総務省のホームページを見ますと、特に対象の学生というのは田舎を持たない学生。東京生まれ東京育ち、大阪生まれ大阪育ちで自分のふるさとがない。地方暮らしを知らないと言っているんでしょうか。地方で自分にふるさとがない、そういう学生さんを対象に、メインにしたいということになっております。そんな人々たちを地方への移住、定住につなげていきたいというのがふるさとワーキングホリデーの一番の趣旨だと私は感じております。

今どこの市町村でも減っていく人口をみんな

なで取り合いみたいな格好になっていますけれども、特に若者をこの町に迎え入れる一つの事業として、ハードルは高いのかもしれないんですけども、一遍に大きな事業というんじゃないで、最初は1人でも2人でもいいじゃないですか。受け入れるような、そんな少しずつ大きな事業にしていくことを私は望みたいと思うんですけども、その辺はどうでしょうか。ひとつご答弁願います。

○議長（古玉栄治議員） 高名企画課長

○高名雅弘企画課長 それでは、林議員の再質問にお答えをいたします。

確かに今、林議員の言われた思いというのは、私も共通して同じような思いであると考えておりますが、いかんせん、これまで中能登町におきましては余り大学生を受け入れた経験がない、経験値がないということで、一足飛びにワーキングホリデーというのは非常に難しいかなと思っております。

そこで現在、企画課のほうでやっておりますのは、インターンシップというのを主体的に動かしております。昨年度から県の主催するインターンシップフェスティバルのほうに参加をいたしました。ことしもインターンシップフェスティバルに参加をいたしまして、大学生向けにインターンシップを呼びかけました。そのおかげといいますか、インターンシップに出た成果といたしまして、現在7名のインターンシップを受け入れることができております。ことし受け入れることが確定いたしました。

まず、中能登町の観光交流振興プランの作成と交流イベントの企画ということで現在5名のインターンシップ生、そして中能登町トレイルランニングと一緒に盛り上げようということで2名のインターンシップを受け入れいたします。学校につきましては、金沢学院大学や小松短期大学、金沢星稜大学、金沢大学、金沢工業大学の生徒の皆様を受け入れさせていただきます。

実は、そのほかにも公益社団法人大学コンソーシアム石川という組織がございます。こちらのほうで平成29年度の地域課題研究ゼミナール支援事業というのがございます。こちらのほうも申し込みをしております。これまた最近、採択をされることが決定いたしました。これも観光計画と観光交流のまちづくりということで採択を受けております。これにつきましては、金沢星稜大学のゼミ生を受け入れることとしております。現在、ゼミの先生、そして学生18名を受け入れることが決定いたしました。

そういった形で、合わせて現在は25名のインターンシップの関係者を受け入れをすることを進めております。まずこういった繰り返しをしながら、地域に大学生を受け入れるという風土をつくっていききたい。その後にインターンシップのほうも視野に入れて研究をしていききたいなと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

○議長（古玉栄治議員） 林議員

○3番（林 真弥議員） 今ほどの高名課長のほうからの答弁、なかなか一遍には、ふるさとワーキングホリデーとまではなかなか持っていくのは難しいかもしれないけれども、まずは大学生を対象にしたインターンシップ事業から進めていきたいというふうなご答弁だったと私は理解しましたが。

何の事業、どんな事業でも同じだと思うんですけども、これしたからすぐ結果が出るとか、すぐ結果につながるというのは余りないと思うんですね。地道な積み重ねだと思うんです。すぐに移住とか定住とかということにつながるわけではないかもしれませんが、地方、地域の魅力、中能登町の魅力といいますか、それをPRする事業だということでしっかり捉えて、時間をかけてでもいいので少し事業化できるように努力していただきたいなと思います。

そのことを求めて、この質問は終わります。

では、3点目に移ります。

地域公共交通会議についてお尋ねをします。

地域公共交通会議、この会議については、読んで字のごとくといいますか、地域の交通政策を協議する場であるはずですが、今定例会の初日において担当の高名課長より昨年度1年間の開催は1回だったとの説明を受けたことがこの質問につながったと前置きをさせていただいた上で、2点お尋ねをします。

1点目なのですが、地域公共交通会議において活発な協議、議論というのはなされているのでしょうか。

もう1点なのですが、開催回数も含めて、私は外の目から見た限り、1回というのはどうなのかなという思いがありまして、開催回数も含めて、もっと積極的に開催するべきではないかなと思うんですけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（古玉栄治議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 林議員の地域公共交通会議についてのご質問にお答えをいたします。

まず、会議において活発な協議や議論は行われているかについてお答えをいたします。

地域公共交通会議は、自治体、交通事業者、運輸支局、住民代表、利用者代表などから構成されております。会議を開催する目的は、地域のニーズに即した乗り合い運送サービスの運行形態やサービスの水準、運賃などについて協議をするほか、必要に応じて地域の交通計画などを策定することとなっております。近年では年1回の開催となっております。

近年の協議内容は、コミュニティバスやデマンドタクシーの運行に対する国庫補助金の申請に係る地域公共交通確保維持計画の承認を求めることなどが主な議題となっております。会議では、それぞれの有識者から、それ

ぞれの立場に基づき、議題について慎重な審議をお願いしているところであります。

次に、開催回数も含め積極的な開催を求めについてお答えをいたします。

先ほど答弁をしたとおり、必要に応じて開催をしているため、近年は年1回開催をしている状況です。しかし、現状の公共ネットワークを点検し、課題を浮き彫りにし、関係機関と連携をしながら取り組むことがポイントの一つであると考えます。このことから、現状の課題の洗い出しや分析を行った後、適切な対策を講じていくことが必要であると考えております。

以上です。

○議長（古玉栄治議員） 林議員

○3番（林 真弥議員） 必要があれば開催をしていくという町長のご答弁でありました。

私の目から見たら、まずこれは国交省の、国からの補助金をいただくためには地域公共交通会議を開く義務がある。これを開かないと補助金はいただけないんですね。その会議を開いて、その内容を報告する。それをして初めて国からの補助金をいただけるということは私は理解しておりますけれども、ちょっと強い言い方かもしれませんが、補助金をもらいたいのがばつかりに、補助金のために1回ないし2回開催して、私の目から見ると役目ずましみたいな感じに映ります。

よその自治体にお伺いしたところ、もっと回数が多いところもあるようです。何回ぐらいがいいかというのはわかりませんが、私は1回というのは余りにも寂しいような気がします。

昨年度1回行われたという会議のメインの協議事項というのは何だったのでしょうかというのと、今後、中心になっていく協議事項というのは何なのかというのをお聞かせください。

○議長（古玉栄治議員） 廣瀬副町長

〔廣瀬康雄副町長登壇〕

○廣瀬康雄副町長 それでは、私のほうから答弁をさせていただきます。

私の立場は、公共交通を運行する町側の委員としてこの会議に出ております。そういうことで会長も務めさせていただいておりますので、私のほうから答弁をさせていただきます。

この会議につきましては、合併して19年、各旧町でコミュニティバスを運行していましたが、それを統合したのが一番最初の始まりであります。そういうことで、その後、道の駅ができたときに大幅な見直しをかけて、いろいろと路線のルートとかバス時刻の検討も協議を重ねてきたところであります。

年1回の協議内容でございますが、主に林議員おっしゃったように、国からのいろいろな財源確保をするために、いろいろな事業に乗っかっております。そういうことで、公共ネットワーク計画の策定、またはデマンド交通、タクシーやっていますので、その計画の承認等が主な議題として話をしております。

なお、委員の中には、タクシー会社、それとバスの運行会社、それらの方も委員として入っております。それと、石川県の交通政策担当、それと北陸運輸局の石川支局の国の方々にもこの中に入っていて、地域における交通体系についていろいろとご教授もいただいているところであります。

近年ですと、中学校が建ったときには北鉄バスの中学校の乗り入れ、また道の駅、アルプラザまでの乗り入れ等の協議もこの会議で話がされて承認された。承認というか、ここは諮問機関でありますので、結論を出す会議ではありませんので、そういうことをやるということで皆さんにご意見を求められて、そういう協議をした案件もあります。

そういうことで、近年は中能登町のコミュニティバスをいかに運行していくかというこ

とが議題の一つでありますので、変更がない場合には特に協議を重ねておりませんが、昨今、北鉄バスの、笹川議員の質問にありましたように羽七西線の撤退、それに基づく七尾市との乗り入れ等の話、試験的にやろうとしているんですが、それらの議題も今回、ことしは公共交通会議の中に議題として上がってくるものと思っております。

これは各自自治体ごとに公共交通会議を持っておりますので、中能登だけでどうのこうのするわけにはなかなかまいりませんので、七尾市さんと、また今後そういう廃止が続いてくると羽咋市さん、志賀町さんとのいろいろな協議も重ねる必要があるかなというふうに思います。

ただ、これは一自治体だけの、複数の市町村にまたがる場合には県のほうにも働きかけて、広域的な考え方で県もある程度絡んでいただかないと、一自治体では解決できない問題かなと思っております。そういうことで、いろんな課題が生じれば、町のほうとして、運行責任者としての会議の開催はやぶさかではないというふうに思っております。

以上です。

○議長（古玉栄治議員） 林議員

○3番（林 真弥議員） 先ほど笹川議員のほうからの質問で、町長のご答弁の中で、地域公共交通会議を踏み込んで開催したいというようなご答弁がありました。今ほど廣瀬副町長のほうからも、開催回数に関しては、ふやすことに関しては決してやぶさかではないというようなご答弁だったと思うんですが、私が一番言いたいのは、これからますます高齢化社会が進むだろうと思われま。超高齢化社会と言われておりますけれども。

都会はいいんですね。東京とか大阪とか名古屋とか大都市は、電車、バスの交通網が網羅していますので、高齢者の方向けの交通政策というのは余り心配ないんですけども、地方においては、どうしても車じゃない

と移動がなかなか難しい。時間がかかる。不便だというのがありまして、といいながらも一定の年齢になると、免許証を返納してください、免許証を返納すればどうですか、高齢者研修を受けてくださいというふうに警察関係のほうからよくそういう話があります。

ここ近年、高齢の方の事故、高齢者の方が運転されていた車の事故というのが本当に連日のように報道されております。

田舎において、免許証返納も含めた高齢者の方々のニーズにどうやって応えるか。本当にイタチごっこみたいな感じで、答えはなかなか出てこないんですけれども、ただ、それを考えるのがこの地域公共交通会議の一番の役割ではないのかなと、私はそう思っているんですね。なかなか答えが見つからない、なかなかいいアイデアがどこも出てこないというのが現状なんですけれども。

近い将来、もしかしたら自動運転自動車というのも本当に実用化されるのであれば、この問題は一気に解決できるのかなと少し私は期待もしているんですけれども。

自動運転車のことはさておいて、ますますの超高齢化に向けた地域の高齢者の皆さんのニーズに応えるための公共交通会議の活発な活動をぜひお願いしたいなと思いますが、最後にもう一回、副町長、意気込みというのをお願いします。

○議長（古玉栄治議員） 廣瀬副町長

○廣瀬康雄副町長 林議員の再質問にお答えいたします。

先ほど免許証返納の話も出ましたが、今まで自家用車で思ったときに思ったところへいつでも行けるというような、そういう生活を何十年過ごされた方にとっては、バスに乗る文化がございませんので、なかなかなじまない部分があると思います。そういうことで、ことしから免許証返納者に対してはバスの券も発行しているんですが、もともと免許のない人は、バスや汽車に乗る文化がありますの

で何ら苦にならないということでもあります。そういう方のためにコミュニティバスを運行した、旧町時代からそういう経緯がございます。これは高齢者、免許を持たない方の交通弱者対策として取り組んできたわけであります。

そういうことで、それらの方々を一律に考えるのは非常に難しいんですが、バスに乗る文化を根づかせるという、電車に乗る文化を根づかせるということも一つの大事な要素かなというふうに思います。

そういうことで、いろいろなそういう課題が出てきておりますので、公共交通会議の場において皆さんといろいろ協議をして、中能登町にとってどういう方向が一番いいのかというものを結論づけていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（古玉栄治議員） 林議員

○3番（林 真弥議員） いろいろとご答弁ありがとうございました。

以上で私の質問を終わります。

◎散 会

○議長（古玉栄治議員） 以上で本日の一般質問を終わります。

今回は、あす、15日午後3時より会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時43分 散会

平成29年 6 月15日（木曜日）

○出席議員（14名）

1 番	尾 田 良 一	議員	8 番	諏 訪 良 一	議員
2 番	土 本 稔	議員	9 番	宮 下 為 幸	議員
3 番	林 真 弥	議員	10番	甲 部 昭 夫	議員
4 番	中 川 秀 平	議員	11番	古 玉 栄 治	議員
5 番	山 本 孝 司	議員	12番	若 狭 明 彦	議員
6 番	笹 川 広 美	議員	13番	坂 井 幸 雄	議員
7 番	南 昭 榮	議員	14番	作 間 七 郎	議員

○説明のため出席した者

町 長 杉 本 栄 蔵	税 務 課 長 古 川 利 宣
副 町 長 廣 瀬 康 雄	土木建設課長 北 野 均
教 育 長 袋 井 貞 司	上下水道課長 田 中 智
参事兼総務課長 植 田 一 成	会 計 課 長 百 海 和 夫
参事兼農林課長 田 中 栄 一	長寿介護課長 道 善 まり子
参事兼住民福祉課長 加 賀 忠 夫	保健環境課長 平 岡 重 信
企 画 課 長 高 名 雅 弘	教育文化課長 上 坂 恵 一
情報推進課長 町 田 穂 高	生涯学習課長 正 谷 智

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 土 屋 哲 雄 書 記 水 田 祥 代
議会事務局長補佐 山 本 博 司

○議事日程（第４号）

平成29年 6 月15日 午後 3 時00分開議

- 日程第 1 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
(中能登町税条例の一部を改正する条例について)
- 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて
(中能登町原子力発電施設等立地地域の指定による町税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について)
- 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて
(中能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)
- 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて
(中能登町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について)
- 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成28年度中能登町一般会計補正予算)
- 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成28年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算)
- 承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成28年度中能登町介護保険特別会計補正予算)
- 承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成28年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算)
- 承認第 9 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成28年度中能登町下水道事業特別会計補正予算)
- 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて
(平成28年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計補正予算)
- 承認第11号 専決処分の承認を求めることについて
(平成28年中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算)
- 議案第 1 号 中能登町農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について

- 議案第 2 号 中能登町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 3 号 中能登町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 4 号 中能登町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 5 号 中能登町表彰条例の一部を改正する条例について
- 議案第 6 号 平成29年度中能登町一般会計補正予算
- 議案第 7 号 平成29年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 議案第 8 号 平成29年度中能登町下水道事業特別会計補正予算
- 議案第 9 号 平成29年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計補正予算
- 議案第10号 石川縣市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 議案第11号 石川縣市町村消防賞じゅつ金組合理約の変更について

(委員長報告・質疑・討論・採決)

(追加日程第1)

議案第12号 工事請負契約の締結について
(平成28年度鳥屋小学校防災機能強化工事(明許繰越))

議案第13号 工事請負契約の締結について
(平成28年度鹿西小学校防災機能強化工事(明許繰越))

議案第14号 町有財産の無償貸付について(旧御祖小学校・校舎等)

同意第1号 教育委員会委員の任命について

(説明・質疑・討論・採決)

午後 3 時00分 開議

◎開 議

○議長（古玉栄治議員） ご苦労さまです。

ただいまの出席議員数は14名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎各常任委員会委員長報告

○議長（古玉栄治議員） 日程第 1

本定例会議から付託しておりました承認第 1 号から承認第11号及び議案第 1 号から議案第11号を一括して議題とします。

以上の案件に関し、各常任委員会における審査の過程及び結果について各常任委員会委員長の報告を求めます。

最初に、教育民生常任委員会委員長 笹川広美議員

〔教育民生常任委員会委員長（笹川広美議員）登壇〕

○教育民生常任委員会委員長（笹川広美議員） 教育民生常任委員会における審査の過程並びに結果についてご報告いたします。

今定例会議で付託されました案件は、承認 5 件、議案 2 件であり、執行部からの説明を求め、慎重に審査をいたしました。

審査の過程における質疑、意見など主なものについて申し上げます。

まず、承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度中能登町一般会計補正予算）、歳出、第10款教育費、体育施設維持管理事業、プール傷害保険料 1 万7,000 円の減額補正について、保険の対象者と減額補正理由の説明を求めました。この保険は、スポーツセンターろくせいのプールの利用者を対象としたもので、事故があった場合に対応するための保険であり、減額理由は、当初2,000人の利用を見込んでいたが実績で

は約1,300人の利用であったため減額補正したとのことです。

次に、承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算）について、歳出、第 2 款保険給付費、出産育児一時金、負担金 253 万6,000 円の減額補正について、要因と出生率の影響について説明を求めました。これについては、国民健康保険加入者に対する出産育児一時金を当初12人見込んでいたが、実績が 6 人であったため減額補正したとのことであり、あくまで国民健康保険加入者の実績であり全体の出生率への影響はないのではないかとのことでした。また、出生率については国の人口動態統計から算出されるもので、平成26年に公表された当町の合計特殊出生率は1.72で、5年ごとに公表されるとのことでした。

続いて、議案第 6 号 平成29年度中能登町一般会計補正予算、歳出、第 3 款民生費、自立支援事業、人工内耳用音声信号処理装置購入50万円の増額補正について、補助の対象者及び内容について説明を求めました。この装置は、音をマイクで拾う体外部の機材を使用することにより難聴を解消するもので、県内 9 市町で補助制度を導入しているとのことでした。対象者は、医師の診断を受けて人工内耳を装着された方が 5 年の耐用年数を過ぎた装置の買い換えをする場合に最大50万円を補助するものです。あくまで買い換えが対象であり、修理費用は対象外で、新しく人工内耳を入れる場合は保険対象となるとのことでした。

同じく、議案第 6 号の第 4 款衛生費、清掃事業費、廃棄物処分手数料 6 万円及び廃棄物積替保管委託料90万8,000円の増額補正について、今後の町の対応について説明を求めました。これについて、瓶の処理は町内業者の事業停止により 1 月収集分から町の指定した場所で仮置きした状態で未処理となっている

とのことです。今後の対応としては、県内に瓶の処理業者がないことから容器包装リサイクル協会の処理業者で近隣市も利用している滋賀県内の瓶の処理業者に依頼するとのことで、無色と茶色のビンは無償、その他の色は有償であるため処分手数料として6万円を計上したとのことです。また、収集して仮置きした瓶は10トン単位で回収されるため、仮置きに要する施設の管理費用や回収時等の積み込み費用などを含め委託料90万8,000円を1年分の費用として計上したとのことです。

次に、第10款教育費、小学校管理費のいしかわ道徳教育推進事業における30万円の増額補正で、鹿西小学校が対象とのことだが、その他の町内小学校が選定されなかった理由について説明を求めました。この事業は県から各市町に割り当てられるもので、中能登町では昨年に引き続き鹿西小学校が割り当てられたとのことで、ほかの小中学校とのバランスを考えてお願いしたということです。なお、町内での他の小中学校の状況は、鹿島小学校は学びの組織的実践推進事業、鳥屋小学校は外国語の早期教科化の対策準備のための英語教育、中能登中学校は能動的学習推進事業に取り組んでおり、4校ともが各種の事業を行っているとのことです。

質疑終了後、討論、採決の結果、当委員会に付託されました承認5件については全会一致で承認、議案2件については全会一致で可決いたしました。

なお、今回報告いたしました結果につきましては、お手元に配付済みの委員会審査報告書のとおりであります。

以上で教育民生常任委員会からの審査結果の報告を終わります。

○議長（古玉栄治議員） 次に、総務建設常任委員会委員長 宮下為幸議員

〔総務建設常任委員会委員長（宮下為幸議員）登壇〕

○総務建設常任委員会委員長（宮下為幸議

員） 総務建設常任委員会における審査の過程並びに結果についてご報告いたします。

今定例会議で付託されました案件は、承認7件、議案10件であり、執行部からの説明を求め、慎重に審査をいたしました。

審査の過程における質疑の概要について申し上げます。

まず、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度中能登町一般会計補正予算）、歳出、第2款総務費、地域おこし協力隊事業、加工用原料費の特産品開発原材料費20万円の減額について内容説明を求めました。これについては、道の駅で大根やメロン栽培等を実施しているが、苗等の原材料費を購入しなかったため減額補正したとの説明を受けました。

次に、同じく歳出、第6款農林水産業費、農業振興費、イノシシ捕獲数、狩猟免許取得者数、電気柵設置延長の各減額補正について内容説明を求めました。これについては、イノシシ捕獲総数202頭、404万円を地区に助成、狩猟免許取得支援助成金は6人で6万円の支援助成、電気柵設置延長3,200メートル、27万5,000円の助成実績により減額補正したとの説明を受けました。

次に、議案第6号 平成29年度中能登町一般会計補正予算、歳出、第7款商工費、観光振興費、旧丹後邸調査設計の委託料300万円の増額補正について内容説明を求めました。この委託料は、改築工事等の補助財源にめどがつき次第執行したいとのことで、使途として母屋は観光施設、離れは移住・交流施設としての利用を考えているとの説明を受けました。

次に、同じく歳出の第8款土木費、土木総務費、住宅マスタープラン策定の委託料450万円の増額補正について内容説明を求めました。これについては、町営住宅のマスタープランを策定するもので、今後の町営住宅の方向性を定め、国庫補助事業として事業を進め

るために必要なものであるとの説明を受けました。

次に、議案第8号 平成29年度中能登町下水道事業特別会計補正予算、第2款下水道事業費、社会資本整備総合交付金事業費、工事請負費9,303万円の増額補正について内容説明を求めました。まず1点目は、処理場施設及びマンホールポンプ場の遠方監視システムは、供用開始後20年が経過し、通信費用が高額かつ誤作動が生じている状況です。こうしたことからNTT回線からインターネット回線に更新整備し、ネット回線による故障対応の迅速化、また通信費用の抑制が図られるなどの利点があり、今年度より国庫補助事業にて4年間をかけて更新する予定でシステム構築費3,843万円を計上。2点目は、鹿島中部クリーンセンターの水処理施設電気設備改築工事で4,410万円。3点目は、同センターの汚泥処理棟の耐震補強工事で1,050万円の内容であるとの説明を受けました。

以上、質疑の主な概要でございます。

質疑終了後、討論、採決の結果、当委員会に付託されました承認7件については全会一致で承認、議案10件についても全会一致で可決いたしました。

なお、今回報告いたしました結果につきましては、お手元に配付済みの委員会審査報告書のとおりであります。

以上で総務建設常任委員会からの審査の結果の報告を終わります。

○議長（古玉栄治議員） 以上で各常任委員会の委員長報告が終わりました。

◎質 疑

○議長（古玉栄治議員） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古玉栄治議員） 質疑がないようであります。

これで質疑を終結します。

◎討論、採決

○議長（古玉栄治議員） これより、上程議案、承認第1号から承認第11号及び議案第1号から議案第11号について一括して討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古玉栄治議員） ないようであります。

次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古玉栄治議員） ないようであります。

以上で討論を終結します。

次に、採決を行います。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（中能登町税条例の一部を改正する条例について）

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（中能登町原子力発電施設等立地地域の指定による町税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について）

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（中能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（中能登町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について）

以上の承認4件を一括して採決します。

お諮りいたします。

本件に対する委員長の報告は、全会一致で原案のとおり承認であります。

本件は、委員長の報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（古玉栄治議員） 起立全員であります。

よって、承認第1号から承認第4号は、原案のとおり承認されました。

○議長（古玉栄治議員） 次に、

承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度中能登町一般会計補正予算）

承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算）

承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度中能登町介護保険特別会計補正予算）

承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算）

承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度中能登町下水道事業特別会計補正予算）

承認第10号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計補正予算）

承認第11号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算）

以上の承認7件について一括して採決します。

お諮りいたします。

本件に対する委員長の報告は、全会一致で原案のとおり承認であります。

本件は、委員長の報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（古玉栄治議員） 起立全員であります。

よって、承認第5号から承認第11号は、原案のとおり承認されました。

○議長（古玉栄治議員） 次に、議案第1号 中能登町農業委員会委員及び農地利用最適

化推進委員の定数に関する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本件に対する委員長の報告は、全会一致で原案のとおり可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（古玉栄治議員） 起立全員であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

○議長（古玉栄治議員） 次に、

議案第2号 中能登町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第3号 中能登町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第4号 中能登町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について

議案第5号 中能登町表彰条例の一部を改正する条例について

以上の議案4件について一括して採決します。

お諮りいたします。

本件に対する委員長の報告は、全会一致で原案のとおり可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（古玉栄治議員） 起立全員であります。

よって、議案第2号から議案第5号は、原案のとおり可決されました。

○議長（古玉栄治議員） 次に、

議案第6号 平成29年度中能登町一般会計補正予算

議案第7号 平成29年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算

議案第8号 平成29年度中能登町下水道事業特別会計補正予算

議案第9号 平成29年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計補正予算

以上の議案4件を一括して採決します。

お諮りいたします。

本件に対する各委員長の報告は、全会一致で原案のとおり可決であります。

本件は、各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（古玉栄治議員） 起立全員であります。

よって、議案第6号から議案第9号までの議案4件は、原案のとおり可決されました。

○議長（古玉栄治議員） 次に、

議案第10号 石川県市町村職員退職手当組合規約の変更について

議案第11号 石川県市町村消防賞じゅつ金組合規約の変更について

以上の議案2件を一括して採決します。

お諮りいたします。

本件に対する委員長の報告は、全会一致で原案のとおり可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（古玉栄治議員） 起立全員であります。

よって、議案第10号から議案第11号は、原案のとおり可決されました。

◎追加日程

○議長（古玉栄治議員） お諮りいたします。

ただいま杉本町長より、

議案第12号 工事請負契約の締結について

（平成28年度鳥屋小学校防災機能強化工事（明許繰越））

議案第13号 工事請負契約の締結について（平成28年度鹿西小学校防災機能強化工事（明許繰越））

議案第14号 町有財産の無償貸付について（旧御祖小学校・校舎等）

同意第1号 教育委員会委員の任命について

以上の議案3件、同意1件が提出されました。

これを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古玉栄治議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号から議案第14号及び同意第1号を日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

議事日程を配付しますので、暫時休憩します。

午後3時23分 休憩

午後3時24分 再開

○議長（古玉栄治議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第12号～議案第14号、同意第1号

○議長（古玉栄治議員） 追加日程1

議案第12号から議案第14号及び同意第1号を一括して議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

杉本町長

〔杉本栄蔵町長登壇〕

○杉本栄蔵町長 本日、追加提案をいたしました議案につきまして、その概要をご説明いたします。

最初に、議案第12号工事請負契約の締結につきましては、平成28年度鳥屋小学校大規模

改造工事（明許繰越）について、6月7日に4社が参加して事後審査型制限つき一般競争入札を執行した結果、8,748万円で株式会社豊蔵組能登営業所に落札を決定し、仮契約の締結をしたものであります。

この工事は、鳥屋小学校の防災機能の強化を行うものであります。

次に、議案第13号 工事請負契約の締結につきましては、平成28年度鹿西小学校防災機能強化工事（明許繰越）について、6月7日に4社が参加して事後審査型制限つき一般競争入札を執行した結果、9,180万円で株式会社杉本工務店に落札を決定し、仮契約の締結をしたものであります。

この工事は、鹿西小学校の防災機能の強化を行うものであります。

次に、議案第14号 町有財産の無償貸付につきましては、旧御祖小学校の校舎等について、株式会社A・S・Kに無償で貸し付けるものであります。貸付期間は平成29年6月16日から平成39年3月31日までであります。

最後に、同意第1号 教育委員会委員の任命についてであります。今回、教育委員会委員に、中能登町福田口部134番地、駒井奈美氏が最適任者として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。任期は平成33年6月29日までの4年間であります。

以上、本日追加提案いたしました議案につきご説明申し上げましたが、議員各位におかれましては、慎重なるご審議の上、適切な議決を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（古玉栄治議員） 町長の提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第12号から議案第14号について一括して質疑を行います。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古玉栄治議員） ないようであります。

これで質疑を終結します。

お諮りいたします。

議案第12号から議案第14号は、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古玉栄治議員） 異議なしと認めます。

暫時休憩します。

午後3時29分 休憩

午後3時32分 再開

○議長（古玉栄治議員） 再開します。

杉本町長

〔杉本栄蔵町長登壇〕

○杉本栄蔵町長 一部訂正をさせていただきます。

鳥屋小学校大規模工事と申し上げましたけれども、正式には鳥屋小学校防災機能強化工事でございます。

ということで訂正をさせていただきます。

○議長（古玉栄治議員） よって、委員会付託を省略することに決定しました。

続いて、議案第12号から議案第14号について一括して討論を行います。

討論の方はありませんか。

まず、反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古玉栄治議員） ないようであります。

次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古玉栄治議員） ないようであります。

以上で討論を終結します。

続いて採決を行います。

議案第12号 工事請負契約の締結について（平成28年度鳥屋小学校防災機能強化工事

(明許繰越)) を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(古玉栄治議員) 起立全員であります。

よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号 工事請負契約の締結について(平成28年度鹿西小学校防災機能強化工事(明許繰越)) を採決します。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(古玉栄治議員) 起立多数であります。

よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号 町有財産の無償貸付について(旧御祖小学校・校舎等) を採決します。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(古玉栄治議員) 起立全員であります。

よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

次に、同意第1号 教育委員会委員の任命について。

本案は、人事案件であり、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(古玉栄治議員) 異議なしと認めます。

よって、同意第1号は、質疑、討論を省略

し、直ちに採決することに決定しました。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

同意第1号 教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(古玉栄治議員) 異議なしと認めます。

よって、同意第1号は、原案のとおり同意することに決しました。

◎散 会

○議長(古玉栄治議員) 以上で、本定例会議に付議されました議案の審議は終了しました。

これをもって、平成29年度中能登町議会6月定例会議を散会します。

ご苦労さまでした。

午後3時37分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 古 玉 栄 治

署 名 議 員 諏 訪 良 一

署 名 議 員 宮 下 為 幸